### 〇第百四回国会

# 一、本会議の審議概要

〇昭和六十年十二月二十四日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第 一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

日程第 二 政治倫理審査会委員の選任

議長は、参議院政治倫理審査会規程第七条により政治倫理審査会委員を指名した。

特別委員会設置の件

員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関す 右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委

名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹 特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十 る総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査

のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する 対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査 立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその

備

考

別委員を指名した。 ら成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特 ルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名か 対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、 エネ

散会 午前十時五分

〇昭和六十一年一月二十七日

月曜日

元議員羽生三七君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第 一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は施政方針に関し、安倍外務大臣は外交に関し、竹下大蔵大臣は財

政に関し、平泉国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後五時四十七分

# 〇昭和六十一年一月三十日 木曜日

開会 午前十時一分

(衆議院) 開会式

一・二七 国務大臣の演説

二九・三〇 演説に対する質疑

日程第 一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

小野明君、上田稔君は、それぞれ質疑をした。

右の質疑中、徳仁親王殿下が傍聴にお見えになつたので、議長は、議院に紹介した。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時十三分

# 〇昭和六十一年一月三十一日 金曜日

開会 午前十時一分

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、鈴木省吾君、古賀雷四郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、 裁

判官訴追委員に石本茂君、平井卓志君、検察官適格審査会委員予備委員に小島静馬君

中村太郎君、 (安孫子藤吉君の予備委員)、海江田鶴造君(八百板正君の予備委員)、国土審議会委員に 日本ユネスコ国内委員会委員に柳川覺治君を指名した。

日程 第 一 国務大臣の演説に関する件 (第三日)

峯山昭範君、上田耕一郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時四十八分

再開 午後一時一分

休憩前に引続き、中村鋭一君、赤桐操君、斎藤栄三郎君、本岡昭次君、 高木健太郎君は

それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後四時五十三分

### 〇昭和六十一年二月十五日 土曜日

開会 午後零時三十二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に平岩外四君、航空事故調査委員会委員に榎本善臣君、

幸尾治朗君、西村淳君、労働保険審査会委員に浦田純一君、溝邊秀郎君を任命すること

に同意することに決し、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君、館龍一郎君、航空

事故調査委員会委員長に武田峻君、同委員に東昭君を任命することに全会一致をもつて

同意することに決した。

昭和六十年度一般会計補正予算 (第1号)

昭和六十年度特別会計補正予算(特第1号)

右の両案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、

討論の後、 可決された。

日程第 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(衆議院議決)

昭和六十年度一般会計補

正予算 (第1号)

昭和六十年度特別会計補

正予算 (特第1号)

右の議案は、 建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 可決された。

日程第 一 昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時

特例に関する法律案(衆議院提出)

日程第 右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。 三 昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出、

議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

れた。

日程第 四 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、 商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

散会 午後一時三分

もつて可決された。

〇昭和六十一年三月十日 月曜日

開会 午前九時五十一分

三月一日の福岡市における渡辺通商産業大臣の発言について、中曽根内閣総理大臣及び渡

辺通商産業大臣から発言があつた。

日程第 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ

た後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前九時五十六分

# 〇昭和六十一年三月二十四日

開会 午前十時三十四分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

右の件は、 山内一郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙 右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

加

藤武徳君を指名した。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に吉

彊君、大谷操君、瀬尾忠博君、松尾信人君、岡本丈君を指名した。 岡恵一君、 堀家嘉郎君、沖崎利夫君、中尾辰義君、中沢伊登子君、 同予備委員に佐久間

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、 人事官に石坂誠一君、原子力委員会委員に門田正三君、 藤波恒雄君、

、原子力

安全委員会委員に大山彰君、御園生圭輔君、日本銀行政策委員会委員に川出千速君を任 命することに同意することに決し、中央更生保護審査会委員に本明寛君を任命すること

三...

# に全会一致をもつて同意することに決した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

近藤忠孝君、柳澤錬造君がそれぞれ質疑をした。 右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、赤桐操君、桑名義治君、

休憩 午後零時三十一分

再開 午後一時十二分

国務大臣の報告に関する件(昭和六十一年度地方財政計画について)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

\*(閣法第八号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案 (趣旨説明)

右は、日程に追加し、小沢自治大臣から報告及び趣旨説明があつた後、志苫裕君、 中野

明君がそれぞれ質疑をした。

日程第 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案 內

閣提出、衆議院送付)

日程第 二 国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 三 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

(内閣提出)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 四 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の議案は、 地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

れた。

散会 午後二時二十八分

# 〇昭和六十一年三月二十八日 金曜日

開会 午前十時一分

三月二十五日の閣議後の記者会見における平泉国務大臣の発言について、中曽根内閣総理

大臣及び平泉国務大臣から発言があつた。

日程第 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に

掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関

する文書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に

掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関

する文書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認するこ

とに決した。

日程第 三 郵便法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第 右の両件は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は 四 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

(衆議院議決)

三・二五 地方税法及び国有資産等所

在市町村交付金及び納付金

する法律案(閣法第八号)に関する法律の一部を改正

三・二六 租税特別措置法の一部を改

正する法律案(閣法第七号)

全会一致をもつて可決され、日程第四は承認することに決した。

日程第 五 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣

提出、衆議院送付)

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、 運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 八 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、 地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

れた。

日程第 九 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第一〇 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案 (内閣

提出、衆議院送付)

日程第一一 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第一二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 日程第

一〇及び第一二は全会一致をもつて可決、日程第一一は可決された。

日程第一三 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一四 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院

送付)

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、 日程第一三に

対する討論の後、可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件 右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決し

た

散会 午前十時四十五分

〇昭和六十一年四月四日 金曜日

開会 午後六時三分

昭和六十一年度一般会計予算

昭和六十一年度特別会計予算

昭和六十一年度政府関係機関予算

討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一三四、反対九七にて可決された。 右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、

昭和六十一年度政府関係機関予算昭和六十一年度特別会計予算昭和六十一年度一般会計予算

(衆議院予算委員会)

二・一四、一五 公聴会

三・六、七

分科会

可決

(衆議院本会議)

可決

日程第 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 內

#### 閣提出)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 一 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案 (内閣提出

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(衆 右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

議院提出

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の三案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があ

散会 つた後、第一の議案は可決、 午後七時四十六分 第二及び第三の議案は全会一致をもつて可決された。

## 〇昭和六十一年四月十一日

開会 午前十時一分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、フィリピンに対する経済援助等に関する調査のため委員二 十五名から成る対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会を設置することに全会一

(参議院予算委員会)

= · 1.0

公聴会

集中審議(対外経済

委嘱審査 援助・円高)

四 · 四

 $\equiv$ 

四 · 四 (参議院本会議)

可決

した。 から成る補助金等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、 致をもつて決し、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を審査するため委員三十名 特別委員を指名

日程第 一 東北開発株式会社法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

もつて可決された。 右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

日程第 二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部を改 正する法律案(内閣提出)

もつて可決された。 右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

日程第 三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 五 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出

日程第 七 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内

法律案(内閣提出、衆議院送付)

閣提出、衆議院送付)

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 日程第

五は全会一致をもつて可決、日程第六及び第七は全会一致をもつて委員長報告のとおり

修正議決された。

日程第 八 航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 九 主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 可決さ

れた。

散会 午前十時二十四分

## 〇昭和六十一年四月十八日 金曜日

開会 午後一時四十一分

日程第 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の

国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一

致をもつて可決された。

日程第 二 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二は

全会一致をもつて可決、日程第三は可決された。

四・一二~一五 内閣総理大臣の海外

(衆議院議決)

する特別措置法案(閣法第四・一五 東京湾横断道路の建設に関

二四号)

一部を改正する法律案(閣四・一七 消費生活用製品安全法等の

法第六四号)

に関する法律案(閣法第四国の補助金等の臨時特例等

号)(修正)

(衆議院議決)

四・一八 地方交付税法等の一部を改

正する法律案(閣法第一七

号)

日程第 四 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正す る法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 五 環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

日程第 つて可決された。 四は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決、 右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第五及び第六は全会一致をも

日程第 七 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 八 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

1程第 九 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

もつて可決された。 右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

日程第一〇 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送

付)

日程第一一 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、 商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一○

は可決、日程第一一は全会一致をもつて可決された。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(趣旨説明)

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、青木薪次君、大川清幸君、

神谷信之助君、井上計君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後四時一分

# 〇昭和六十一年四月二十三日 水曜日

開会 午前十時二分

議員元本院議長安井謙君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、 秋

山長造君が哀悼の辞を述べた。

日程第 一 国務大臣の報告に関する件(内閣総理大臣の帰国報告)

右の件は、中曽根内閣総理大臣から報告があつた後、 野田哲君、黒柳明君、 山中郁子君、

関嘉彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第 一 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィ ኑ

社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

金衆

議院送付)

(衆議院議決)

也四号) 四·二二 研究交流促進法案(閣法第

(衆議院)

四・二二 内閣総理大臣の帰国報告、

同質疑

日程第 几 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関す

る法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

び第三は全会一致をもつて承認することに決し、日程第四は全会一致をもつて可決され 右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 日程第二及

日程第 五 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 可決された。

日程第一六 特定都市鉄道整備促進特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後零時九分

# 〇昭和六十一年四月二十五日 金曜日

開会 午後三時三十二分

日程第 一 扶養義務の準拠法に関する法律案(内閣提出)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 二 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行

に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 Ξ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案 (内閣提出、 衆議院送付

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、

研究交流促進法案(趣旨説明)

決された。

右は、日程に追加し、河野国務大臣から趣旨説明があつた後、稲村稔夫君が質疑をした。

散会 午後四時十七分

## 〇昭和六十一年五月七日 水曜日

開会 午前十時二分

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべ

き特別措置に関する法律案(趣旨説明)

右は、日程に追加し、三塚運輸大臣から趣旨説明があつた後、小柳勇君、矢原秀男君が

それぞれ質疑をした。

日程第 一国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、補助金等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつ

て、討論の後、可決された。

国家公務員等の任命に関する件

任君、綿貫芳源君、和田善一君、日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、磯田一郎君、 右の件は、科学技術会議議員に岡本道雄君、山下勇君、公害等調整委員会委員に小玉正

五•四~六 第十二回主要国首脳会議

(東京サミット)

可

(衆議院議決)

業の運営の改善のために昭五・六 日本国有鉄道の経営する事

る法律案(閣法第二○号)に講ずべき特別措置に関す和六十一年度において緊急

五・七 マルルーニー・カナダ首相 |

員会委員に富谷晴一君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。 田代清英君、宮原九一君、矢野照重君、矢野辨介君、横山信立君、日本放送協会経営委 岡田達雄君、漁港審議会委員に佐々木隆人君、鮫島泰佑君、柴田章君、吹田安兵衛君、 岩村精一洋君、熊平肇君を任命することに同意することに決し、社会保険審査会委員に

## 散会 午前十一時三十二分

## 〇昭和六十一年五月九日 金曜日

開会 午前十時二分

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案(馬場富君外六名発議)(委員会

審査省略要求事件)

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること

「終し、馬場富君から趣旨説明があつた後、可決された。

河野国務大臣は、右の決議について所信を述べた。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(趣

旨説明)

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、竹田四郎君、多田省吾君

がそれぞれ質疑をした。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

(内閣提出、衆議院送付)

(衆議院議決)

五・八 特定商品等の預託等取引契

律案(閣法第五号)(修正)ための特別措置に関する法に必要な財源の確保を図る昭和六十一年度の財政運営

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 二 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 | 三||新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提

H H 日程第

四

右の議案は、農林水産委員長から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十一時三十七分

# 〇昭和六十一年五月十四日 水曜日

開会 午前十時三分

日程第 一 安全保障会議設置法案 (趣旨説明)

右は、後藤田国務大臣から趣旨説明があつた後、久保田真苗君、太田淳夫君、内藤功君

関嘉彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第 二 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 三 生物系特定産業技術研究推進機構法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送

(衆議院議決)

五•九 核原料物質、核燃料物質及

律の一部を改正する法律案

(閣法第五九号)

び原子炉の規制に関する法

安全保障会議設置法案(閣

法第九号)

殿下の演説(衆議院議場)五・一二 連合王国チャールズ皇太子

ド国会副議長一行本会議傍五・一四 テリス・ニュー・ジーラン

聴

日程第 五 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

三及び第五は可決、日程第四は全会一致をもつて可決された。 右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、 日程第

日程第 六 研究交流促進法案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、

討論

日程第 の後、可決された。 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その

1)(衆議院送付)

日程第 八 昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その

1)(衆議院送付)

日程第 九 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省

各庁所管経費増額調書(その1)(衆議院送付)

日程第一〇 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その

2)(衆議院送付)

日程第一一 昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その

2)(衆議院送付)

日程第一二 昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省

各庁所管経費増額調書(その2) (衆議院送付)

右の六件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承諾するこ

とに決した。

日程第一三 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一四 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

オた

日程第一六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院

送付)

日程第一七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 **(**内

閣提出、衆議院送付)

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一

致をもつて可決された。

日程第一八 国会法の一部を改正する法律案 (遠藤要君外七名発議) (委員会審査省略要求

事件)

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略することに決し、遠藤要君から趣旨

説明があつた後、可決された。

散会 午後零時二十七分

## 〇昭和六十一年五月十六日 金曜1

### 開会 午前十時一分

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関する決議案(成相善十君外八

名発議)(委員会審査省略要求事件)

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること

に決し、成相善十君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

羽田農林水産大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第 雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求めるの件

### (衆議院送付)

日程第 二 人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第百四十二号)

の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて承認することに決した。

日程第 三 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案(内閣提出、 衆議

#### 院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第 四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

日程第 Ŧi. プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送

付

日程第 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 八 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出

張所の設置等に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第 九 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の三件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第

七は可決、日程第八は承認することに決し、日程第九は全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 特定商品等の預託等取引契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一一昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、 可

決された。

国民生活・経済に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査特別委員長から報

告があつた。

外交・総合安全保障に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長か

ら報告があつた。

散会 午前十一時二分

# 〇昭和六十一年五月二十一日 水曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、運輸審議会委員に渡辺芳男君を任命することに全会一致をもつて同意するこ

とに決した。

日程第 一 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府 との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認すること

に決した。

日程第 二 地方自治法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

れた。

日程第 三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第 四 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提

衆議院送付)

日程第 Ŧi. 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は

全会一致をもつて可決、日程第四及び第五は可決された。

日程第 六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論

の後、可決された。

日程第 七 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において

緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可

決された。

散会 午前十時五十一分

〇昭和六十一年五月二十二日 木曜日

開会 午後一時三分

日程第 昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決

昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関

る法律案(衆第二二号)

五. 公職選挙法の一部を改正す

(衆議院議決)

#### 係機関決算書

日程第 二 昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第 三 昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

おり内閣に対し警告することに決し、日程第二及び第三は委員長報告のとおり異議がな まず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のと 右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は

日程第 四 国務大臣の報告に関する件 (昭和五十九年度決算の概要について)

いと決した。

右の件は、竹下大蔵大臣から報告があつた後、梶原敬義君、服部信吾君、立木洋君、

井

上計君がそれぞれ質疑をした。

日程第一五一特定外航船舶解撤促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第六安全保障会議設置法案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、 可

決された。

休憩 午後三時五十八分

再開 午後十時一分

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の議案は、日程に追加し、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結

果の報告があつた後、可決された。

参議院規則の一部を改正する規則案(遠藤要君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

に決し、遠藤要君から趣旨説明があつた後、可決された。 右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること

日程第七乃至第五三の請願

北方領土返還促進に関する請願

右の請願は、農林水産委員長外七委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決

定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

対フィリピン経済援助に関する調査特別委員会

一、フィリピンに対する経済援助等に関する調査

議長は、来る七月七日議員の半数が任期満了となるので挨拶をし、任期満了となる議員を

			散会 午後十時二十分                      代表して副議長阿具根登君は、謝辞を述べた。

静案の審講経過

規則	決	その	決	等	予備費	承	議	条	予		₹	Ź	<b>\$</b>		閣			
. 規	議	他	算		<u> </u>						±.	注 			法		/	
程			新	衆	新				4.4.	衆	新	参	新	衆	参	新		
案	案	続	規	継	規	認	決	約	算	継	規	継	規	継	継	規		
																	拱	Ē
		=	四	九	六	_	-	1	五	三六	1   111	0		=		八七	H 	1
	  -  -  -																月	丈
		=		六		_		七	<i>T</i> i.		九		_			七三		Z
										!							継	参
					 	     	   	ļ !			 						続	議
					F		: :										未	IHX.
			四		<u> </u>	1						<u></u>	九				了	院
<b>!</b>					; 								 				継	衆
			,	三	六					三五	<u> </u>		     	=		=	続	議
														  - 			未	
/	/										_						了	院
										撤回一	撤回二						Ú	莆
													 				<b>a</b>	号

(1) 議案件数表

## 覧

#### て 前 提 出 国 法 全案 会から継続三件) (八七件)(うち衆議院 1

### **両院通過**(七三件

- 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の
- 処理の特例に関する法律案
- \_ 昭和五十九年度における道路整備費の財源の 特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- $\equiv$ 昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等
- に関する法律案
- 四 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案修
- 五 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確

保を図るための特別措置に関する法律案(修)

- 六 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 七 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 八 び納付金に関する法律の一部を改正する法律 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及

案

院修正を示す。下の《修》は本院修正作名の上の数字は提出

(修)

は件 衆名 議の

九 安全保障会議設置法案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

一部を改正する法律案

炟 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に動

務する外務公務員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案(修)

五 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法

の一部を改正する法律案

六 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する

法律の一部を改正する法律案

七 地方交付税法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

九 国民年金特別会計法等の一部を改正する法律

案

= -				二九			二八	二七	二六	三四									
児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支	(衆議院同意)	改正する法律の一部を改正する法律案(修))	)年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を	<ul><li>. 航空機工業振興法の一部を改正する法律案</li></ul>	納付等に関する臨時措置法案(修)	充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の	ハ 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に	1 生物系特定産業技術研究推進機構法案	ハ 厚生省設置法の一部を改正する法律案	四東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案	案	<ul><li>一中小企業退職金共済法の一部を改正する法律</li></ul>	意)	法の一部を改正する法律案(修))(衆議院同	中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置	一踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	き特別措置に関する法律案	ために昭和六十一年度において緊急に講ずべ	│○ 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善の
成法の一部を改正する法律案	四二 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助	る法律案	四一 情報処理の促進に関する法律の一部を改正す	する法律案	四〇 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正	三九 特定都市鉄道整備促進特別措置法案	必要な特別措置に関する法律案	三八 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために	法律案	三七都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する	三六電波法の一部を改正する法律案	三五 郵便年金法の一部を改正する法律案	三四 簡易生命保険法の一部を改正する法律案	する法律案	三三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正	律の一部を改正する法律案(修)	三二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法	(衆議院同意)	給に関する法律の一部を改正する法律案(修)

備の促進に関する臨時措置法案          一部	民間事業者の能力の活用による特定施設の整 七九 海洋	一部を改正する法律案 七七 農林	核燃料物質及び原子炉の規制に	七六 農水	プログラムの著作物に係る登録の特例に関す と四 研究	新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案	郵便法等の一部を改正する法律案 七三 天皇	六八 扶養	主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正す	郵便貯金法の一部を改正する法律案の徴	港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	一部を改正する法律案	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法	庫法の一部を改正する法律案	環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公 六四 消費	東北開発株式会社法を廃止する法律案	六三 廃棄	下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律 六二 著作	日本下水道事業団法の一部を改正する法律案 六一 道路
部を改正する法律の一部を改正する法律案	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の	農林中央金庫法の一部を改正する法律案	る法律案	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正す	研究交流促進法案	び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案	天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及	扶養義務の準拠法に関する法律案	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案	の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料	杂	<b>碌テレビジョン放送法の一部を改正する法</b>	汆	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法	する法律案	廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正	著作権法の一部を改正する法律案	道路交通法の一部を改正する法律案

八〇 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正す

る法律案

八一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する

特別措置法案

八二 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の

部を改正する法律案

八三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する

法律案

八四 国有財産法の一部を改正する法律案

八五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律案

修

八六 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案

●衆議院継続 (一六件)(うち衆議院において前国会から継続

三件

 $\overline{\bigcirc}$ 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する

法律案

三五 老人保健法等の一部を改正する法律案

五三 日本国有鉄道改革法案

五四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

に関する法律案

五五 新幹線鉄道保有機構法案

五六 日本国有鉄道清算事業団法案

五七 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道 清算事業団職員の再就職の促進に関する特別

措置法案

六九 鉄道事業法案

七一 七〇 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及 日本国有鉄道改革法等施行法案

び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

七五 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する

法律案

七八 地方公共団体の執行機関が国の機関として行

う事務の整理及び合理化に関する法律案

八七 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正

する法律案

国第 国第 国第 会百 会百 会百 一三 一三 八一 二回 一回 二回 公職選挙法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

職業安定法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了 (一件)

地方自治法の一部を改正する法律案

本院 から継続一〇件) 議員提出 法律案 (二一件)(うち前 玉

恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通

両院通過 (二件)

外国人漁業の規制に関する法律の一 部を改正

する法律案

国会法の一部を改正する法律案

本院未了 (一九件)(うち前国会から継続一〇件)

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一 部

を改正する法律案

戦時災害援護法案

 $\equiv$ 公衆浴場法の一部を改正する法律案

四 林業労働法案

 $\pm$  . 育児休業法案

六 育児休業法案

七 官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律の一部を改正する法律案

九 原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及

び原子炉の規制に関する法律の一部を改正す る法律案

法律の一部を改正する法律案

職年の計算に関する恩給法の特例等に関する

信株式会社等の社員で公務員となつた者の在

集団代表訴訟に関する法律案

国第 国第 国第 国第 国第 国第 会百 会百 会百 会百 会百 一回 ○回 九回 八回 七回 六回 海洋開発基本法案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 海洋開発委員会設置法案 都市緑化促進法案

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正

する法律案

国第 会百

六回 女子教職員の出産に際しての補助教職員の

確

保に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

情報公開法案

国第 国第 国第 会百 会百 会百 二 二 一一 七回 二回 七回 人事訴訟手続法の一部を改正する法律案

●衆議院議 議 院に お 員 ( ) (提出 7 前 l 法律案 国 会 から継続三六件) (五九件)(うち衆

両院通過 (九件)

衆議院継続  $\overline{\overline{\bigcirc}}$  $\overline{\bigcirc}$ 四 三 九 八 七 六 (四五件)(うち衆議院において前国会から継続 公職選挙法の一部を改正する法律案 社会保険労務士法の一部を改正する法律案 三五件) 地方自治法の一部を改正する法律案 律案 法律案 規制に関する法律案 電子計算機を利用する個人情報の処理業務の プライバシー保護基本法案 を改正する法律案 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関す 付に関する法律の一部を改正する法律案 国会における各会派に対する立法事務費の交 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法 る法律の一部を改正する法律案 いての所得税及び法人税の臨時特例に関する 昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金につ 部 国第 会百 国第 国第 国第 会百 会百 会百 一九 一七 一八 四回 Ŧ. 三回 五回 二回 六 四 法律案 法律案 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する 関する法律の一部を改正する法律案 官公需についての中小企業者の受注の確保に 環境汚染及び道路損耗を防止するためのスパ 短時間労働者保護法案 住宅保障法案 労働基準法の一部を改正する法律案 措置法案 日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策特別 日本鉄道株式会社法案 中小企業庁設置法案 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施 日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理 イクタイヤの使用の禁止等に関する法律案 に関する法律案 休業に関する法律の一部を改正する法律案 社会福祉施設等の看護婦、 保母等の育児

地域林業振興法案	国第 会 二 〇 回	法律案	
別措置法案		国会三二 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する第百一回 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する	
都市における公共交通の環境整備に関する特	国会一九	関する法律の一部を改正する法律案	
特別措置法案		会百三一	
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する	会百一二	国会三〇 農民組合法案	
家内労働法の一部を改正する法律案	国会一七	会百二一	
雇用保険法の一部を改正する法律案	会百 一二	農業生産の振興に関する法律案	
正する法律案		国会二八 農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための第百一回 農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための	
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改	国第 二回	律案	
置法案		国会二六 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法第百一回 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法	
校及び高等学校の施設の整備に関する特別措		る法律案	
児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学	国第百二 四	会百一一	
員定数の標準等に関する法律案		会百二一	
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職	国会 六	国会二三 武器等の輸出の禁止等に関する法律案第百一回 武器等の輸出の禁止等に関する法律案	
に関する法律案		会百二一	
公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準	会百二	する法律案	
学校教育法等の一部を改正する法律案	国第百二回	会百 二 <b>一</b>	
学校教育法の一部を改正する法律案	会百 二	国会一九 水俣病問題総合調査法案	
る法律案		会百 一 <b>一</b>	
大企業者等の小売業の事業活動の規制に関す	国第 会百 三 三 回	会百	

地域福祉保健活動の推進に関する法律案

国第 国第 国第 国第

会百 会百 会百 会百 会百 三二 三二 三二 二二 九回 八回 二回 四回 三回

住宅基本法案

大規模小売店舗等調整法案

鶏卵の需給の安定に関する法律案

採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制

等に関する法律案

衆議院未了 (二件)

公職選挙法の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法

律案

(三件)(うち衆議院において前国会から継続一

件

撤回

Ŧī. 原子爆弾被爆者等援護法案

<u>=</u> 原子力基本法及び核原料物質、 核燃料物質及

び原子炉の規制に関する法律の一部を改正す

る法律案

国第

会百 一二 六回 定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限

等に関する法律案

予算(五件)

●両院通過(五件

昭和六十年度特別会計補正予算 (特第1号)

昭和六十年度一般会計補正予算

(第 1

<u>号</u>)

昭和六十一年度一般会計予算

四 昭和六十一年度特別会計予算

五. 昭和六十一年度政府関係機関予算

●条約 (七件)

| 両院通過 (七件)

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第 の交渉の結果に関する文書の締結について承 三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を 修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国と

認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第 認を求めるの件 三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を の交渉の結果に関する文書の締結について承 修正し又は撤回するための欧州経済共同体と

 $\equiv$ 原子力の平和的利用における協力のための日 本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

# の締結について承認を求めるの件

国連邦政府との間の条約の締結について承認ための日本国政府とソヴィエト社会主義共和四 所得に対する租税に関する二重課税の回避の

を求めるの件

結について承認を求めるの件 一 雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締

いて承認を求めるの件練に関する条約(第百四十二号)の締結につせ 人的資源の開発における職業指導及び職業訓

# ●承認を求めるの件(二件)

## ●両院通過 (二件)

認を求めるの件 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承

に関し承認を求めるの件き、公共職業安定所及びその出張所の設置等二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ

ち衆議院において前国会から継続九件)●予備費等承諾を求めるの件(一五件)(う

●両院通過(六件)(いずれも衆議院において前国会から継続)

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その1)(第百一回国会提出)

○召申言十八年度寺川高十万算絵川寛十一をこまざい発売の門管使用調書(その1)(第百一回国会提出)の昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費

百一回国会提出)

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書(その2)(第百二回国会提出)

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書 (その2)(第百二回国会提出)

増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費

百二回国会提出)

▶衆議院継続(九件)(うち衆議院において前国会から継続三

件

- ○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁
- 所管使用調書(その1)(第百二回国会提出)○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁
- 増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費

百二回国会提出)

- 所管使用調書(その2)○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁
- 所管使用調書(その2)○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁
- 増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費
- 管使用調書(その1)○昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所
- 管使用調書(その1)○昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所
- 領総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)○昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増

# ●決算その他(七件)

## ●議決 (三件)

資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理○昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度

(第百二回国会提出)

- ○昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百
- ○昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百二

## ●未了 (四件)

- 資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理○昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度
- ○昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算書○昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
- ○日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び

## ●決議案 (二件)

●可決(二件)

一 ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に

関する決議案

森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業

の経営改善に関する決議案

●可決(二件)

●規則・規程案(二件)

○参議院規則の一部を改正する規則案

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告 (議案審議表付)

## ○内閣委員会

内閣提出法律案(三件)

26	18	9	番	
			号	
厚生省設置法の一部を改正する法律案	恩給法等の一部を改正する法律案	安全保障会議設置法案	件	
"	"	衆	院議会	先
		<b>二</b>	月扌	是
二	二七	<u> </u>	日上	£
五、 六	(予 予) 可	六1、二、四 六1、五1四	託会	参
可 共 決 三	可 四 1 七	可六、五二		議
决三 可 五 决回	次 可 四八	<del>英</del> 可 决	決 議 会 決	院
三二四	二、七	六一、三二五	付委	衆
可四层		可	議委 員 決会	議
可 四宝	決 可	可 決	議本	院
px ==	100.7	参本会議趣旨説明 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	備考	

## 本院議員提出法律案(二件)

102 2 国	番			
会	号	-		
情報公開法案	件			
	2			
外穐	·	提		
(六)二篇	/1	出		
四. 第 <sup>九</sup> 名君	日	者		
	付	予		
	月	備		
	日	送		
	出	衆		
	月	^		
	日 付委	提		
څ ج	員	参		
<b>四</b> 九	託会			
未	議委			
	員	議		
	決会	1		
	議本会	院		
7	決議			
	付委	<b>-</b>		
	員	衆		
	託会			
	議委	-34		
	<b>員</b> 決会	議		
	議本	1		
	会	院		
	決議			
	(f	Ħ		
	- ≢	考		

#### 番 14 4 3 号 中小企業庁設置法案 処理業務の規制に関する法律案電子計算機を利用する個人情報の プライバシー保護基本法案 件 名 外 清 外井 外井 月 提 (关)、三、乙 、上 九普 方 水勇 出 六 勇 七 名君 日 者 ○名君 六一、三三 付 予 月 四三 <u>=</u> 備 日 送 出 本院へ提 月 日 二 (予) (予) 付委 員 (子) 四 予壹 参 託会 議委 員 議 決会 議本 院 会 決議 六、三三 付委 員 衆 託会 議委 継 継 継 員 議 続 続 続 決会 議本 審 審 審 院 슾 決議 査 査 査. 備 考

# 衆議院議員提出法律案(三件)

	11		番 号		
	法律の一部を改正する法律案に関する恩給法の特例等に関する別給法の特例等に関する公務員となつた者の在職年の計算国際電気通信株式会社等の社員で国際電気通信株式会社等の社員で別給法の一部を改正する法律及び		件		
	外二 <del>②</del> 宮	月	提		
	二一文		出		
	<u>五</u> 造 公名君	B	者		
ľ	<b></b>	付	予	1	
	<b>英</b>	月	備		
-	九	出出	送_ 衆	-	
		月	水へ		
		日	提		
	六、 五二 未	付員託議	参		
	了	<b>身</b> 法本会議	議院		
	(予元	付委員 会 委	衆		
		<b>員</b> 決会	議		
		議本会決議	院		
		備	j		
		考			

# 安全保障会議設置法案(閣法第九号)

#### 要旨

会議を設置すること。する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障一、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関

安全保障会議に諮らなければならないこと。防衛出動の可否及び国防に関する重要事項等については二、内閣総理大臣は、国防の基本方針、防衛計画の大綱、

とすること。
て、必要があると認めるときは安全保障会議に諮るもの三、内閣総理大臣は、重大緊急事態が発生した場合におい

事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内四、安全保障会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急

閣総理大臣に対し意見を述べることができること。関総理大臣に対し意見を述べることができること。

八、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。七、国防会議を廃止する等所要の措置を講ずること。し、命を受けて内閣審議官がつかさどること。六、安全保障会議に関する事務は、内閣官房において処理

### 委員長報告

し上げます。まして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申まして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申ただいま議題となりました安全保障会議設置法案につき

への対処体制の整備を図るため、内閣に安全保障会議を設会議の任務を継承するとともに、あわせて、重大緊急事態臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に基づき、現行国防本法律案は、内閣における総合調整機能強化についての

置しようとするものであります。

としております。け、当該重大緊急事態への対処措置について審議することけ、当該重大緊急事態への対処措置について審議すること急事態が発生した場合において、内閣総理大臣の諮問を受安全保障会議は、国防に関する重要事項のほか、重大緊

こととしております。に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができるまた、この安全保障会議は、これらの事項について必要

てることとしております。
安全保障会議の議長は、内閣総理大臣をもって充方をとしております。議員は、現在の国防会議の議員であるととしております。議員は、現在の国防会議の議員であるをと保障会議の議長は、内閣総理大臣をもって充てるこ

ております。事務につきましては、内閣官房において処理することとしまた、国防会議事務局を廃止し、安全保障会議に関する

なお、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行するこ席等につきまして所要の措置を規定しております。以上のほか、関係国務大臣その他の関係者の会議への出

とといたしております。

めて質疑を行うなど熱心な審査が行われました。委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求

公明党・国民会議を代表して太田理事より反対、民社党・ 急事態対処体制との関係、重大緊急事態の内容、既存の緊 等のほか、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペー スプレーンの戦略的影響等広範多岐にわたつております。 その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。 その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。 が、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペー が、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペー が、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペー が、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペー が、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペー が、中期防衛力整備計画、SDI研究参加、スペー が、対象により御承知願いたいと存じます。 が、対象により個承知願いたいと存じます。 が、対象により個承知願いたいと存じます。 が、対象により個本社会党を代表して他山委員より反対、 のます。

以上、御報告申し上げます。原案どおり可決すべきものと決定いたしました。計論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて

て内藤委員より反対の旨の発言がありました。

国民連合を代表して関委員より反対、日本共産党を代表し

# 恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

遇の充実を図ろうとするものであつて、その内容は次のと おりである。 年金について特別の改善を加える等恩給受給者に対する処 るとともに、普通扶助料の最低保障額及び傷病者遺族特別 本案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額を増額す

## 、恩給年額の増額

年額を、昭和六十一年七月分から、二十八号俸以下のも その引上額は二十七万七千二百円を限度とすること。 は五・一%プラス二千四百円引き上げること。ただし、 のにあつては五・三%、二十九号俸以上のものにあつて に基づき、恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給 昭和六十年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果

# 二、普通恩給等の最低保障額の改善

げること。 年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五・三%引き上 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十一

さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年

職者についてもこれに準じた引き上げを行うこと。 めの第二年目の措置として、同年八月分から長期在職者 の場合六十万九千六百円に引き上げるとともに、短期在 金保険における遺族年金の最低保障額との均衡を図るた

# 三、公務関係扶助料の最低保障額の改善

に準じ五・三%引き上げること。 保障額を、昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額 公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低

# 四、傷病恩給の基本年額の改善

昭和六十一年七月分から兵の仮定俸給の増額に準じ五 増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、

# 五、傷病者遺族特別年金の改善

三%引き上げること。

ら兵の仮定俸給の増額に準じ五・三%引き上げ、さらに 案して引き上げること。 同年八月分から普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘 傷病者遺族特別年金の年額を、昭和六十一年七月分か

同年八月分から五万四千円に引き上げること。

また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、

六、扶養加給の改善

者に係る扶養加給の年額を引き上げること。六十一年七月分から傷病恩給及び公務関係扶助料の受給昭和六十年度の公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和

給の停止に係る基準について、所要の措置を講ずるもの恩給年額の増額措置に伴い、恩給外所得による普通恩七、恩給外所得による普通恩治の停止基準額の改善

は同年八月一日から施行すること。ただし、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の改正規定八、本法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。

とすること。

## 委員長報告

律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法

を御報告申し上げます。

年額を、本年七月分以降、兵の仮定俸給のアップ率により、ます。第二は、公務関係扶助料の最低保障額及び傷病恩給年七月分以降、平均五・二%程度増額することとしており昭和六十年度における公務員給与の改善を基礎として、本本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額であります。

五・三%増額することとしております。第三は、普通恩給五・三%増額することととしております。第四は、傷病者遺族特別年金のたけ、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して引は、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して引き上げることであります。第四は、傷病者遺族特別年金のこれを引き上げるとともに、同年金に係る遺族加算の年額と、本年七月分以降、五・三%増額することとしております。第三は、普通恩給を増額することとしております。第三は、普通恩給を増額することとしております。

しております。 以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行うことと

要員会におきましては、恩給改定実施時期を七月とした要員会におきましては、恩給改定実施時期を七月とした不可疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、本年四月分以降、恩給中額を増額することを内委員より、本年四月分以降、恩給改定実施時期を七月とした。

聴取いたしましたところ、江﨑総務庁長官より、政府とし本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を

ては反対である旨の発言がありました。

ころ、日本共産党を代表して内藤委員より、修正案に賛成、次いで、原案並びに修正案について討論に入りましたと

原案に反対の旨の発言がありました。

のと快定いたしました。決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきも決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきも討論を終わり、採決の結果、内藤委員提出の修正案は否

のと決定いたしました。

もつて行われました。実施時期の一体化等七項目にわたる附帯決議が全会一致を実施時期の一体化等七項目にわたる附帯決議が全会一致をなお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定

以上、御報告申し上げます。

# 厚生省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

#### 要旨

調査研究等を行う国立高度専門医療センターの設置等を機機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に関し診断及び治療本案は、高度専門的な医療の進展に果たすべき国立医療

こ)引きはていこうじである。動的に行うための規定の整備をしようとするものであつて、

その内容は次のとおりである。

一、厚生省の施設等機関である国立がんセンター、国立循一、厚生省の施設等機関である国立がんセンター、国立循
きるようにすること。

うこと。 うこと。 うこと。

三、本法律は昭和六十一年十月一日から施行すること。

### 委員長報告

結果を申し上げます。る法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過とる法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過とたりました厚生省設置法の一部を改正す

たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に本法律案の内容は、高度専門的な医療の進展に対して果

おります。
おります。
おります。
おります。
おります。
おります。
おります。
おのセンターは、
国立がんセンター、
国立循環器病センター及び本年十月一日から設置することを予定しているいる。
このセンターは、
国立がんセンター、
国立循環器病センターを
をやってあります。
また、
国立精神・神経センターを
総称するものであります。
また、

知願いたいと存じます。

一の設置を政令事項とした理由、国立病院・療養所の再編しの設置を政令事項とした理由、国立病院・療養所の再編が合理化の基本的な考え方、地域における医療供給の確成・合理化の基本的な考え方、地域における医療供給の確成・合理化の基本的な考え方、地域における医療供給の確定・の設置を政令事項とした理由、国立病院・療養所の再編を負会におきましては、本法律案提出の経緯、各センタ

それぞれ反対である旨の発言がありました。代表して穐山委員、日本共産党を代表して内藤委員より、質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案(五件)

67	61	17	8	3	番号
案消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	道路交通法の一部を改正する法律案	地方交付税法等の一部を改正する法律案	案が納付金に関する法律の一部を改正する法律地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及	に関する法律案昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等	件
参	"	"	"	衆	院議先
				六一、一二四	月提
三五	三、三四	ニ	二、四		日出
킂 료	(予)	(予)	(予)	二 (予)	付委 参
可	可	可	可	可六	議委
<del>三</del> 決己	<u> </u>	英三 決三	决气	決四	負 議 決会
可	可	可	可	可点	議本
三 決元	五 決 六	五 決四	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	決芸	会院決議
(予) 可	三门园	=======================================	1711	<b>二</b> 、二三	付委 員 衆
	可	可	可	可夳、	議委 員 議
决 决 元	決三 可	决七	决 (决) 可	決三	決会
可	ļ	可		可决可决	議本 院
决六	決宝	决六	決宝	决 三 ————————————————————————————————————	決議
		参本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明		備考

	番			
21	母号			
案 地方自治法の一部	件			
部を改正する法律	名			
地方	(月	提		
六 八 八 八 八 八 八 八		出		
(六一、五二三)地方行政委員長	旦	者		
<u> </u>	付	予		
Ħ.	月	備		
<u></u>	出出	送本		
六 一、 王	月	院		
五二五	日	提		
六	付委			
(予)	員 託会	参		
可六	議委			
•	員	議		
<u> </u>	決会			
可空	議本	院		
英 決三	会決議			
<u> </u>	付委	+		
	員	衆		
	託会			
	議委員	24		
	決会	,,,,,		
可	議本			
五	会院			
決宝	決議			
	備			
		tr.		
		考		

# (閣法第三号)昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

#### 要旨

本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の

ものである。
ろにより所要の減額措置を講ずること等を主な内容とするとなる額については昭和六十二年度以降法律の定めるとことなる額を確保すること及びこの特例により減額されないこと

## 委員長報告

告いたします。 律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報 昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法

こととなりましたが、本法律案は、地方財政の現況にかんる国税三税の収入見込み額が四千三百九十億円減少になる今回の補正予算においては、地方交付税の算定基礎であ

うとするものであります。当初予算に計上された額を確保する等所要の措置を講じよする額千四百四億八千万円はこれを減額しないこととし、する額、見込み額の減少に伴う交付税の落ち込み分に相当がみ、昭和六十年度分の地方交付税の総額の算定に当たつ

定いたしました。 「ないたしました。 な関策を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本額規定の取り扱い等について熱心な質疑が行われました。 な質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本額規定の取り扱い等について熱心な質疑が行われました。

が行われました。要交付税額の確保について善処すべきである旨の附帯決議なお、本法律案に対しましては、減額規定に関連し、所

以上、御報告いたします。

る法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関す

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、同居の特別障害者に係る配偶 古空院額及び扶養控除額を三十四万円(現行三十万円) 山林所得金額の合計額が三十一万円(現行二十九万円) に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて 得た金額(控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて は、当該金額に九万円を加算した金額)以下である者に は、当該金額に九万円を加算した金額)以下である者に ついては、住民税の所得割を課さないものとする。 
市得に係る税額の減額措置の適用期限を昭和六十四年 
市月三十日まで延長するとともに、同居の特別障害者に係る配偶 
「用三十日まで延長する。

ける道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従価を百六十円引き上げ、市町村たばこ消費税にあつては千を高六十円引き上げ、市町村たばこ消費税にあつては千本につた場合に限り、道府県たばこ消費税にあつては千本につ に 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について、三、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について、

いよう紙巻きたばこ等について従量割の引き上げ分を小税の従量割の引き上げが従価割の課税標準にはねかえらな割税率の課税標準は、国、道府県及び市町村たばこ消費

売定価より控除した金額とする。

四、事業所税について、資産割の税率を一平方メートルに

つき六百円(現行五百円)に引き上げる。

円(現行二十六万円)に一定の金額を加算した金額とす年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十七万年度分の国民健康保険税にいり、減額の基準を二十七万元、国民健康保険税について、課税限度額を三十七万円

するなどの措置を講ずる。 措置について、造林者である地方公共団体の範囲を限定林者であるものに係る土地に係る市町村交付金の非交付六、分収造林契約の目的たる国有林野で地方公共団体が造

特例措置について所要の整理合理化を行い、地方税負担の得税、事業所税等に適用される非課税措置又は課税標準の産税及び都市計画税、電気税、特別土地保有税、自動車取以上のほか、住民税、不動産取得税、自動車税、固定資

適正化等を図ることとする。

六月一日から、その他の改正は昭和六十一年四月一日からなお、施行期日は、電気税に関する改正は昭和六十一年

## 委員長報告

である。

ただいま議題となりました地方税法等改正案について、ただいま議題となりました地方税法等改正案について、産員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。の地方財政対策の一環として、地方たばこ消費税についての地方財政対策の一環として、地方たばこ消費税についての地方財政対策の一環として、地方たばこ消費税について、世上げる等住民負担の軽減を図ること、昭和六十一年度の地方財政が策の一環として、地方たばこ消費税について、管理化を図ること、不動産取得税、固定資産税等の特別措置の期限の延長、非課税措置の整理合理化を図ることなどを主な内容とするものであります。

た。 減と財源補てん等の問題について熱心な質疑が行われまし個人住民税の負担の軽減、法人関係税収の状況、補助金削 委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を

意見が述べられました。自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員より賛成の日本共産党を代表して内藤委員より、それぞれ反対、また代表して上野委員、公明党・国民会議を代表して中野委員、

した。

成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま

討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は賛

以上、御報告いたします。方について善処を求める附帯決議が行われました。なお、本法律案に対しましては、今後の地方税制のあり

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

、地方交付税法の一部改正

「 地方交付税の総額の特例

三二%及び返還金等)十兆六百五十五億八千九百八付税法第六条第二項の額(所得税、法人税、酒税の1 昭和六十一年度分の地方交付税の総額は、地方交

昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれ 当する額千七百五十七億円を加算することとし、当 に加算することとする。 百五十二億円を、当該各年度分の地方交付税の総額 ぞれ九百三十億円を、昭和六十八年度にあつては九 円に加算した後の合計額二千八百十二億円について、 税の総額に加算することとされている額千五十五億 該額を現行法の規定により当該各年度分の地方交付 方交付税の総額について臨時地方特例交付金等に相 より、昭和六十一年度分の地方交付税の総額は、 置額千二百億円を加算した額とする(以上の措置に 費税の税率引き上げに伴う増収額に相当する特例措 兆八千三百八億八千九百八万五千円となる。)。 三千五百四十七億円を控除した額に、国のたばこ消 に係る同年度分の利子支払いに充てるため必要な額 万五千円から交付税及び譲与税配付金勘定の借入金 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地

し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に対口、基準財政需要額の算定方法を改正し、経常経費に係

き上げ、老人保健施策の充実等福祉施策に要する経費、を上げ、老人保健施策の充実等福祉施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活で直結する公共施設の維持管理に要する経費がで直続りかえ後の所要経費を基準財政需要額に算入地方債振りかえ後の所要経費を基準財政需要額に算入地方債振りかえ後の所要経費を基準財政需要額に算入するほか、昭和六十年度において発行を許可された臨時財政特例債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとする。

の財政上の特別措置に関する法律の一部改正二、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国

前に発行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以る地方債を昭和六十五年度(現行昭和六十年度以降の年度が昭和七十年度以後の年度となるときは、昭和七十度が昭和七十年度以後の年度となるときは、昭和七十度が昭和七十年度以後の年度となるときは、昭和七十度が昭和七十年度以後の年度が昭和六十年度)まで一方を許可される地方債の利子補給及び昭和六十年度)まで一方を許可される地方債の年度となるときは、昭和七十年度が昭和六十五年度(現行昭和六十年度)まで一方を許可される地方債の利子補給の対象となりに発行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以行を計算がある。

ととする。

については、利子補給の基準となる利率を縮減するこ

もに、昭和六十一年度以降に発行を許可される地方債

地方債の発行を許可された年度後五年度間とするとと

降の各年度の利子補給については、利子補給を行う期間を を超える都道府県には利子補給を行わないこととする。 となる事業を昭和六十五年度(現行昭和六十年度)までにおいて行われる事業とすることとした上、対象となる事業を昭和六十五年度(現行昭和六十年度)までにおいて行われる事業とすることとする。 一 関係都府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を昭和六十五年度(現行昭和六十年度)までにおいて行われる事業とすることとする。 を超える都道府県には利子補給を行わないこととする。 一 関係都府県に対して国が行う利子補給の基準と 地方債を昭和六十五年度(現行昭和六十年度)までにおいて行われる事業とすることとする。

でにおいて行われる事業とすることとする。となる事業を昭和六十五年度(現行昭和六十年度)ま財政力による調整の割合を高めることとした上、対象財政市町村に対する国の負担割合の特例について、

### 委員長報告

会における審査の経過及び結果を御報告いたします。 地方交付税法等の一部を改正する法律案について、委員

のであります。 の縮減など所要の措置を講ずること等を主な内容とするも 間を五年間延長するとともに、利子補給における基準利率 の財政上の特別措置に関する法律について、法律の適用期 等の建設並びに首都圏等の近郊整備地帯の整備に関する国 の財源を措置するため単位費用を改正すること、新産業都市 生活保護基準の引き上げ、教職員定数の改善及び国庫補助 また後年度の総額についても所要の加算措置を講ずること、 地方交付税の総額について千二百億円の特例加算を行い、 負担率の引き下げなど制度改正に伴つて必要となる行政経費 本法律案は、地方交付税法を改正し、昭和六十一年度の

円高の進行と地方財政対策、地方行財政改革のあり方、補 助金削減の影響等の問題について熱心な質疑が行われまし 委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後

日本社会党を代表して志苫委員、公明党・国民会議を代表 質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、 た。

国民連合を代表して井上委員よりそれぞれ反対、自由民主 して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・

党・自由国民会議を代表して吉川委員より賛成の意見が述

べられました。

実等を求める附帯決議が行われました。 をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次いで、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数 なお、本法律案に対しまして、地方交付税制度の安定充

以上、御報告いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第 一 違法駐車対策

、路上駐車に関する規定等の整備

区間 公安委員会は、時間を制限して駐車できる道路の (時間制限駐車区間)を指定して、従来のパー

発給設備を設置、管理することができることとする。 キング・メーターのほか、パーキング・チケットの

はいたよう。を掲示する等所定の方法により駐車しなければなら駐車する場合は車両の前面にパーキング・チケット定を整備し、パーキング・チケットの発給を受けて2 時間制限駐車区間における駐車方法等に関する規

罰則を科すこととする。
3 パーキング・チケットの掲示義務違反等についてはができることとするとともに、駐車方法の規定違反ができることとするとともに、駐車方法の規定違反ができることとする。

察署長が申告を受けた場合その他一定の場合に取り又は汚損してはならないこととし、警察官等又は警2 取り付けられた標章については、何人も破損し、

要の規定を整備することとする。 とは、ほかは、取り除いてはならないこととする。 とは、ほかは、取り除いてはならないこととする。 とは、ほかは、取り除いてはならないこととする。 とは、ほかは、取り除いてはならないこととする。 とは、ほかは、取り除いてはならないこととする。 とは、ほかは、取り除いてはならないこととする。

四、車両の駐車等の適正化等を図るための民間活力の導

入

できることとする。

「さることとする。

「さることとする。

「できることとする。

「できることとする。

ただし、速度違反及び駐停車禁止違反に係る反則金の倍に引き上げることとする。 罰金の額及び反則金の限度額を、それぞれおおむね二第二 罰則及び反則金の限度額に関する規定の整備

限度額については、二・五倍程度引き上げることとする。

第三 反則通告制度の適用範囲の拡大

とする。
とがあるものについても、反則通告制度の適用対象者過去一年以内に免許の効力の停止等の処分を受けたこ反則行為(最高速度違反、信号無視等)をした者で、反則行為(最高速度違反、信号無視等)をした者で、

未満の速度超過を反則行為とする。二、二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時

第四 施行期日

昭和六十二年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

道路交通法の一部を改正する法律案について、委員会に

おける審査の経過及び結果を御報告いたします。

きることとすること、全国及び都道府県ごとの道路使用適違法駐車車両の移動保管に関する事務を指定法人に委託で定を整備すること、違法駐車車両に対する措置を明確化し、定を整備すること、違法駐車車両に対する措置を明確化し、本法律案は、時間制限駐車区間につき、パーキング・チー

のであります。通告制度の適用範囲を拡大すること等を主な内容とするもび反則金の限度額をおおむね二倍に引き上げること、反則正化センターの指定に関する制度を新設すること、罰金及

重要な終売で、対論の後、保守な行いについて、 ではいいで、 高年齢者の交通安全対策等の問題について、熱心な質疑が 路上交通の現況と総合交通政策、取り締まり行政のあり方、 路上交通の現況と総合交通政策、取り締まり行政のあり方、

と決定いたしました。本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきもの本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきもの質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、

た。 導重視の交通行政の徹底等を求める附帯決議が行われまし なお、本法律案に対しましては、取り締まりにおける指

以上、御報告いたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第六七

二、救急業務の対象に、事故以外の事由による一定の要

号

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第一 消防法の一部改正

効率化を図るため、次の措置を講ずる。一、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会の経営の

する。

- こととする。

  治大臣の認可制を廃止する等政府の関与を縮小するから認可制にし、又資金計画及び借入金に対する自から認可制にし、又資金計画及び借入金に対する自
- のとする。
  る金額を昭和六十一年度末までに国庫に納付するも定を廃止することとし、同協会は、資本金に相当すに日本消防検定協会に対する政府の出資に関する規
- 自治大臣の指定する者(指定検定機関)も行うことについての検定業務等を、日本消防検定協会のほか、三、消火器、火災報知感知器等の検定対象機械器具等

ができることとする。

及び事故時の応急措置命令を行うことができるものとに、搬送中に応急手当ができることを明確化する。に、搬送中に応急手当ができることを明確化する。件に該当する急病人の搬送を加えることとするととも

ものとする。のための必要な救助器具を装備した消防隊を配置する四、市町村は、自治省令で定める基準に従い、人命救助四、市町村は、自治省令で定める基準に従い、人命救助

第二 消防組織法の一部改正

際協力に関する事項等を加える等所要の改正を行う。動の基準の研究・立案に関する事項、所掌事務に係る国消防庁の事務として、市町村が行う人命救助に係る活

第三 施行期日

から施行する。
の研究・立案に関する事項を加える規定等は、公布の日の研究・立案に関する事項を加える規定等は、公布の日消防庁の事務に市町村が行う人命救助に係る活動の基準本法は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、

### 委員長報告

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案について、 素員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。 本法律案は、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会 について、政府の関与を縮小する等所要の措置を講ずること、消防検定業務を行うことができるものとして、新たに と、消防検定整備すること、人命救助に必要な器具を装備 み関係規定を整備すること、人命救助に必要な器具を装備 する救助隊の配置について規定すること、タンクローリー する救助隊の配置について規定すること、タンクローリー する救助隊の配置について規定すること、タンクローリー する救助隊の配置について規定すること、タンクローリー する対する危険物規制の改善を図ること等を主な内容とする ものであります。

法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本療体制の充実等の問題について熱心な論議を行いました。質疑を行い、参考人の出席を求め、協会のあり方、救急医委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

以上、御報告いたします。こと等を内容とする附帯決議を行いました。なお、本法律案に対しましては、救急体制の充実を図る

定いたしました。

# 地方自治法の一部を改正する法律案(衆第二一号)

#### 要旨

一、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、容は次のとおりである。
おを改正する法律案」と同様に、地方公共団体の公有地に部を改正する法律案」と同様に、地方公共団体の公有地にのいても信託制度を導入しようとするもので、その主な内で、普通財産法の一本法律案は、今国会に提出されている「国有財産法の一

を経て信託することができる。地の造成等政令で定める信託の目的により、議会の議決当該普通地方公共団体を受益者として、建物の建築、土、、普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、

範囲に加える。二、不動産の信託の受益権については、これを公有財産の

約を解除することができる。公共用に供する必要が生じたとき等においては、信託契三、普通地方公共団体の長は、その信託期間中に公用又は

査委員の監査及び普通地方公共団体の長の調査権等の対四、普通財産である土地等の信託に関し、その受託者を監

五、普通地方公共団体の長は、普通財産である土地等の信

象とする。

提出する等所要の規定を整備する。 託について、その事務処理状況を説明する書類を議会に

六、この法律は、公布の日から施行する。

## 委員長報告

おける審査の経過及び結果を御報告いたします。 地方自治法の一部を改正する法律案について、委員会に

調査権・解除権等について所要の改正を行うこと等を主な ること、信託制度の導入に伴い監査委員の職務権限、長の きること、不動産の信託の受益権を公有財産の範囲に加え 定める目的により、議会の議決を経て信託をすることがで の定着物に限り、普通地方公共団体を受益者として政令で 本法律案は、地方公共団体の普通財産である土地及びそ

ものと決定いたしました。 ころ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべき 君より趣旨説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたと 委員会におきましては、衆議院地方行政委員長福島譲二 内容とするものであります。

な発展に資する目的で活用されるよう求める等の附帯決議 なお、本法律案に対しましては、信託制度が地域の健全

が行われました。

以上、御報告いたします。

## 内閣提出法律案(三件)

101 10 国 会	101 6 <b>国</b> 会	者	
案刑事訴訟法の一部を改正する法律	集団代表訴訟に関する法律案	*	
外 寺 田	外飯 安田	角	提
二 <b>雄</b> (五 <b>雄</b> (五 <b>名</b> 君	(五、四三0)	В	出
○名君	○名君	<u>H</u>	者
		付月	予備
		日日	送
		出	衆
		月日	へ提
	五	付委	延
<del>五</del>	<b>売、四日</b>	員	参
<u> </u>		託会	
未	未	議委員	議
		决会	
		議本	院
<b>-</b>		会決議	DC.
了	了	付委	
		負	衆
		託会	水
		議委	-,,,
		<b>員</b> 決会	議
		議本	
		会	院
	-,	決議	
		備	j

本院議員提出法律案(四件)

81	68	6	4	<u> </u>
			¥	<del>]</del> 
特別措置法案外国弁護士による法律事務の取扱いに関する	 	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	*	
衆	参	衆	院諭	
_		<del>~</del>	月	提
를 듯 	三, 七	즉, 	B	出
(予) 可	可	(予)可 決 可 決 (予)不	付委 員 託会	参
可	可四	可六、吴	議委員	議
決 <u></u> 可	決置	决毛	决会	
可 五 決	可以完定	<sup>叩</sup> 二、三、六 決	議本 会 決議	院
四 二	三十	芯、T:六 可	付委 員 託会	衆
可明完	可	可、完宝	議委 員 決会	議
可四三	可一类三	可一一次一一一次一	議本会議	院
	-		備	j
			考	<u>.</u>

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

# を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであ本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理

要旨

一、判事の員数を八人増加し千三百五十二人に改める。

り、その内容は次のとおりである。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を一人増加し二万千

あります。

## 三百四十四人に改める。

三、この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改

正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経

過と結果を御報告いたします。

を図るため、判事の員数を八人増加するとともに、裁判官本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理

以外の裁判所の職員の員数を一人増加しようとするもので

革、簡易裁判所における事件増の原因とその対策、訴訟遅委員会におきましては、司法試験制度及び修習制度の改

102	T	101	-	
7 国 会		17 国 会	看	
大事訴訟手続法 大事訴訟手続法		案事訴訟法の一	4	ŧ
手続法の一部を改正する		訟法の一部を改正する法律	2	<b>,</b>
外飯		外橋 <sub>会</sub> 本	月	提
田 忠 雄 君 (长()、五(六)		(		出
ご名君		三 名君	旦	者
			付日	予
			月日	備送
			出	衆
			月日	へ提
		並	付委	ル
於 五 未		売、ゼ10 未	員 託会	参
未		未	議委	*##
			負 決会	議
			<b>議本</b> 会	院
了		了	決議	
			付委	
			員 託会	衆
			議委	
			員 決会	議
			議本	院
			会 決議	,,,,
			備	j
			考	.

延問題等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その

詳細は会議録により御承知願います。

可決すべきものと決定いたしました。く、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もな

以上、御報告いたします。

# 扶養義務の準拠法に関する法律案(閣法第六八号)

#### 要旨

な内容は次のとおりである。

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を対別であることに伴い、国内法上、所要の措置を講じるため、

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を

も扶養を受けることができないときは、日本の法律によきは、当事者の共通本国法によつて定め、これによつてその者が扶養義務者から扶養を受けることができないとものとする。ただし、扶養権利者の常居所地法によつて定める、扶養義務は、扶養権利者の常居所地法によつて定める

つて定めるものとする。

異議を述べることができるものとする。務者は、一定の要件の下に、扶養権利者の請求に対して二、傍系親族間及び姻族間の扶養義務については、扶養義

適用された法律によつて定めるものとする。三、離婚をした当事者間の扶養義務は、その離婚について

とする。
の準拠法の適用範囲等について所要の規定を設けるもの四、公的機関の費用償還を受ける権利の準拠法、扶養義務

とする。
この法律の制定に伴い、法例に所要の改正を加えるもの表務については、なお従前の例によるものとし、また、近、経過措置として、この法律の施行前の期間に係る扶養

について効力を生ずる日から施行するものとする。六、この法律は、扶養義務の準拠法に関する条約が日本国

### 委員長報告

本法律案は、我が国が扶養義務の準拠法に関する条約を員会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委

の主な内容は次のとおりであります。に関し必要な事項を定めようとするものでありまして、そ夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務の準拠法締結することに伴い、国内法上、所要の措置を講ずるため、

第一に、扶養義務は、原則として、扶養権利者の常居所 地法によつて定めるものとすること。第二に、傍系親族間 地法によつて定めるものとすること。第三に、離婚をした当事者間 をができるものとすること。第三に、離婚をした当事者間 をができるものとすること。第三に、離婚をした当事者間 であるものとすること。第三に、離婚をした当事者間 であるものとすること。第三に、離婚をした当事者間 であるものとすること。第三に、離婚をした当事者間 でができるものとすること。第三に、と、 
第一に、 
第一に、 
表義務は、 
原則として、 
、 
表表の常居所

に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知務の準拠法に関する条約との関係、各国民法の定める扶養務の準拠法に関する条約との関係、各国民法の定める扶養の準拠法に関する条約との関係、各国民法の定める扶養養務者の範囲と扶養の程度、公序の具体例等について質疑の重視が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重をで採択された諸条約の批准状況、扶養義務等に関する渉の重ねられましたが、その詳細は会議録によつて御承知を持続を表表の単数との対象による。

願います。

ものと決定いたしました。果、本法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべき

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結

以上、御報告申し上げます。

(閣法第八一号)外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

#### 要旨

本法律案は、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法事務弁護士として外国法を有する者が国内において外国法事務弁護士として外国法のとおりである。

かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない一、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、

ものとする。

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。

四、外国法事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会に四、外国法事務弁護士の登録及び懲戒に関する処分の適正五、外国法事務弁護士の登録及び懲戒に関する処分の適正を図るため、日本弁護士連合会に特別の機関を置くものとし、登録及び懲戒はこの議決に基づき行うものとする。とし、登録及び懲戒はこの議決に基づき行うものとする。とし、登録及び懲戒はこの議決に基づき行うものとする。とし、登録及び懲戒はこの議決に基づき行うものとする。とし、登録及び懲戒はこの議決に基づき行うものとする。

### 委員長報告

本法律案は、最近における国際的な法律事務の増大にか会における審査の経過と結果を御報告いたします。ただいま議題となりました法律案につきまして法務委員

の主な内容は次のとおりであります。
おける日本法に関する法律事務の取り扱いの充実に資するおける日本法に関する法律事務の取り扱いを弁ができるみちを開き、かつ、その法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務を取り扱うことの主な内容は次のとおりであります。

第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならないこと。第二に、外国法事務弁護士は、我が国の弁護士と同様の使命及び職責を有し、我が国の裁判所におけるた外国の法に関する法律事務を行うことを職務とすること。第三に、外国法事務弁護士の人工をの法律事務を除き、原資格を取得した外国の法に関する法律事務を行うことを職務とすること。第四に、外国法事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、ものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、ものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認等のとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会が、その指導、第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会が、その指導、第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会が、その指導、第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会が、その指導、第一に、外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会が、その指導、第一に、外国法事務弁護士を表表を受けないる。

日本弁護士連合会に特別の機関を置くものとする等であり務弁護士の登録及び懲戒に関する処分の適正を図るため、

委員会におきましては、本法案提出の経緯、名称を外国委員会におきましては、本法案提出の経緯、名称を外国を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査られましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査られましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いまを行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いませば、名称を外国

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

7	6	5	4	3	2	1	番
7 練に関する条約(第百四十二号)の締結につ人的資源の開発における職業指導及び職業訓	6 結について承認を求めるの件 雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締	5   大養義務の準拠法に関する条約の締結につい	4 を求めるの件 国連邦政府との間の条約の締結について承認ための日本国政府とソヴィエト社会主義共和所得に対する租税に関する二重課税の回避の	の締結について承認を求めるの件。本国政府と中華人民共和国政府との間の協定原子力の平和的利用における協力のための日	認を求めるの件とない。これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで	認を求めるの件の交渉の結果に関する文書の締結について承の交渉の結果に関する文書の締結について承三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を関税及び貿易に関する一般協定に附属する第	号 件 名
"	衆	参	"	"	"	衆	院議先
						<b>二</b>	月提
三十二十	キーキ	= 1-1-1-1	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	二、四	四四		日出
(予)	(予)	三门七	子二	(字)	(子)	二、二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	付委
承	承	承	承	承	承	承六	議委
五 認 云	五 認 五	認三	認三	五 認 記	認己	認完	員 議決会
承	承	承	承	承	承	承六	議本 会 院
五 認 云	五 認 六	認三	認三	認二	認六		決議
417	rl./=	(字)	= :			六1、二1四	付委 負 衆
承五、記七	承、認七	承五六六	承認二	承兵四	承 三 認	承六、	議委 員 議 決会
承、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	承。	承五二	承認五	承 五五五	承認言言	承二、三宝	議本 院 決議
DU. 7	D.C.	DEX ——	IDU SEE				備
							考

14	番号		
を改正する法律案務する外務公務員の給与に関する法律の一部務分の名称及び位置並びに在外公館に勤	件		
衆	院議先		
<b></b> 二、	月提		
五	日	出	
六1、二、六 六二、四	付 託 議員	参議	
次 可 決 可 決	具会 養本会 議 決議		
内六、二、五	付委員衆		
修 二、四10 正	議委員		
修立、四、正二	決会       議本       会       決議		
	備考		

を求めるの件(閣条第一号)リカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメ関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本

#### 要旨

このような状況並びに我が国の皮革・革靴業界は小規模いても同様の結論が出されることが予想された。月に関税及び貿易に関する一般協定(ガット)締約国団に月に関税及び貿易に関する一般協定(ガット)締約国団に我が国は皮革及び革靴に関して輸入数量制限を実施して我が国は皮革及び革靴に関して輸入数量制限を実施して

たまた、ことにより、また、歴史的かつ社会たまが、また、歴史的からは、大学を行うため、ガットに基づき米国と及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置(関及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置(関めにも厳しい状況にあることにかんがみ、我が国は、皮革的にも厳しい状況にあることにかんがみ、我が国は、皮革のにも厳しい状況にあることにかんがみ、我が国は、皮革のにも対象を行った。

その内容は次のとおりである。ものであり、米国との交渉結果を収録したものであつて、この文書は、本年二月十二日にワシントンで署名された

一、我が国の譲許税率を皮革については二○%から六○%

一・六%から六○%又は一足につき四千八百円の従量税

へ引き上げ、革靴については、品目により二七%又は二

率のいずれか高い方へ引き上げる。

て、我が国の譲許税率を引き下げる。び分析機器等機械類を含め全部で二百七十八品目についエハーその他化学製品、航空機用無線機器、レーダー及二、その代償として、計測機器、紙及び板紙、シリコンウニ、その代償として、計測機器、紙及び板紙、シリコンウ

### 委員長報告

の経過と結果を御報告いたします。定関係の文書二件につきまして、外務委員会における審査定関係の文書二件につきました関税及び貿易に関する一般協

き交渉を行つてまいりました。

も対し、米国及び欧州経済共同体との間でガットに基づいたとの関係で問題となつており、また、我が国の皮革・が、との関係で問題となつており、また、我が国の皮革・我が国が実施してきた皮革及び革靴の輸入数量制限はガ

八品目について、欧州経済協同体に対しては乗用自動車等げ、その代償として、米国に対しては計測機器等二百七十して、皮革及び革靴についての我が国の譲許税率を引き上これらの文書は、その交渉結果を収録したものでありま

十二品目について、我が国の譲許税率を引き下げることを

規定しております。

れましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。・革靴産業に及ぼす影響とその対応策等につき質疑が行わ委員会におきましては、交渉の経緯、代償の内容、皮革

以上、御報告いたします。

を求めるの件(閣条第二号)経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本

#### 要旨

よりガットに違反する旨の結論が出され、また、革靴につ月に関税及び貿易に関する一般協定(ガット)締約国団にきたが、皮革については、一九八四年(昭和五十九年)五我が国は皮革及び革靴に関して輸入数量制限を実施して

いても同様の結論が出されることが予想された。

済共同体と昨年十月より交渉を行つた。 憲許税率の引き上げ等を行うため、ガットに基づき欧州経 が高く国際競争力も乏しく、また、歴史的かつ社会 大型単に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置(関 及び革靴に関する輸入数量制限に代えて関税上の措置(関 を導入することを目的とし、皮革及び革靴の でする。 でする。

であつて、その内容は次のとおりである。ものであり、欧州経済共同体との交渉結果を収録したものこの文書は、本年二月十二日にジュネーヴで署名された

率のいずれか高い方へ引き上げる。
一・六%から六○%又は一足につき四千八百円の従量税へ引き上げ、革靴については、品目により二七%又は二一、我が国の譲許税率を皮革については二○%から六○%

二百四十五万三千足)を下回らないものとする。については三十四万二千平方メートル、革靴については適用される量は一定量(一部非譲許のものと併せ、皮革二、現行の譲許税率を一次税率として譲許し、この税率が

三、以上の代償として、乗用自動車、眼鏡の柄及び枠、香

で十二品目について、我が国の譲許税率を引き下げる。水・オーデコロン、自動車用タイヤ、写真感光紙等全部

## 委員長報告

七一ページ参照

件(閣条第三号)人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華

#### 要旨

の後、数次にわたる交渉が行われた結果、一九八五年(昭の平和利用計画を進めようとしている。他方、我が国は世の平和利用計画を進めようとしている。他方、我が国は世界有数の原子力先進国となつており、これに伴い我が国の関子力産業は輸出産業として育ちつつある。このような立場から、両国は、一九八三年(昭和五十八年)九月の第三場から、両国は、一九八三年(昭和五十八年)九月の第三場から、両国は、一九八三年(昭和五十八年)九月の第三場から、両国は、一九八三年(昭和五十八年)九月の第三場がら、大学を選挙を担いる。他方、我が国は世界がある。

次のとおりである。会議の際にこの協定の署名が行われたもので、主な内容は和六十年)七月三十一日に東京において、第四回日中閣僚

事的目的のためにも使用してはならない。

一、この協定に基づいて受領された核物質等は、いかなる
に、この協定に基づいて受領された核物質等は、いかなる
で換、核物質等の供給、役務の提供等により協力する。

を要請する。
し、国際原子力機関に対して、保障措置を適用すること
三、両国は、この協定に基づいて受領された核物質等に関

転する際には、供給国の事前同意を要する。四、この協定に基づいて受領された核物質等を第三国に移

適切な防護の措置がとられなければならない。五、この協定に基づいて受領された核物質等については、

に協議し、適切な是正措置をとる。
七、この協定の一定の規定に対する違反があるときは相互とに協議し、また、調停手続に付託することができる。
六、この協定の解釈、実施から問題が生じた場合には、相

八、この協定は、十五年間効力を有し、その後はいずれか

動的に五年の期間ずつ延長される。

# 委員長報告

します。
して、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたただいま議題となりました中国との原子力協定につきま

移転に関する事前同意等について規定しております。物質等の供給等についての協力、核物質等を核爆発装置の物質等の供給等についての協力、核物質等を核爆発装置の法における協力を促進するため、専門家及び情報の交換、核

をもつて承認すべきものと決定いたしました。質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数

# 以上、御報告いたします。

について承認を求めるの件(閣条第四号)府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政

#### 要旨

のであつて、主な内容は次のとおりである。この条約は、本年一月十八日東京において署名されたも

的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久

ずる所得については、相手国の租税が免除される。二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて生属する所得に対してのみ、相手国で課税される。

課税率が制限され、文化的使用料については、源泉地国三、配当、利子及び工業的使用料については、源泉地国の

条件の下に滞在地国の租税が免除される。四、短期滞在者、教授、学生等の所得については、一定の

の租税が免除される。

五、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活

動による芸能人等の所得については、相手国の租税が免

除される。

つて、それぞれ行われる。
方式により、ソ連邦においては、ソ連邦の国内法令に従六、二重課税の排除は、我が国においては、外国税額控除

### 委員長報告

七五ページ参照

の件(閣条第五号) 扶養義務の準拠法に関する条約の締結について承認を求める

#### 要旨

則を定めることを目的とし、一九七三年(昭和四十八年)この条約は、扶養義務の準拠法に関して各国に共通の規

十月、ヘーグ国際私法会議において作成されたものであつ

は、締約国の法律であるかないかを問わず適用する。ついて規律する。この条約によつて準拠法とされる法律一、この条約は、親族間の扶養義務に関する法律の抵触にて、その主な内容は次のとおりである。

地法)を適用する。すなわち扶養権利者が実際に居住する地の法律(常居所二、親族間の扶養義務に関しては、扶養権利者の常居所地、

法を適用する。できない場合には、扶養権利者と扶養義務者の共通本国三、扶養権利者が常居所地法によつて扶養を受けることが

法)を適用する。ができない場合には、事件の係属する国の法律(法廷地四、扶養権利者が共通本国法によつても扶養を受けること

五、傍系親族間又は姻族間の扶養義務の準拠法により規律する。の、また、その限度は、扶養義務の準拠法により規律が、公的機関が扶養権利者に対して行つた給付に対する償還請求権の存否は、当該公的機関が従う法律を適用する。

七、準拠法は、明らかに公の秩序に反する場合には排除で

きる。

和三十一年)に作成された子に対する扶養義務の準拠法八、この条約は、締約国の間においては、一九五六年(昭

に関する条約(昭和五十二年条約第八号)に代わる。

### 委員長報告

いたします。きまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につ

ます。まず、扶養義務の準拠法に関する条約は、親族間の扶養ます。

ナに総領事館を設置するものであります。最後に、在外公館関係の法律案は、スペインのバルセロ

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願

います。

昨二十二日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

きものと決定いたしました。公館関係の法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、在外扶養義務の準拠法に関する条約及びソ連邦との租税条約は

以上、御報告いたします。

を求めるの件(閣条第六号)雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認

#### 要旨

一、加盟国は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向つて、主な内容は次のとおりである。

し及び遂行する。を促進するための積極的な政策を、主要目標として宣言を促進するための積極的な政策を、主要目標として宣言のため、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択上、労働力需要の充足並びに失業及び不完全就業の克服

に適する範囲内で、完全雇用、生産的な雇用及び職業の二、加盟国は、国内事情に適する方法により及び国内事情

者の代表者と協議する。三、加盟国は、雇用政策に関し、使用者の代表者及び労働自由な選択を促進するためにとるべき措置を決定する。

# 委員長報告

す。 を宣言し及び遂行すること等を定めたものでありままず、雇用政策条約は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、失業等の克服を図るため、加盟国が完全生活水準の向上、失業等の克服を図るため、加盟国が完全生活水準の向上、失業等の克服を図るため、加盟国が完全生活水準の向上、失業等の経過と結果を御報告いたします。

たものであります。
た政策及び計画を採用し、発展させること等について定めを有する職業指導及び職業訓練に関する包括的で調整されをに、人的資源開発条約は、加盟国が雇用と密接な関係

件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いた昨十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両

しました。

以上、御報告いたします。

人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約

(第百四十二号)の締結について承認を求めるの件 (閣条第

七号)

#### 要旨

この条約は、一九七五年 (昭和五十年)の第六十回国際

労働機関(ILO)総会において採択されたものであつて

主な内容は次のとおりである。

一、加盟国は、職業指導及び職業訓練に関する包括的なか

つ調整された政策及び計画を採用し、及び発展させる。

二、加盟国は、一般教育、技術教育、職業教育、教育指導 職業指導及び職業訓練に関する開放的、弾力的かつ補完

的な制度を設け、及び発展させる。

三、加盟国は、包括的かつ広範な職業指導の制度を漸進的

に拡充する。

四、 加盟国は、 生涯にわたる職業訓練の制度を漸進的に拡

充する。

Ħ, 団体等と協力して策定し、及び実施する。 職業指導及び職業訓練に関する政策及び計画は、

労使

委員長報告

七六ページ参照

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務

号

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

スペインのバルセロナに総領事館を設置する。

一、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基

準額を定める。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

# 委員長報告

七五ベージ参照

80	73	40	19	7	5	1	番号
る法律案外国為管理法の一部を改正す	案び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及	する法律案関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正	案国民年金特別会計法等の一部を改正する法律	租税特別措置法の一部を改正する法律案	保を図るための特別措置に関する法律案昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確	処理の特例に関する法律案昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の	件
参	"	<i>"</i>	"	"	"	衆	院議先
						<b>즉</b>	月提
三三三	11/10	1710	二、七	一		一	日出
壹六	(予)	第言	른 五	(字) (三)	五、 九	二 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	付委員参 託会
可	可	可	可	пJ	व्य	可六	議委
四 決 三	決远	· 美 決 岩	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	完 決宅	<u>兵</u> 決 <u> </u>	三 決 Э	員 決会
व	可	可	可	可	可	可点、	議本
没 四	) 决宝	决元	決西	<u></u>	英 決二	完 決 一	会院
(予)	三宝	= 7 72	二、七	1710	[2]	六1、1/三1	付委員 衆 託会
可	可	可	нĴ	可	修	可六	議委
五 決云	决六	決 远	- 決三	<u> </u>	兵 正七	一、二二二 決一 可 決 一、二二三	員 議 決会
可	可	可	可	可	售	可二	議本 会 <sup>院</sup>
丧 決三	決三	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	决宝	号 決宗	五 正 ハ	決三	決議
				家本会議趣旨説明 常本会議趣旨説明	参本会議趣旨説明 衆本会議趣旨説明 五、九		備考

# 内閣提出法律案(一○件)

いて、昭和五十九年度の剰余金については、これを適用し	要旨
ばならないこととしている財政法第六条第一項の規定につ	
を下らない金額を公債又は借入金の償還財源に充てなけれ	する法律案(閣法第一号)
本法律案は、歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一	昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関

2	番 号		
税の臨時特例に関する法律案補助金についての所得税及び法人昭和六十年度の水田利用再編奨励	件名		
大蔵委員	月日)	提出者	
<b>ラ長</b>			
<b></b>	付月	予備	
ニ ガー	日日	送	
<b></b>	出	本	
=	月	院へ	
-t	日	提	
	付委 員 託会	参	
可二、二一次	議委員	議	
可六二	決会 議本 会	院	
決宝	決議		
	付委 員 託会	衆	
	議委 員 決会	議	
可二、二、六、二、六、二、六、二、六、二、六、二、十、二、十、二、十、二、十、二、	議本会議	院	
N	1	」 睛	
	וע ו	<del>[]</del> ]	

衆議院議員提出法律案(一件)

84	83	82
国有財産法の一部を改正する法律案	法律案有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する	一部を改正する法律案一部を改正する法律の預金保険法及び準備預金制度に関する法律の
"	"	衆
u, u	11/11/11	大二、三三二
(予三	(子)	(子) 可 決 可 決
可	可	可六
英 決言	— 英 ラ	<u>弄</u> 決言
可	可	可六
决三 决三	英 決三	丧 決二
吗 四	四、四	六、四、八 可 六、
可	可	可汽
兵 決元	丧 決西	, 共四 可二、
可	可	
<u>英</u> 決	五 決 宝	英 決 宝

ないこととするものである。

# 委員長報告

年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに、関係法律

い、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民

基礎年金制度が昭和六十一年四月から実施されることに伴

まず、昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金のである。 要員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 まず、昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の 分の一以上を公債等の償還財源に充てなければならないこ ととしている財政法第六条第一項の規定を、五十九年度の ととしている財政法第六条第一項の規定を、五十九年度の 別余金については適用しないこととしようとするものであ 利余金については適用しないこととしようとするものであ 利余金については適用しないこととしようとするものであ

行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。今後においては剰余金の全額を公債償還財源に充当することの必要性、六十年度の税収不足の状況から見た中期展望との必要性、六十年度の税収不足の状況から見た中期展望

#### 要旨

ける特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度にお本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、昭和六十一

をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案は

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数

で、その主な内容は次のとおりである。別会計健康勘定への繰り入れの特例を定めようとするものび政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特

# 一、特例公債の発行

- きる。
  六十億円)の範囲内で、特例公債を発行することがで、予算をもつて国会の議決を経た金額(五兆二千四百
- の発行収入は、昭和六十一年度所属の歳入とする。まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債額の範囲内で調整できるよう、昭和六十二年六月末日日、租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度
- に提出しなければならない。
  三 一の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会
- に努めるものとする。借りかえを行つた場合においては、その速やかな減債案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、実しつの、できる限り行わないよう努めるものとし、

# 二、国債費定率繰り入れ等の停止

計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国昭和六十一年度における国債償還財源として、一般会

は二兆七百三十八億円である。)。繰り入れを行わない(本措置による繰入停止に係る金額引国債に係る発行価格差滅額の年割額に相当する金額の債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

() 昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別() 昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後厚生保険特別会計健康勘定の他の適切な措置を講ずる。 なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

## 委員長報告

必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案にただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に

つきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御

報告申し上げます。

削減の特例措置を定めようとするものであります。
政府管掌健康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び十一年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度

省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して多田質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を

する旨の意見が述べられました。民主党・自由国民会議を代表して矢野俊比古理事より賛成国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由

等六項目にわたる附帯決議が付されました。
明確にし、国民の理解と協力が得られるよう努力すること原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて

# 租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

以上、御報告申し上げます。

#### 要旨

上げる等、所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な本的見直しとの関連に留意しつつ、住宅取得者の負担の軽要の措置を講ずるとともに、最近における社会経済情勢と要の措置を講ずるとともに、最近における社会経済情勢と要の措置を講ずるとともに、最近における社会経済情勢と上げる等、所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な本的見直しとの関連に留意しつつ、住宅取得者の負担の軽上げる等、所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な本的見直しとの関連に留意しつつ、住宅取得者の負担の軽上げる等、所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な本的見信が表現している。

内容は次のとおりである。

# 一、住宅・土地税制

- 1 住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新年 住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新 1 住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新
- もに、適用対象となる者の所得要件を緩和する。対象となる住宅の範囲に一定の既存住宅を加えるとと2 住宅取得資金にかかる贈与税の特例について、適用

# 二、民間活力導入等

- 除する措置を講ずる。の所得金額の計算上、当該出資額の一○%相当額を控資について、一定の要件の下に、当該出資をする法人1.東京湾横断道路の建設に関し、特定会社に対する出
- て、一定の要件の下に、取得価額の一三%の特別償却2.民間活力の活用により整備される特定の施設につい
- 3 エネルギー基盤高度化設備について、取得価額の三

制度を創設する。

- の選択を認める。 期の税額の二○%相当額を限度とする。)とのいずれか別の特別償却と取得価額の七%の特別税額控除(当
- 備の拡充を行う。 4 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設
- 特例措置を講ずる。合には、特別償却率又は税額控除率を二割増しとする5 右記3、4において、対象設備が輸入機器である場
- 三、既存の租税特別措置の整理合理化

も整理合理化を行う。
理化するとともに、登録免許税の税率軽減措置について価格変動準備金の廃止等、企業関係の特別措置を整理合いかで業等海外市場開拓準備金等の積立率の引き下げ、

# 四、法人税の特例制度等

- の適用期限を一年延長する。
- 間に生じた欠損金に限り適用を停止する。
  2 法人税の欠損金の繰越控除制度について、直近一年
- 3 海外の特殊関係企業との取引価格を操作することに

を図るため、移転価格税制を導入する。 よる所得の海外移転に対処し、適正な国際課税の実現

Ŧį, たばこ消費税の引き上げ

ては一キログラムにつき二百二十五円引き上げる。 こ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこについ ては千本又は一キログラムにつき四百五十円、刻みたば して、紙巻たばこ、バイブたばこ及び葉巻たばこについ なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十 日から昭和六十二年三月三十一日までの間の臨時措置と 一年度約三千四百十億円(増・減収見込額相殺後)であ たばこ消費税の従量割の税率を、昭和六十一年五月一

# 委員長報告

る。

宅取得者の負担の軽減、 における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、住 委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、租税特別 まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵 民間活力の活用等を通じ内需の拡

> 措置を講じようとするものであります。 費税の税率を臨時措置として引き上げる等所要の税制上の 措置の整理合理化を図るほか、いわゆる移転価格税制を導 入し、欠損金の繰り越しの特例を設け、さらに、たばこ消

れました。 中小企業への影響、たばこ消費税引き上げに至る経緯と本 税制の経済効果、欠損金の繰越控除制度の一部停止による 措置による今後のたばこ産業の動向等について質疑が行わ 税特別措置のあり方、所得税減税の必要性と住宅取得促進 委員会におきましては、抜本的税制改革の基本方針と租

らの詳細は会議録に譲ります。 また、参考人からの意見をも聴取いたしましたが、それ

理事より、賛成する旨の意見が述べられました。 国民連合を代表して栗林卓司委員より、本法律案にそれぞ 代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して鈴木 れ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して矢野俊比古 一弘委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・ 質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を

案どおり可決すべきものと決定いたしました。 討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原

ります。 のでは、本法律案に対し、税制の改革に当たつては、社会なお、本法律案に対し、税制の改革に当たつては、社会

- 。 関税率等について所要の改正を行おうとするものでありま法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、法律案は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する

細は会議録に譲ります。と要員の確保策等について質疑が行われましたが、その詳り当て制度移行後の環境変化への対応策、税関業務の実態の当におきましては、皮革・革靴産業の実情と関税割

が述べられました。代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

案どおり可決すべきものと決定いたしました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原

国内産業への影響を十分考慮しつつ、国民生活の安定に寄なお、本法律案に対し、関税率の引き下げに当たつては、

与するよう努めること等四項目にわたる附帯決議が付され

ております。

以上、御報告申し上げます。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案(閣法第一九

뮹

#### 要旨

り、その主な内容は次のとおりである。

本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環とし、本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環とし、本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国民年金法に基づく基礎年金制度が昭和六十一年四月の、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国民年金特別会計法の一部改正
- 特別会計に基礎年金勘定を設ける。()基礎年金に関する経理を明確にするため、国民年金
- 歳出は基礎年金給付費、国民年金、厚生年金保険及び各共済組合からの拠出金、借入金並びに附属収入とし、 基礎年金勘定の歳入は国民年金、厚生年金保険及び

五、施行期日

う。

各共済組合への繰入金、借入金の償還金及び利子、一

時借入金の利子等とする。

剰余金の処理、国民年金勘定等との過不足の調整等に三 基礎年金勘定に係る借入金、一時借入金、決算上の

関し、必要な事項を定める。

歳出に基礎年金勘定への繰入金を加える。四国民年金勘定の歳入に基礎年金勘定からの受入金を、

1、厚生保険特別会計法の一部改正

の受入金を、歳出に国民年金特別会計基礎年金勘定への年金勘定の歳入に国民年金特別会計基礎年金勘定から

繰入金を加える。

三、船員保険特別会計法の一部改正

ることに伴い、不要となる歳入歳出の規定を削る。 船員保険の職務外年金部門が厚生年金保険に統合され

図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律四、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を

の一部改正

国庫負担の根拠規定の変更に伴う所要の規定整備を行

五兆九百七十三億円が計上されている。会計基礎年金勘定の歳入・歳出予算額として、それぞれ約なお、本法律施行に伴い、昭和六十一年度国民年金特別本法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

# 委員長報告

八〇ページ参照

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣

#### 要旨

法第四〇号)

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応

割当制度の廃止等を行う。う酒等の関税率の引き下げ、魚の粉、マンガン鉱等の関税一、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、ぶど

延長する。

三、最近における石油化学製品等の製造の実情にかんがみ、三、最近における石油化学製品等の製造の実情にかんがみ、三、最近における石油化学製品等の製造の実情にかんがみ、三、最近における石油化学製品等の製造の実情にかんがみ、

約二億円である。 代替エネルギー対策特別会計の原重油関税減収見込額は、減収見込額は、約二百三十億円、石炭並びに石油及び石油減収見込額は、約二百三十億円、石炭並びに石油及び石油なお、本法律施行に伴う昭和六十一年度一般会計の関税

### 委員長報告

八四ページ参照

補助貨幣の発行に関する法律案(閣法第七三号)天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時

#### 安旨

であり、その主な内容は次のとおりである。万円の臨時補助貨幣を発行できるようにしようとするものを素材とする十万円の臨時補助貨幣及び銀を素材とする一本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金

限度は、それぞれ二百万円及び二十万円とする。二、十万円及び一万円の臨時補助貨幣の法貨としての通用万円の臨時補助貨幣を発行することができる。一、天皇陛下御在位六十年を記念するため、十万円及び一

形式は、政令で定める。金及び銀、量目は、それぞれ二十グラムとし、品位及び三、十万円及び一万円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ

約三千七百億円が見込まれている。和六十一年度一般会計歳入予算への繰入額の増加分としてなお、本法律施行に伴い、補助貨幣回収準備資金から昭

## 委員長報告

果を御報告申し上げます。 律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結ための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法ただいま議題となりました天皇陛下御在位六十年記念の

本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金

譲ります。

意等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に行の貨幣制度上の問題、金地金調達に伴う金価格高騰の懸行の貨幣制度上の問題、金地金調達に伴う金価格高騰の懸った。安全な引きかえ方法、退蔵が予想される記念貨幣発

述べられました。代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が質疑を終了し、討議に入りましたところ、日本共産党を

案どおり可決すべきものと決定いたしました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原

以上、御報告申し上げます。

第八○号) 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法

#### 要旨

本法律案は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、本法律案は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、本法律案は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、

ため特別国際金融取引勘定、いわゆるオフショア勘定を者との間で行う一定の預金、金銭の貸借を区分経理する一、外国為替公認銀行は、大蔵大臣の承認を得て、非居住

設ける。

は、届出を要しない。について特別国際金融取引勘定において経理する場合に二、外国為替公認銀行が行う非居住者との間の金銭の貸借

## 委員長報告

る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会におけただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法

本法律案は、本院先議に係るものでありまして、その内容は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわ公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわ

その詳細は会議録に譲ります。進していることの是非等について質疑が行われましたが、る遮断措置のあり方、円の国際化を国内市場に先行して推国際化促進の効果、オフショア勘定と国内勘定との実効あ、委員会におきましては、オフショア市場創設による円の

述べられました。代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原

以上、御報告申し上げます。

正)に引き上げることが予定されている。

なお、保険限度額を三百万円から一千万円

(政令改

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する

法律案 (閣法第八二号)

#### 要旨

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対 本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対 本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対 本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対

一、預金保険法の改正

─ 目的等

ないこととする。ないこととする。ないこととするとともに、法律の運用に当たつてはことを目的とするとともに、法律の運用に当たつてはことを目的とするとともに、法律の運用に当たつてはる融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければなら金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならないこととする。

# 二 対象となる金融機関の拡大

預金保険制度の対象となる金融機関に労働金庫を加

えることとする。

三 日本銀行借入金の返済方法等

預金保険機構(以下「機構」という。)は、保険金支

臣の認可を得て、金融機関等から資金の借り入れをす払い等に係る日本銀行借入金を返済するため、大蔵大

ることができることとする。

なお、日本銀行借入限度額を五百億円から五千億円

政令改正)に引き上げることが予定されている。

四仮払金の支払い

もとに、仮払金の支払いをすることができることとする。機構は、保険事故が発生したときは、一定の要件の

五 資金援助等

し、資金援助を行うことができることとする。等から申請があつた場合には、救済金融機関等に対1機構は、金融機関の合併等に際し、救済金融機関

認定又はあつせんを受けなければならないこととす当たつては、合併等についての大蔵大臣の適格性の救済金融機関は、機構に資金援助の申請をするに

る。

穴 緊急手続

序の維持に著しい混乱が生ずるおそれがあると認め譲渡等について、これを緊急に行わなければ信用秩1 大蔵大臣は、適格性の認定等に係る合併又は営業

定を行うこととする。

るときは、一定の要件のもとにおいて、緊急性の認

等の特例手続により合併等を行うこととする。もとに、株主総会等の手続を事後にまわす等、商法2 緊急性の認定を受けた金融機関は、一定の要件の

二、準備預金制度に関する法律の改正

定めることができることとする。

・会融機関の資金量の増大及び準備率の変更に伴う負担金融機関の資金量の増大及び準備率の変更に伴う負担

# 委員長報告

九二ページ参照

# 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(閣法第

#### 八三号)

#### 要旨

は次のとおりである。
本法律案は、最近における我が国の有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制を実施し、証券に係る投資顧問業を営む者について登録制を実施し、顧問業の現状にかんがみ、投資者の保護を図るため、有価顧問業の規状にかんがみ、投資者の保護を図るため、有価を決済を関係を設置している。

#### 一、目的

者の保護を図ることを目的とする。とにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資を価証券に係る投資顧問業に対し必要な規制を行うこ

# 二、開業規制

対応が行えるようにする。
し等を通じて、問題が生じた場合には当局による適切なとともに、不適切な投資顧問業者に対しての登録の取消をともに、不適切な投資顧問業者に対しての登録の取消を襲業者に対して帳簿の作成、記録保存義務などを課す

# 三、行為規制

# 1 勧誘・広告、標識掲示

事項の義務づけを行うとともに、外部から識別できる勧誘・広告における不実記載等の禁止、一定の広告

標識の掲示を義務づける。

2 開示制度

する定期的な報告書の交付を義務づける。書面による開示さらには契約期間中における顧客に対契約前における書面による開示、契約締結時における開示(ディスクロージャー)制度として、投資顧問

3 帳簿作成義務、監督

関する規定を整備する。ともに、大蔵大臣による立入検査、登録取り消し等にともに、大蔵大臣による立入検査、登録取り消し等に帳簿作成、記録保存、営業報告書提出義務を課すと

4 金銭・有価証券の保管

投資顧問業者が顧客の金銭・有価証券を保管するこ

とを禁止する。

5 貸し付け、貸し付けの媒介等

三者による貸し付けの媒介等を行うことを禁止する。投資顧問業者が顧客に対し貸し付けを行い、又は第

る。

# 6 証券取引行為

だし、投資一任業務については、この禁止を解除する。次・代理等の証券取引行為を行うことを禁止する。た投資顧問業者が、顧客のために有価証券の売買の取

7 クーリング・オフ制度の導入

顧客は契約の締結後一定期間(十日間)においては

無条件に契約の解除ができる。

# 四、投資一任業務

ようとするものであります。

- 人に限定、また、役員の兼職を禁止する。は、登録に加え認可を受けることとし、認可対象は法1 投資家保護の観点から、投資一任業務を行う場合に

その他、自主規制団体の設立、運営等所要の規定を設け

を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要 案は、我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんが 案は、我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんが な、投資者の保護を図るため、有価証券に係る投資顧問業の現状にかんが な、投資者の保護を図るため、有価証券に係る投資顧問業の現状にかんが な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵

制度を整備しようとするものであります。
て、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実を図て、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実を図るともに、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備としるとともに、金融政策を効果的に運営するため、準備預金制度を製造の金融環境の変化に対する法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対

全経営の確保策等の質疑が行われましたが、その詳細は会別示の必要性、金融自由化の進展度の評価と今後の信用秩明示の必要性、金融自由化の進展度の評価と今後の信用秩対する行為規制のあり方、投資「任業務認可の具体的基準対する行為規制のあり方、投資家保護の観点からの投資顧問業に委員会におきましては、両法律案を便宜一括して質疑に

議録に譲ります。

については、討論なく、採決の結果、全会一致をもつて原質疑を終了し、両法律案のうち、まず、投資顧問業法案

ところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対する次いで、預金保険法等改正案について討論に入りました

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

旨の意見が述べられました。

案どおり可決すべきものと決定いたしました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原

化を図ろうとするものであります。土地信託制度を導入し、国有地の管理・処分の手段の多様一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に次に、国有財産法の一部を改正する法律案は、国有地の

議録に譲ります。制度活用の構想等の質疑が行われましたが、その詳細は会況とその対応策、国有地への土地信託制度導入の必要性と一委員会におきましては、大都市圏における地価高騰の現

代表して近藤忠孝委員より反対する旨の意見が述べられま質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

案どおり可決すべきものと決定いたしました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原

以上、御報告申し上げます。

# 国有財産法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

#### 要旨

の内容は次のとおりである。管理・処分の手段の多様化を図ろうとするものであり、そに資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の本法律案は、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等

に含める。 該信託により国が取得する「信託の受益権」を国有財産一、国有地の処分の手段の一つとして「信託」を加え、当

物を含む。)に限る。 一、信託の対象財産は、普通財産である土地(土地の定着

の内容(信託の目的、収支見樍り等)について審議を経三、国有地を信託する際は、国有財産審議会に諮り、事業

四、国以外の第三者を信託の受益者として指定する信託及

る。

ついてはこれを禁止するものとする。び無償貸付等に係る現行法上の制限を逸脱する信託等に

五、その他、信託の契約期間、会計検査院への事前通知等

所要の改正を行う。

# 委員長報告

九二ページ参照

び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第二号)昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及

#### 安旨

ずるものであり、その内容は次のとおりである。水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する本法律案は、昭和六十年度において、水田利用の再編成

収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交は、一時所得の必要経費とみなす。

得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。 付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度における租税の減

収見込額は、約八億円である。

# 委員長報告

果を御報告申し上げます。
る法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関すただいま議題となりました昭和六十年度の水田利用再編

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、 をについて、個人が交付を受けるものはこれを一時所得と をについて、個人が交付を受けるものは、交付を受け た後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合に た後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合に は圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の 軽減を図ろうとするものであります。

約八億円と見込まれております。なお、本法律施行に伴う昭和六十年度の租税の減収額は

委員会におきましては、今後の稲作についての政府の基

つて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。 績、農地の地力増進についての政府の対応策等について質 本方針、補助金支給の実態及び課税の特例による過去の実 以上、御報告申し上げます。 質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をも

内閣提出法律案 (三件)

l0l 16国 会	101 11 国 会	1	를 
を改正する法律案教職員の確保に関する法律の一部女子教職員の出産に際しての補助	一部を改正する法律案学校教育法及び教育職員免許法の	4	
外 約 6 6 6 7 8 8	外久 (	月	提出
( 七、美 <b>ご名</b> 君	五三五二二十二二二十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	日	者
		付日	予
		月日	備送
		出	衆
		月日	へ提
		付委	γ
t ب	五二	員 託会	参
未	未	議委員	議
7	了	決議決	院
		付委員託会	衆
		議委 員 決会	議
		議本 会議	院
		備	j
		考	

本院議員提出法律案(二件)

62	58	11	1	<b>新</b> 号
著作権法の一部を改正する法律案	る法律案プログラムの著作物に係る登録の特例に関す	国立学校設置法の一部を改正する法律案	ŕ	4
"	"	衆	院講	<b>美先</b>
==		六、二、四	月	提
三 四	三四四		日	出
(予)	(予)	二、三六 六、四	付委 員 託会	参
可	可  英	可決可	議委 員 決会	議
可 共 決	可共大	可二、四六	議本会決議	院
三八可	三、四	六二、三、四	付委 員 託会	衆
可四三	可可兴	修 六、四二 正	議委 員 決会	議
可四只宝	可四层	<b>修</b> 六、四宝	議本	院
			備	
			考	

番号		
件名		
月	提	
日	出者	
付		
月	備	
日	送	
出月	本院。	
日	提	
付委		
員	参	
1	<b>≋</b>	
_ ' '	議	
_		
	院	
決議		
付委		
員	衆	
託会		
議委		
, ,	議	
<u> </u>		
	院	
決議		
備		
考		
	好 (月 日) 付月日出月日 (新 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	

国立学校設置法の一	
部を改正する法律案	
(閣法第一	
号	

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、徳島大学に同大学の教育学部を改組して総合科学部を

設置すること。

二、九州工業大学に情報工学部を設置すること(昭和六十

年十月一日から施行)。

三、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し(昭和六十一

年十月一日から施行)、富山大学経営短期大学部を廃止

する(昭和六十三年四月一日から施行)こと。

四、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係 る職員の昭和六十一年度の定員を一万九千七百二十人

(三百七十九人増) に改めること。

び定員の改正に関する部分の施行期日を公布の日に改める なお、衆議院において、徳島大学の総合科学部の設置及

等の修正が行われた。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委

員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、徳島大学の教育学部を改組して総合科学部

総定員法の枠外とされております新設医科大学等の職員の営短期大学部を経済学部への統合に伴つて廃止するほか、に、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し、富山大学経を、九州工業大学に情報工学部をそれぞれ設置するととも

なお、衆議院において施行期日等についての修正が行わ定員を改めようとするものであります。

れております。

は会議録によつて御承知願いたいと存じます。問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細児童数減少に対応する教員養成制度、学生寮の整備等の諸児童数減少に対応する教員養成制度の改革と大学の質的充実、設のための法案提出時期、定員外職員の処遇改善、婦人研設のための法案提出時期、定員外職員の処遇改善、学部新委員会におきましては、総合科学部設置の趣旨、学部新

した。
会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全

以上、御報告申し上げます。目から成る附帯決議を行いました。

なお、大学進学者の急増に適切に対応することなど四項

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(閣法

### 第五八号)

#### 要旨

本法律案は、プログラムの著作物の特性等に応じ、その登録の手続及び登録機関等について著作権法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。一、プログラムの著作物に係る著作権登録原簿の全部又は一一部を磁気テープで調製することができること。 複製物を提出しなければならないこと。 又は創作年月日の登録をした場合は、その旨を公示する又は創作年月日の登録をした場合は、その旨を公示する

六、この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること
五、指定登録機関に関し、指定の基準、登録の実施義務、
を登録事務の実施を確保するための規定を設けること。
な登録事務の実施を確保するための規定を設けること。
な登録事務の実施義務、
との指定する登録機関に、登録事務の四、文化庁長官は、その指定する登録機関に、

六十一年十月一日から施行すること。とし、指定登録機関の指定に係る規定については、昭和

# 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教 を員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 でに、その登録の手続及び指定登録機関による登録事務 に応じ、その登録の手続及び指定登録機関による登録事務 に応じ、その登録の手続及び指定登録機関による登録事務

うとするものであります。
かに、著作権法の一部を改正する法律案は、情報処理及が電気通信技術の発達に伴い、コンピュータを用いて必要が電気通信技術の発達に伴い、コンピュータを用いて必要が電気通信技術の発達に伴い、コンピュータを用いて必要が電気通信技術の発達に伴い、コンピュータを用いて必要が電気通信技術の発達に伴い、コンピュータを用いて必要がである。

し、参考人の意見を聴取するとともに、登録機関の指定及委員会におきましては、二法律案を一括議題として審査

よつて御承知願いたいと存じます。

さついて熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に演家の適正な権利保護、著作権思想の普及などの諸問題に対な対応、貸しレコードに関する円満な利用関係の維持、実かな対応、隣接権条約への早期加入、復製問題への速や計、データベースの保護のあり方、発展するニューメディびその登録事務の進め方、プログラムの保護期間等の再検し

質疑を終わり、日本共産党を代表して吉川委員より両法律案に対し反対の討論が行われた後、順次採決の結果、いじました。
なお、両法律案に対し、適正かつ円滑な登録事務の実現しました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

#### 要旨

達に伴い、電子計算機を用いて必要な情報を容易に検索で本法律案は、近年の情報処理技術及び電気通信技術の発

# 委員長報告

九九ページ参照

のであり、その主な内容は次のとおりである。発・普及に対処するための規定の整備等を行おうとするもとともに、有線テレビジョン放送、ビデオテックス等の開きるようにしたデータベースの著作物の保護を明確化する

るものは著作物として保護すること。でその情報の選択又は体系的な構成により創作性を有す一、データベースの定義を定めるとともに、データベース

三、有泉汝差事業者と対して、汝差事業者と舞じ、复製権、報が同時に受信されるように送信する形態のものを一括し、公衆に対する送信をなに送信する形態のものを一括し、公衆に対する送信を広く「有線放送」と利用者の求めに応じ個別の情報を個二、「有線放送」の定義を改正し、公衆によつて同一の情二、「有線放送」の定義を改正し、公衆によつて同一の情

を認めるとともに、商業用レコードの二次使用料の支払さらに、有線放送することのできる著作物の一時的固定放送権、再有線放送権などの著作隣接権を新たに認め、三、有線放送事業者に対して、放送事業者に準じ、複製権、

備すること。四、有線放送に関連する著作権の制限等に関する規定を整

義務を課すこと。

五、この法律は、昭和六十二年一月一日から施行すること。

内閣提出法律案(九件)

46	33	32	31	30	23	22	番号
庫法の一部を改正する法律案環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公	する法律案戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正	律の一部を改正する法律案原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法	給に関する法律の一部を改正する法律案児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支	改正する法律の一部を改正する法律案年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を	案中小企業退職金共済法の一部を改正する法律	法の一部を改正する法律案中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置	件
"	"	"	"	"	"	衆	院議先
						六一、二二三	月提
	三七	1717	二十二	七	=======================================	<del></del>	日出
						<b></b>	付委 員 会
予盖	争量	(予量	<b>予</b> 芸	(多量	(子三 可	(予) 修	託会
可	可	町	修	售		修六、	議委 員 議
决宝	英 決 三	英 決 三	正宝	正八	决气	正[]	決会
可	可	пJ	售	售	可	修六、	議本 院
決六	<b>共</b> 決	<u> </u>	正六	正二	决穴	<b>修</b> 二、四二 正	決議
=	=	=	=	=	=	六1、171至 可 决 可 决 安	付委 員 衆 託会
一一一一	二七	三三世	可	三三	可	三	託会
						- <del></del> -	員議
四 決 三 可		正七	决 三 决 三 可	美 決 可	央 次八	決宝	決会
					可四	ガニ、三	<b>森</b> 年 会院
哭 決 三	决二	正七	决兲	決三	決二	決吴	決議
			衆 衆	衆衆		衆 へ 回 付 意 付 : 四 : 1	備
			同	同		同	
				回四四		回合	考
			四 四 意三付六	意付二		意付二	

#### 番 6 5 3 4 2 号 案の一部を改正する法律 育児休業法案 戦時災害援護法案 育児休業法案 林業労働法案 # 名 外 (四三) 外 三 名 + 外 五 名 (四三) 外 (四/三) 外 一 名 人 名 外 五 名 知 五 名 外中 쥙 提 西 二珠子君 出 日 者 付 予 六、 月 備 四、豆豆 四、五 四、宝 垂 뗃 送 H 出 衆 月 ^ 提 日 付委 六二、四、六 員 四三 四三 参 四三 四三 託会 未 未 未 未 未 議委 議 員 決会 議本 院 会 了 了 了 了 了 決議 付委 員 多英 (予量 (予量 (予) 量 衆 託会 議委 員 議 决会 議本 院 숲 決議 備 考

# 本院議員提出法律案(五件)

66	63	1	<b>좌</b> 클
案の徴収等に関する法律の一部を改正する労働者災害補償保険法及び労働保険の保	する法律案	4	<del></del>
法険 律料	改 正		
衆	参	院議	先
=	六、三、四	月	提
三五		日	
图(1)11	六、三、四	付委 員 託会	参
нJ	可六	議委	
决五	兴 次 可 二 (		議
可	可点	議本	ردور
五 決云	決二	会決議	院
	<u></u>	付委	
四、七	子三	員 託会	衆
可	可六	議委	
决三	次四二七	員	議
可	可六	決会 議本	
决三	一、四二六	会 決 <b>議</b>	院
		備	•
		考	÷

衆議院議員提出法律案(三件)

2	番		
	号		
に関し承認を求めるの件き、公共職業安定所及びその出張所の設地方自治法第百五十六条第六項の規定に	件		
置基 等づ			
衆	院議	先	
<b></b> 六	月	提	
四、八	日	出	
六、四、八 五	付委員託会	参	
<b>承</b> 六、五宝	議委員決会	議	
承二、五二、	議本 会 決議	院	
六 一、四、八	付委 員 託会	衆	
承 認認	議委員 決会	議	
承二、四宝	議本会議	院	
	備	ħ	
	考		

国会の承認を求めるの件(一件)

			番	
20	18	5	号	
る法律案社会保険労務士法の一部を改正す	案の一部を改正する法律	原子爆弾被爆者等援護法案	件	
社会	外森 井	外森 へ,#	(月	提
労働	mn da	二二忠		出
社会労働委員長	(四) 宝名君	(六)、三七 十 三 名 日 名 君	<u>日</u>	者
				予
五三	Ą	六、马二	L	備
==		三三		送
			山月	本院へ!
五三			日	へ提
		夳	付委	
<b>全</b> 型	() 兵	卒、 ○子)	員	参
(予) 可 決	<u> </u>	- 芝三	託会議委	
" 二			<b>政安</b>	議
英 決 <u>五</u>			決会	
可六	<del> </del>		議本	g
l I			숲	院
决六			決議	
		<b></b>	付委	
	兵	=======================================	員 託会	衆
	<u> </u>		議委	
			員	議
	続		決会	
可六	審		議本	院
英 決三	<b>z</b> t:		会油港	r/t
<u> </u>		余撤	決議	
		撤 二、四二七	備考	

する法律案(閣法第二二号)中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正

#### 要旨

本法律案は、本格的な高齢化社会の到来を迎え、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることが、その職業者の職業の安定その他福祉の増進を図ることが、その職業の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることが、その職業であり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法

律」に改めること。

# 二、総則の改正

業の機会が確保されるよう配慮される旨の基本的理念年齢者等は、その意欲・能力に応じた雇用その他の就1 法律の目的規定について所要の改正を行うほか、高

を明らかにすること。

の他の就業の機会確保のための施策の推進に努めるこ主、労働者等に対する援助を行う等高年齢者の雇用そ保等に努めること。また、国・地方公共団体は、事業2 事業主は、その雇用する高年齢者の雇用の機会の確

保の促進

三、定年の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確

下回らないように努めること。1 事業主は、定年を定める場合には、それが六十歳を

2 労働大臣は、六十歳未満定年の事業主であつて、六2 労働大臣は、六十歳未満定年の事情がないものと認ができること。

に努めること。 整備等を担当する高年齢者雇用推進者を選任するよう 事業主は、高年齢者の雇用の安定のための諸条件の

四、高年齢者等の雇用の促進等

1 国は、高年齢者の雇用を促進するため、職業紹介、

職業安定所長に届け出なければならないこと。人の開拓、求人求職情報の収集・提供等に努めること。人の開拓、求人求職情報の収集・提供等に努めること。職業指導等の効果的な実施、求人者に対する指導、求職業指導等の効果的な実施、求人者に対する指導、求職業

- に努めること。生活に関する知識の取得の援助等の措置を講ずるよう4 事業主は、その雇用する高年齢者に対し、引退後の

五、高年齢者雇用安定センター

正・確実に行うことができると認められるものを、全改善事業のうちの一定の給付金の支給等の業務等を適雇用の安定に関する調査研究、雇用保険法による雇用雇的として設立された公益法人であつて、高年齢者の 別 労働大臣は、高年齢者の雇用の安定等を図ることを

又は一部を行わせるものとすること。指定を受けた者に前記の給付金の支給等の業務の全部指定することができること。また、労働大臣は、右の国に一を限り、中央高年齢者雇用安定センターとして

2 労働大臣は、都道府県の区域において高年齢者の雇 2 労働大臣は、都道府県の区域において高年齢者の雇用の安定に関する情報資料 ことができると認められるものを、都道府県に一を限 ことができると認められるものを、都道府県に一を限 つとができると認められるものを、都道府県に一を限 の収集提供、中央高年齢者雇用安定センターとして指定す の収集提供、中央高年齢者の雇用の安定に関する情報資料 の 
ことができること。

六、定年退職者等に対する就業機会の確保

ずるように努めること。時的かつ短期的な就業の機会を確保するための措置を講いる。地方公共団体は、定年退職者等の希望に応じた臨

七、シルバー人材センター等

に行うことができると認められる公益法人を、市町村的かつ短期的な就業機会の確保・提供等を適正・確実1 都道府県知事は、定年退職者等の希望に応じた臨時

一人材センターとして指定することができること。 指定する二以上の市町村の区域)に一を限り、シルバの区域(必要と認められる場合には、都道府県知事が

- 料の職業紹介事業を行うことができること。
  2 シルバー人材センターは、労働大臣に届け出て、無

# 八、国による援助等

- 事項の報告を求めることができること。 況その他高年齢者の雇用に関する状況について必要な2 労働大臣は、事業主に対し、定年に関する制度の状
- 3 高年齢者雇用率制度を廃止すること。
- いては適用しないものとすること。 4 三に関する規定等は、国家公務員・地方公務員につ

九、施行期日

ただし、高年齢者雇用安定センターに関する規定その他この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

一部の規定は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

### 修正要旨

布の日」に改めること。 定の施行期日について、「昭和六十一年四月一日」を「公定の施行期日について、「昭和六十一年四月一日」を「公高年齢者雇用安定センターに関する規定その他一部の規

# 委員長報告

一一五ページ参照

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第二三

号

#### 要旨

がみ、中小企業退職金共済制度の充実強化、その積極的普重要性、中小企業における退職金制度の普及状況等にかん本法律案は、本格的な高齢化社会における退職金制度の

リジンにいい。 及を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な

内容は次のとおりである。

一、掛金月額の引き上げ

高額を現行の一万六千円から二万円に引き上げること。掛金月額の最低額を現行の千二百円から三千円に、最

二、掛金納付月数の通算制度の拡充

納付月数を通算することができること。職理由の如何を問わず、その被共済者の申出により掛金直前の掛金納付月数が二十四月以上である場合には、退退職後二年以内に再び被共済者となつた者について、

三、掛金負担軽減措置の新設

合」という。)は、一定の範囲で掛金の納付を免除するできることとし、特定業種退職金共済組合(以下「組団」という。)は、一定の範囲で掛金を減額することが措置として、中小企業退職金共済事業団(以下「事業退職金共済制度への加入促進等のため、掛金負担軽減

四、過去勤務期間に係る掛金月額の引き上げ等

ことができることとすること。

円から三千円に引き上げるとともに、過去勤務掛金完納過去勤務期間に係る掛金月額の最低額を現行の千二百

の水準に引き上げること。
務期間以外の掛金納付月数に係る退職金給付水準と同様の場合の過去勤務期間に係る退職金給付水準を、過去勤

五、役員の任期の変更

事業団・組合の理事長を除く役員の任期を四年から二

年に変更すること。

六、業務委託の範囲の拡大

に関する業務を加えること。事業主団体に委託できる業務の範囲に、申込金の収納等事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所等の

七、余裕金の運用方法の範囲の拡大

余裕金の運用方法の範囲に、被共済者を被保険者とす

る生命保険の保険料の払い込みを加えること。

設及び退職金給付に対する国庫補助の廃止

ととし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること。が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助するこ退職金共済制度への加入促進等のため、事業団・組合

九、施行期日

この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行するこ

公布の日から施行すること。 ただし、 余裕金の運用方法の範囲の拡大に係る規定

# 委員長報告

一一〇ページ参照

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の 部を改正する法律案(閣法第三〇号)

もに、老齢福祉年金の額を引き上げるものであり、その主 祉の向上を図るため、年金福祉事業団において、長期借入 金等による資金の運用を行うことができることとするとと な内容は次のとおりである。 本法律案は、国民年金等の被保険者及び受給権者等の福

- 、年金福祉事業団法の一部改正
- の資金の確保に資するため、長期借入金の借り入れ等の 方法で政府から調達した資金の運用を行い、これによ し付け等の業務を将来にわたつて安定的に実施するため 年金福祉事業団は、国民年金の被保険者に対する貸

- とすることができるものとすること。 り積み立てられた積立金の管理を行うことをその業務
- 業務の一部を委託することができるものとすること。 年金福祉事業団は、金融機関等の法人に対し、1の
- 3 積み立て、将来必要があるときは、一般の勘定に繰り 入れて、各種の還元福祉事業の財源に充てるものとす 特別の勘定を設けて整理し、運用益について、これを 年金福祉事業団は、1の業務に係る経理については、
- に行われなければならないものとすること。 1の資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的

ること。

(1)国債、地方債その他確実と認められる有価証券の

取得

- (2)預金又は貯金(厚生大臣が適当と認めて指定した
- ものに限る。)
- 二、国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正 (3)信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から二万七

三、施行期日 千二百円に引き上げること。

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

### 修正要旨

# 委員長報告

# 一一五ページ参照

の一部を改正する法律案(閣法第三一号)児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律

#### 要旨

内容は次のとおりである。

本法律案は、母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図本法律案は、母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図

一、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を、児童一人の場合、月額三万三千

、寺川記意夫養自当に関ける事頁千円から三万八千七百円に、それぞれ引き上げること。円から三万三千七百円に、児童二人の場合、月額三万八

一、特別児童扶養手当に関する事項

引き上げること。

寸き、月額三万九千八百円から四万八百円に、それぞれ万六千五百円から二万七千二百円に、重度障害児一人に特別児童扶養手当の額を、障害児一人につき、月額二

する事項三、障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当に関

四、特別障害者手当に関する事項

特別障害者手当の額を、月額二万円から二万八百円に

五**、**施行期日

引き上げること。

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

### 修正要旨

この法律は、「公布の日」から施行し、児童扶養手当、

和六十一年四月一日から適用すること。福祉手当及び特別障害者手当の額の引き上げについて、昭特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的に支給される

# 委員長報告

げます。
労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上
ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会

等の額を引き上げることであります。当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当関する法律の一部を改正する法律案の内容は、児童扶養手まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給にまず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に

とすること等であります。 に対し、環境衛生金融公庫において、新たに、環境衛生関及び沖縄振興開発金融公庫において、新たに、環境衛生関の一部を改正する法律案の主な内容は、環境衛生金融公庫とすること等であります。

のあり方、環境衛生金融公庫の融資手続の簡素化等の諸問を進め、児童扶養手当の引き上げ幅と所得制限、政策金融委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議

つて御承知願います。題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によ

日等に関する修正案が提出されました。由民主党・自由国民会議を代表して佐々木理事より施行期の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、自質疑を終了し、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて

修正議決すべきものと決しました。

ものと決しました。なく、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきの一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論は次に、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法

されております。
なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付

ついて申し上げます。次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に

んを問わず、被共済者の申し出により掛金納付月数を通算納付月数が二十四月以上である場合には、退職理由のいか最高額をそれぞれ引き上げること。第二に、転職前の掛金本法律案の主な内容は、第一に、掛金月額の最低額及び

は廃止すること等であります。
は廃止することとすること。第三に、加入等の促進のため、中できることとすることができ、特定業種退職金共済組合は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができることとすること。第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大することとすること。第四に、中小企業退職金共済事業団は、一定の範囲で掛金を減額することとできることとすること。第三に、加入等の促進のため、中できることとすること。第三に、加入等の促進のため、中できることとすること。第三に、加入等の促進のため、中できることとすること。第三に、加入等の促進のため、中できることとすること。第三に、加入等の促進のため、中できることとすることに、加入等の促進のため、中できることとであります。

細は会議録によつて御承知願います。の適用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳本制度への加入促進対策、パートタイム労働者等への制度委員会におきましては、企業規模別の退職金制度の格差、

されております。
なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全

以上、御報告申し上げます。

する法律案(閣法第三二号)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正

#### 要旨

は次のとおりである。手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理医療特別手当、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、

一、医療特別手当の額の引き上げ

高こと。 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾被爆者の医療等に関する負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手該負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、

二、特別手当の額の引き上げ

該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当のる旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にあ原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、

額を、 月額三万九千八百円から四万八百円に引き上げる

三、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げ

る原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万七千百円から三 原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給す

万八千百円に引き上げること。

四 健康管理手当の額の引き上げ

給する健康管理手当の額を、月額二万六千五百円から二 生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支 爆者であつて、造血機能障害、肝蔵機能障害その他の厚 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被

五、保健手当の額の引き上げ

万七千二百円に引き上げること。

円に引き上げること。 る保健手当の額を月額一万三千三百円から一万三千六百 千二百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給す 給する保健手当の額を、 厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支 月額二万六千五百円から二万七

六、施行期日等

この法律は、 公布の日から施行し、昭和六十一年四月

> 日から適用すること。 (衆議院修正)

# 委員長報告

一一四ページ参照

法第三三号) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣

#### 要旨

を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。 戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置 るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、 一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正 本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図

1 障害年金の額の引き上げ

ること。 もに、扶養加給の額についても引き上げること等とす 十一年七月分から四百四十六万五千円に増額するとと 病、第一項症の場合、現行の四百二十四万円を昭和六 障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷

遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

係る額についても引き上げること等とすること。 ともに、障害年金受給者が死亡(平病死)した場合に 円を昭和六十一年七月分から百五十一万千円とすると き上げ、公務死に係る額について、現行の百四十四万 遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正

三、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正 者に対して、特別給付金(戦傷病者等の妻であつた期間 日以前に死亡したことにより戦没者等の妻となつている 遺族年金の増額に準じて、現行十一万二千円を昭和六十 を支給すること。 に応じて額面六十万円又は百二十万円、十年償還の国債 たときに、夫たる戦傷病者等が昭和五十八年三月三十一 一年七月分から十一万七千九百十円に引き上げること。 戦傷病者等の妻に対する特別給付金国債の償還を終え 未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、

四、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

となつた者に対して、特別給付金(額面三十万円(軽 昭和五十八年四月一日までに新たに戦傷病者等の妻

症者は半額)、十年償還の国債)を支給すること。

3 円(軽症者は半額)、十年償還の国債)を支給すること 等の妻としての期間に応じて額面三十万円から六十万 病者等の妻である者に対して、特別給付金(戦傷病者 いる者であつて、昭和六十一年十月一日において戦傷 既に戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受給して 昭和五十八年四月一日までに新たに満州事変間に受

債)を支給すること。 給付金(額面三十万円(軽症者は半額)、十年償還の国 傷り病した戦傷病者等の妻となつた者に対して、特別

五、施行期日 十一日以前に平病死している場合、その妻に特別給付 えたときに、夫たる戦傷病者等が昭和五十八年三月三 戦傷病者等の妻に対する特別給付金国債の償還を終 (額面五万円、五年償還の国債)を支給すること。

ること。 ただし、三及び四は、昭和六十一年十月一日から施行す この法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。

# 委員長報告

労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会

げます。

給すること等であります。
だ律案の主な内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上法律案の主な内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する

原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引一部を改正する法律案の内容は、医療特別手当、特別手当、次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の

き上げることであります。

したが、その詳細は会議録によつて御承知願います。齢化に伴う施策の改善等の諸問題について質疑が行われま自立援護策、原爆死没者調査の施策への反映、被爆者の高を進め、一般戦災者に対する援護、中国残留日本人孤児の委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議

なく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決し一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論は質疑を終了し、まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の

業務範囲の拡大

ました。

しました。はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論次いで、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

て付されております。
なお、以上二法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつ

以上、御報告申し上げます。

正する法律案(閣法第四六号)環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改

#### 要旨

施設又は設備の設置又は整備に要する資金のほか、次

の資金を貸し付けることとすること。

かるもの 近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定 環境衛生関係営業者が、その営業の衛生水準を高め、

のに要する資金であつて政令で定めるもの準を高め、近代化を促進するために必要な事業を行う2 環境衛生同業組合等が、環境衛生関係営業の衛生水

# 二、役員の任期

理事及び監事の任期を、四年から二年に改めること。

# 三、施行期日

ただし、役員の任期の改正規定は、公布の日から施行すこの法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

# 委員長報告

ること。

# 一一〇ページ参照

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣

# 法第六三号)

#### 要旨

# 一、廃棄物処理施設整備計画の策定等

本法律案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備ある。

# 二、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものである。

# 委員長報告

げます。
労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会

であります。すべき廃棄物処理施設整備計画を策定することとするものを促進するため、新たに、昭和六十五年度までの間に実施法律案の内容は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備まず、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する

二万七千二百円に引き上げることであります。
二に、老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から月額による資金の運用を行うことができることとすること。第一による資金の運用を行うことができることとすること。第一に、老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から月額二に、老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から月額二万七千二百円に引き上げることであります。

の詳細は会議録によつて御承知願います。 ・変のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、そ立金の高利運用策、年金福祉事業団に対する出資金・交付再生・資源化、廃棄物処理事業における労働災害、年金積再生・資源化、廃棄物処理事業における労働災害、年金積の詳細は会議録によつて御承知願います。

ました。なく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しっかが、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決し一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論は質疑を終了し、まず、廃棄物処理施設整備緊急措置法の

ろ、自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事よする法律の一部を改正する法律案について諮りましたとこ次に、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正

であります。

り、施行期日に関する修正案が提出されました。

修正議決すべきものと決しました。討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて

て付されております。なお、以上二法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつ

次に、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の

一部を改正する法律案について申し上げます。 一部を改正する法律案について申し上げます。

(V)。 が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願い 理、シルバー人材センターの充実等の諸問題について質疑 効性、六十歳代前半層の雇用対策、定年延長に伴う雇用管 委員会におきましては、六十歳定年の努力義務規定の実

修正議決すべきものと決しました。
討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて大浜理事より、施行期日に関する修正案が提出されました。質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表して、

されております。なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付

以上、御報告申し上げます。

る法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号)労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関す

#### 要旨

業場ごとの業務災害状況に応じた保険料率改定に関する措害補償保険の保険給付内容の改善整備を図るとともに、事本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、労働者災

あり、その主な内容は次のとおりである。置の対象事業場の範囲を拡大する等の措置を講ずるもので

一、労働者災害補償保険法の一部改正

最低限度額又は最高限度額を給付基礎日額とすること。 額が、労働者の年齢の属する年齢階層に応ずる最低限 とに最低限度額・最高限度額を超える場合には、当該 とに最低限度額・最高限度額を定め、その給付基礎日 とに最低限度額・最高限度額を定め、その給付基礎日 とに最低限度額・最高限度額を定め、その給付基礎日

補償給付を支給しないこととすること。 
れる賃金を控除した額の百分の六十に相当する額とすれる賃金を控除した額の百分の六十に相当する額とすること。 
また、監獄等に収容されている場合は、休業有償給

3 通勤災害に関する休業給付についても、2と同様の

改正を行うこと。

のほかに労働省令で定める一定の行為を加えること。とされる行為の範囲を拡大し、現行の日用品の購入等4.通勤経路からの逸脱又は通勤の中断後の往復が通勤

5 事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立

きることとすること。用の全部又は一部に相当する金額を事業主から徴収で給付を行つたときは、政府は当該保険給付に要する費の届出を怠つていた期間中に生じた事故について保険

二、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

整率について、所要の改正を行うこと。2 有期事業のメリット収支率の算定に当たり用いる調

よる納付の方法を導入すること。 労働保険の保険料の納付の手続に関し、口座振替に

# 三、施行期日

十三年四月一日、その他の改正事項については昭和六十保険の保険料の納付の手続に係る改正については昭和六メリット制度の改正については同年三月三十一日、労働さいについては昭和六十二年二月一日、継続事業に係る

二年四月一日から施行すること。

# 委員長報告

御報告申し上げます。まして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果をまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果をただいま議題となりました二法律案及び承認案件につき

の方法を導入すること等であります。 等に関する法律関係の改正では、継続事業のメリット制度等に関する法律関係の改正では、継続事業のメリット制度等に関する法律関係の改正では、継続事業のメリット制度することができること等であり、労働保険の保険料の徴収

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、次に、地方自治法第一位、対方の法第一位、対方の法。

する旨の意見が述べられました。討論を終わり、まず、労部を改正する法律案について、日本共産党より原案に反対償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一質疑を終了し、討論に入りましたところ、労働者災害補

以上、御報告申し上げます。

しました。
本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決る法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関す

全会一致をもつて付されております。
なお、労働者災害保険法及び労働保険の保険料の徴収等
多数をもつて承認すべきものと決しました。
なお、労働者災害保険法及び労働保険の保険料の徴収等
なお、労働者災害保険法及び労働保険の保険料の徴収等
なお、労働者災害保険法及び労働保険の保険料の徴収等
なお、労働者災害保険法及び労働保険の保険料の徴収等

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案につい次に、社会保険労務士の一部を改正する法律案について規定の整備を行うこと務社会保険労務士の責務等について規定の整備を行うことであります。委員会におきましては、質疑、討論もなく、であります。委員会におきましては、質疑、討論もなく、決すべきものと決しました。

# 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第二〇号)

#### 要是

り、その主な内容は次のとおりである。
かんがみ、社会保険労務士制度の整備充実を図るものであ社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性に本法律案は、社会保険労務士の活動に対する要請の増大、

# 一、職務内容の充実

- 二、事業所に勤務する社会保険労務士の登録及び責務
- 事項の登録を受けなければならないものとすること。務する事業所の名称、所在地その他主務省令で定める社会保険労務士名簿に、現行の登録事項に加えて、勤1 事業所に勤務する、いわゆる勤務社会保険労務士は、
- て従事する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければ2 勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所におい事項の登録を受けなければならないものとすること。

# ならないものとすること。

## 三、研修

を与えるように努めなければならないものとすること。険労務士会連合会の行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとすること。また、図るように努めなければならないものとすること。また、 
祖会保険労務士は、社会保険労務士会及び全国社会保

# 四、施行期日

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

# 委員長報告

一一八ページ参照

認第二号) 定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件(閣承地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安

#### 安旨

公共職業安定所に関し、行政改革の一環として、その一

規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。本件は、昭和六十一年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、札幌東公共職業安定所及び同所江別出張所ほか公共職業安定所及びその出張所十一ヵ所の設置等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

# 委員長報告

一一八ページ参照

○農林水産委員会

77	76	50	28	27	15	番号
農林中央金庫法の一部を改正する法律案	る法律案 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正す	る法律案主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正す	納付等に関する臨時措置法案充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の農業改良資金助成法による貸付金等の財源に	生物系特定産業技術研究推進機構法案	一部を改正する法律案 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法	件
"	衆	参	"	"	衆	院議先
=	<b>=</b> :	_		_	六 二、 二、 五	月提
01.10	H110	긎	三四	二四四	五	日出
(予)	予言	三五	(子)	(子 子 )	(予) 可 決	付委 員 参 託会
可	可	п	пſ	可	可六、	議委
英 決三	夫 決三	决 ()		<b>英</b> 決力	決宅	員 議 決会
可	可	可	प्र	म्	可六	議本
<u> </u>	<u> </u>	 决二	吗 決 <u>六</u>	<u> </u>	可点、景宗	会院
1)(1)0	) j.			III10 百	六、二、六 可二、ョ	付委員 衆 託会
可	可	可 <u> </u>	<b>修</b> 四 正九	可四二	可二、三宝	議委員議
<del>次七</del> 可	7 円	<u> </u>	<u>上九</u> 修	<u> </u>	决宝 可 <sub>六</sub>	<b>決</b> 会 <b>議</b> 本
英 決 ハ	<u> </u>	<u> </u>	E =	突 決 <u>宝</u>	可二、三宝	会院決議
						備
						考

番

号

件

名

角 提 出

日 者

月 備

日 送

出 衆

月 日 提

員 議

員 議

院 会

備

考

院 会

予

辰
4
バ

		<b>*</b>		妞		*
7	6	号		水議院	8	番号
する去津案と大学の一部を改正との一部を改正のである。	改正する法律案とのようのである。とのである。	件		衆議院議員提出法律案(二件)	一部を改正する法律案外国人漁業の規制に関する法律の	名
農林水産委員長	農林水産委員長	(月日)	提出者		(六一、五、八)農林水産委員長	(月 日)
三二五	六一、三、宝	付月日	予備送		六 、 五 九	付 月 日
三二五	大门、三门五 大门、三门五	出月日	本院へ提		六 、 五 九	出月日
() 三 子 宝 可	(予)可決	付委 員 託会	参			付委 員 託会
1 주는 -	· 决 可 六、	<b>政</b> 員 会 本	議		可太	議委 員 決会 議本
, 决 <del>大</del>	決元	会決議	院		可六、五、次九	会 決 <b>議</b>
		付委 員 託会	衆		二、五、九 六二、	付委 員 託会
		<b>議</b> 委 員 決会	議		可一、五五	議委 員 決会
可	可二、三宝	議本 会 決議	院		可六、兵五	議本 会 決議
<u>.</u>		備	Ħ			備
		考	<u>.</u>			考

る法律案(閣法第一五号) 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正す

要旨

本法律案は、国営土地改良事業の効率的な推進を図るた 国営土地改良事業のすべての工事について、その工事

りである。 に拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとお事特別会計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事ができることとするとともに、これに伴い特定土地改良工に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とすること

- 一、土地改良法の一部改正
- に基づかなければならないこととする。 都道府県に負担させる費用等につき借入金をもつて財 する者から徴収すべき費用等につき借入金をもつて財 か 申請により開始される国営土地改良事業等について、
- 二、特定土地改良工事特別会計法の一部改正
- その名称を国営土地改良事業特別会計に改めることとての工事、受託工事及び直轄調査に拡大することとし、本特別会計の経理の対象を国営土地改良事業のすべ

する。

- 田 国営土地改良事業の工事に係る事業費のうち、都道 ・ 国営土地改良事業の工事に係る事業費のうち、都道 ・ 国営土地改良事業の工事に係る事業費のうち、都道 ・ 国営土地改良事業の工事に係る事業費のうち、都道
- 区分と同一の区分により作成することとする。簡素化を図ることとし、歳入歳出予定計算書の現行の曰。本特別会計の歳入歳出決定計算書については、その

## 委員長報告

計の経理対象を国営土地改良事業のすべての工事に拡大す会における審査の経過と結果を御報告いたします。 主ず、土地改良事業のすべての工事について、その工事に係る事業の一部につき借入金をもつて財源とすることができることとするとともに、これに伴い特定土地改良工事特別会計法改正業費の一部につき借入金をもつて財源とすることができることとするとともに、これに伴い特定土地改良工事特別会計法改正、大学費の一部につき借入金をもつて財源とすることができる。

ることとし、その名称を国営土地改良事業特別会計に改め

ようとするものであります。

あり方等であります。

本員会における質疑の主な内容は、農産物長期見通しと
のり方等であります。

本別、事業費の増嵩がもたらした農家負担増への対応策、
主地改良事業に対する地方財政措置の進め方、農用地造成
における土壌改良の関係、事業量の拡大が工期の短縮に及ぼ
を員会における質疑の主な内容は、農産物長期見通しと

しました。 は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた 質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案

ら成る附帯決議を全会一致で行いました。なお、本法律案に対し、各会派共同提案による八項目か

定を受けて合併した農業協同組合に対しては、課税の特例三十一日まで復活、延長するとともに、合併経営計画の認がみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹がみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹次に、農業協同組合合併助成法改正案は、農業協同組合

措置が適用されるよう所要の改正を行おうとするものであ

ります。

すべきものと決定いたしました。り、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決代表して下田委員より、本法律案に反対する旨の発言があ別に質疑もなく、討論に入りましたところ、日本共産党を別に質疑もなく、討論に入りましたところ、日本共産党を委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、

に五年間延長しようとするものであります。対して行う長期低利の資金の融資に関する臨時措置をさら設の造成等について、農林漁業金融公庫が特定の乳業者に展を図るため、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施展後に、農林漁業金融公庫法改正案は、酪農の健全な発

以上、御報告いたします。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。別に質疑、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致委員会におきましては、提案の趣旨説明を聴取した後、

# 生物系特定産業技術研究推進機構法案(閣法第二七号)

#### 世分と日

本法律案の主な内容は次のとおりである。

### 一、目的

の業務を行うことを目的とする。 機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に の促進に資するため、農機具の改良に関する試験研究等 関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、 関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、

### 二、定義

試験研究を必要とするものをいうものとする。
つて、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連するその他政令で定める業種に属する事業に関する技術であその他政令で定める業種に属する事業に関する技術であまの機能を維持増進する等生物の機能に係る業務を行う事この法律において「生物系特定産業技術」とは、生物

## 三、設立

機構は、生物系特定産業技術についての民間の関係者

される認可法人とする。

が発起人となり、政府及び民間が出資して一を限り設立

## 四、業務

進法に定めるところにより、農業機械化の促進に資する時かでのあつせん、国による遺伝資源の提供についての民間の研究者に対するあつせんその他民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するために必要な業務を行うこととする。

正必要な業務を行うこととする。

正必要な業務を行うこととする。

# 五、財務及び会計

うこととする。

に関する試験研究、農機具についての検査等の業務を行

ため、従来農業機械化研究所が行つてきた農機具の改良

経理を区分し勘定を設けて整理することとする。機構の財務及び会計については、それぞれ業務ごとに

# 六、農業機械化研究所の解散

散するものとし、その一切の権利義務は、機構が承継す機構が設立されることに伴い、農業機械化研究所を解

ることとする。

七、その他

施行期日、経過措置等について規定する。

# 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案のうち、まず生物系 特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。 本法律案は、民間において行われる生物系特定産業技術 で、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会にお は入として、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会にお ま入として、生物系特定産業技術研究推進機構法案につきまして、委員会にお が、併せて農器具の改良に関する試験研究等の業務を行う に関する試験研究に必要な資金の出融資その他の業務を行う に関する試験研究を通過と結果を御報告いたします。

伴う安全性の確保、新技術開発成果の農業者等への還元、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、するとともに、我が国のバイオテクノロジーの開発状況、委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取

公的研究機関の研究開発の推進等について質疑が行われま公的研究機関の研究開発の推進等について質疑が行われまなお、本法律案に対したところ、日本共産党ををもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金庫法改正案について申し上げます。次に、農水産業協同組合貯金保険法改正案及び農林中央

ました。

保護の充実を図ろうとするものであります。制度を設けることにより、農水産業協同組合の貯金者等ので、農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等ので、農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等ののた農水産業協同組合貯金保険法改正案は、最近における我

合理化等の措置を講ずるとともに、最近における金融環境府」を削除するほか、その業務の運営に対する規制の整理経営の自立化及び活性化を図るため、出資資格者から「政農林中央金庫法改正案は、農林中央金庫について、その

ります。
務、預金業務その他の業務の整備を図ろうとするものであ
の貸し付けの条件等に関する制限を撤廃するほか、貸付業
の変化に対応してその機能を発揮し得るよう、所属団体へ

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、

審査を行いました。

機構の財務の健全性等でありますが、その詳細は会議録にしてきた役割、農林中央金庫の基本的性格と民間法人化をしてきた役割、農林中央金庫の基本的性格と民間法人化をあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合へのあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合へのあり方、業務規定の整備による一般金融機関との競合への対応策、経営が困難となつた組合を救済するための合併の対応策、経営が困難となつた組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となつた組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となった組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となった組合を投済するための合併の対応策、経営が困難となった組合を投資する。

る旨の発言がありました。代表して下田委員より、農林中央金庫法改正案に反対であ質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

よつて御承知を願います。

保険法改正案は全会一致をもつて、農林中央金庫法改正案討論終局の後、順次採決の結果、農水産業協同組合貯金

定いたしました。 は多数をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決

なお、両法律案に対し、三項目及び四項目にわたる附帯

決議をそれぞれ行いました。

以上、御報告いたします。

本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日

#### 要旨

(閣法第二八号)

ものであつて、その主な内容は次のとおりである。営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めようとする営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保して、農業経道のであって、その主な内容は次のとおりである。

事業年度において、毎事業年度、通常の国庫納付金の1 日本中央競馬会は、昭和六十一事業年度及び六十二一、日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

う。)の額に相当する金額は、特別積立金の額から減額2 1による国庫納付金(以下「特別国庫納付金」といる金額を当該事業年度の四月一日から六月三十日までほか、特別積立金のうち三百億円の二分の一に相当す

二、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等

して整理するものとすること。

こと。 業経営基盤強化措置特別会計の歳入とするものとする1 特別国庫納付金は、その納付された年度における農

一日」から「公布の日」に改める修正を行つた。 なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十一年四月

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による都本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による貸付金等の財源に充てるため、日本中央競道府県に対する貸付金等の財源に充てるため、日本中央競道の場合は、農業改良資金助成法第三条の規定による都

ではいるでは、中央競馬会国庫納 (によって御承知を願います。) (は、貸付条件の改善等でありますが、その詳細は会議録成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見によって御承知を願います。

すべきものと決定いたしました。 採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決質疑を終局し、討論に入りましたが、別に発言もなく、

以上、御報告いたします。

第五〇号)主要農作物種子法及び種苗法の一部を改正する法律案(閣法

#### 要旨

本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化にをするものであり、その主な内容は次のとおりである。ともに、主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る途を開くとともに、主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る途を開くとともに、主要農作物の種子の生産の分野に参入し得る途を開くととするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主要農作物種子法の改正
- 受けることができることとする。 物の種子を生産する者の圃場は、一般に、この指定を産を行うものとされているが、委託を受けて主要農作物の種子は、都道府県が指定した圃場で生1 指定種子生産圃場の指定対象の拡大
- 都道府県は、現行どおり、必要な主要農作物の原種2 原種及び原原種の生産に関する規定の整備

よる原種及び原原種の生産の途を開くこととする。とともに、都道府県以外の者で適格性を有するものに及び原原種の生産を行わなければならないこととする

# 二、種苗法の改正

1

指定種苗の指定対象の拡大

態様の種苗も必要により含めることができることとする。苗に関する技術開発により流通することとなる新たな苗に関する技術開発により流通することともに、種指定種苗の指定対象を拡大することとし、主要農作

2 指定種苗の表示内容の充実

勧告及び命令を行うことができることとする。を定めて公表し、これを遵守しない種苗業者に対し、定種苗について、その品種の特徴に関する表示の基準を識別するための表示が必要であると認められる指

他所要の規定の整備を行うこととする。
3 都道府県知事に対する権限の委任に関する規定その

# 委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過と結果を御報告いたします。

行うものであります。 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に 本法律案は、最近における種苗をめぐる諸情勢の変化に

可決すべきものと決定いたしました。り、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり代表して下田委員より、本法律案に反対する旨の討論があ質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

なお、本法律案に対し、全会一致をもつて附帯決議を行

いました。

以上、御報告申し上げます。

第七六号) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法

#### 要旨

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対する資金を者等の保護の充実を図ろうとするものであつて、その主金者等の保護の充実を図ろうとするものであつて、その主金者等の保護の充実を図ろうとするものであつて、その主金者等の保護の充実を図ろうとするものであって、その主法のでは、金融のである。

漁協の連合会等に対し、機構が資金援助を行うことがで等の払戻しを停止するおそれがあるか若しくは停止した場協、漁協等の救済のためにこれと合併する農協、漁協に対し、又は組合系統組織における相互援助取り決めによりを停止するおそれがあるか若しくは停止したの、農水産業協同組合貯金保険機構の業務を拡充し、貯金

きることとする。

ととする。ととする。ととする。ととする資格性の認定又はあつせんを受けなければならないこらが受けるための手続について、都道府県知事によらが受けるための手続については、資金援助を受けように、機構が行う資金援助を農協、漁協又はこれらの連合会に、機構が行う資金援助を農協、漁協又はこれらの連合会

に仮払金の支払いを行うことができることとする。において、貯金者等の保護のため必要な場合には、早期三、保険金の支払方法を改善し、保険事故が発生した場合

## 委員長報告

一二七ページ参照

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

#### 要旨

その業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ず及び活性化を図るため、出資資格者から政府を削除するほか、本法律案は、農林中央金庫について、その経営の自立化

のとおりである。 務の整備を図ろうとするものであつて、その主な内容は次 機能を発揮し得るよう、所属団体への貸し付けの条件等に関 機能を発揮し得るよう、所属団体への貸し付けの条件等に関

一、農林中央金庫の民間法人化を図るために必要な規定のの。

#### 整備

- から「政府」を削除することとする。
  資本金としていること等の状況を踏まえ、出資資格者1 農林中央金庫が昭和三十四年以降は民間資金のみを
- とする。
  等の規定の適用対象から農林中央金庫を除外すること2.総務庁設置法における特殊法人に関する審査、調査
- こととする。 性化を図る等の観点から、現行の四年を三年に改めるととするとともに、理事の任期については、経営の活3 副理事長及び理事は出資者総会において選任するこ
- 認可を廃止することとする。 関に対する貸し付け及び剰余金の処分に係る主務大臣4 農林中央金庫の自主的運営を助長するため、金融機

# 二、金融環境の変化に対応した業務の整備拡充

- を行い得る者まで拡大することとする。
  1 債務保証業務の対象範囲を農林中央金庫が貸し付け
- 2 金銭債権の取得又は譲渡の業務を行い得ることとす

る。

- 等を追加することとする。
  務代理に係る貸付先、継続的な為替取引先、非居住者
  3 預金の受け入れを行い得る対象者として、新たに、業
- 4 公益事業法人の業務の一部の代理を行い得ることと

する。

- ることとする。 とするとともに、証券業者に対する貸し付けを行い得とするとともに、証券業者に対する貸し付けを行い得として行う貸し付けの貸付期間の制限を廃止すること 農林債券の販売力を維持するため、農林債券を担保
- 預金、金銭信託及び金銭債権を追加することとする。6 余裕金の運用対象として、銀行以外の金融機関への

三、その他

所要の規定の整備を行うこととする。貸し付けの期間及び方法に係る制限規定を削除する等

# 委員長報告

一二七ページ参照

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(参

第八号)

#### 要旨

四百万円に引き上げようとするものである。に関する法律の罪につき定めた罰金の多額を二十万円から国漁船の違法操業の実態等にかんがみ、外国人漁業の規制本法律案は、経済事情の変動及び我が国領海における外

## 趣旨説明

内容を御説明申し上げます。 律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びただいま議題となりました外国人漁業の規制に関する法

業の振興が重要な課題となつております。 国民の食生活の安定を確保する上で、沿岸漁業及び沖合漁漁業をめぐる情勢には極めて厳しいものがあること等から、 近年、二百海里体制の定着に伴いまして、我が国の遠洋

ところであります。
特のため、関係者からその発生防止を強く要請されている法律の違反が多発しており、我が国漁業の正常な秩序の維法律の違反が多発しており、我が国漁業の正常な秩序の維持のため、近年、我が国の近海には、外国漁船の進出が

れてきております。
が、その罰金の額は、昭和四十二年の法制定以来据え置かが、その罰金の額は、昭和四十二年の法制定以来据え置かは二十万円以下の罰金等に処することといたしております。
外国人が、我が国の領海内において漁業又は水産動植物

るとはいい難い状況にあります。しも適合したものとなつておらず、抑止力として十分であ動しており、同法の罰金の額は、現在の経済事情等に必ず動しながら、この間、物価上昇等経済事情は著しく変しかしながら、この間、物価上昇等経済事情は著しく変

勢にも対応したものとなつておりません。金の額も高額化しており、同法の罰金の額は、国際漁業情また、近隣諸国における外国漁船の違反操業に関する罰

十万円から四百万円に改定しようとするものであります。漁業の規制に関する法律に規定する罰金の多額を現行の二この法律案の内容は、このような情勢を勘案し、外国人

お願い申し上げます。なにとぞ、御審議の上、速やかに御賛同下さいますよう

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容であります。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆第六号)

#### 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

日から昭和六十四年三月三十一日までの間、合併経営計一、合併しようとする農業協同組合は、この法律の施行の

県知事の認定を求めることができるものとする。画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府

るものとする。
ついて法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置を講ず一、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合に

# 委員長報告

一二四ページ参照

#### 要旨

である。
本法律案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理本法律案は、酪農の健全な発展を図るため、牛乳の処理

# 委員長報告

一二四ページ参照

# ○商工委員会

# 内閣提出法律案(八件)

85	64	60	47	42	41 	29	12	番号
特定商品等の預託等取引契約に関する法律案	律案 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法	備の促進に関する臨時措置法案民間事業者の能力の活用による特定施設の整一	律の一部を改正する法律案化学物質の審査及び製造等の規制に関する法	成法の一部を改正する法律案中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助	る法律案。「情報処理の促進に関する法律の一部を改正す	航空機工業振興法の一部を改正する法律案	特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案	件 名
"	<i>"</i>	衆	参	"	"	<i>"</i>	衆	院議先
11/11		ب 'ا	三三宝	11,110	11710		二、二、四	月提日出
(予)可决可决	四三 可	(予)可 決可 決九	三宝 可	(予)可 決可 決	(子)可 決 可 決	(子)可 決 可 決	(子)可决可决	付 員 会 養 員 会 養 員 会 養 員 会 養 員 会 養 員 会 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
四十二十二	三八	三六可	(予) 可	11/110 可	ig 11,110	1110 月	六、六五町八八、	付委員 衆 託会 議委
五 正 修 五 八	決 可 决	決 可 決	決一可以完置	决二 可 决三	· 决一 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	決	=	員     入     本     次     本     次     入     入     表     人     表     人     表     人     し     し     し     し     し     し     し     し     し     し     し     し     し
衆本会議趣旨説明四二	衆本会議趣旨説明							備

# 本院議員提出法律案(一件)

7	番	}		
正する法律案注の確保に関す	件			
る法律の一部を改の中小企業者の受	名			
外福 (六二)知	月	提		
· 马 之	日	出者		
六、	付	予		
五二	月	備		
Ξ	H_	送		
	出	衆		
	月	^		
ļ	H	提		
六一、 五、 五、 五、 五	付委員	参		
<u> </u>	託会 養委員	議		
<b>7</b>	決議 決議	院		
<u> </u>	付委			
二(予)	員託会	衆		
	議委員	議		
	決議本会	院		
	決議	<u> </u>		
	考			

# 衆議院議員提出法律案(一件)

11	番		
改正する法律案訪問販売等に関する法律の一部	件		
を 外上 次 三 昇	月 月	提出	
<b>三名君</b>	日 (1	者	
六、四	付 月	予備	
11、13	日	送	
	出	本院	
	月	$\sim$	
	H	提	
<b>二</b>	付委 員		
(字)	託会	参	
	議委員	議	
	決議 決議 決議	院	
六 ( 四 七	付委 員 託会	衆	
未	<b>議委</b>	議	
	議本 会		
7	決議	l	
	備		

# 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案(閣法第一二号)

要旨

本法律案は、中小企業の国際経済環境等の変化への適応

を円滑化するため、中小企業者が行う事業の転換を助成し、

あわせて最近の円高等の国際経済事情の急激な変化により

るため、税制、金融面における助成措置等を講じようとす 事業活動に支障を生じている中小企業者の経営の安定を図

るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

# 特定中小企業者等

、主務大臣は、経済的事情の著しい変化等によつて相当数の中小企業者の事業活動に支障を生ずる業種を全国的なの中小企業者及び指定業種以外の業種に属している中小企業者及び指定業種におけると同様の状況にあると認められる中小企業者を特定中小企業者とする。指定業種であつてに属する特定中小企業者を特定中小企業者とする。指定業種であつて、主務大臣が全国的に、または地域を限つて指定する。指定業種のの事業活動に支障が生じたと認められる業種であつて、目に属する特定中小企業者を特定中小企業者とする。指定業種のの事業活動に支障が生じたと認められる業種であつて、同様の状況にあると認められる者は、都道府県知事の認定を受けることができめられる者は、都道府県知事の認定を受けることができる(認定特定中小企業者であつて、同様の状況にあると認められる者は、都道府県知事の認定を受けることができる(認定特定中小企業者)。

# 事業転換対策

知事の承認を受けることができる。二、特定中小企業者は、事業転換計画を作成し、都道府県

企業者をその構成員とするもの(特定商工組合等)は、また、商工組合等の法人であつて、相当数の特定中小

事業転換円滑化計画を作成し、都道府県知事の承認を受

けることができる。

定、てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げなどの特ものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠設事業転換用資金、事業転換円滑化資金として必要とする三、承認を受けた特定中小企業者または特定商工組合等が

例措置を講ずる。

また、承認を受けた特定中小企業者に対して地方税の及び負担金によつて取得した資産について、税法上、特及の負担金によつて取得した資産について、税法上、特別の措置を講ずる。

緊急経営安定対策

特例を設ける。

五、認定特定中小企業者に対し、中小企業近代化資金等助

成法による貸付金の償還期間を延長する。

き下げなどの特例措置を講ずる。 限度額の別枠設定、てん補率の引き上げ、保険料率の引六、認定特定中小企業者に対し、中小企業信用保険の付保

七、欠損金が生じた認定特定中小企業者に対し、法人税の

繰り戻し還付について特別の措置を講ずる。

その他

る規定は、昭和六十三年三月三十一日限りで効力を失う。力を失うこととなつているが、緊急経営安定対策に関すなお、本法は、施行の日から七年を経過した日にその効八、近代化施策の推進、資金の確保等について規定する。

# 委員長報告

経過と結果を御報告いたします。等臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査のただいま議題となりました特定中小企業者事業転換対策

りました。

対策を講じようとするものであります。本法律案は、中小企業の事業転換対策及び緊急経営安定

であります。
であります。
であります。

渡辺通商産業大臣より本修正案に反対である旨の発言があたる質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。がる中小企業景況対策、本法律案の実効性等について熱心がる中小企業景況対策、本法律案の実効性等について熱心がる中小企業景況対策、本法律案の実効性等について熱心がる中小企業のほびばす影響、当面の円高対策、低迷色が広等に通過商産業大臣より本修正案に反対の場別な円高が我が国産業、

きものと決定いたしました。決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ

帯決議が行われました。施策の一層の拡充、推進を図るべきであるなど六項目の附たは、本法律案に対し、中小企業者に対する振興・助成

以上、御報告申し上げます。

# 航空機工業振興法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

#### 要旨

とおりである。 の助成制度を新たに創設するとともに、日本航空機製造株 等の開発に要する膨大な資金的リスクを克服してゆくため する規定の削除を行うものであつて、その主な内容は次の 式会社がすでに解散していることにかんがみ、同会社に関 を、航空機等の国産化から国際共同開発に転換し、航空機 生じていることにかんがみ、わが国航空機工業の振興方式 化に伴い航空機等の開発に膨大な技術的・資金的リスクが 本法律案は、近年における航空機等の高性能化、高価格

一、目的・定義の改正 より「国際交流の進展に寄与」することに改める。 国際共同開発を促進するための措置等」を講ずることに るものに限定する。 「国際収支の改善に寄与」することから、「航空機等の また、本法適用の「航空機等」を民間航空の用に供す 本法の目的を、「航空機等の国産化」の促進によつて

二、国際共同開発促進のための措置

針)を定め、これを公表する。 に対して、国際共同開発に関する基本的な指針(開発指 ため、国際共同開発の事業を行う本邦法人 通商産業大臣は、航空機等の国際共同開発を促進する (開発事業者

開発に対する助成金として使用する。 もに、当該開発事業が成功した場合には、開発事業者等 機関)を指定し、これに対し、交付金を交付することが 等に対して助成金の交付の事業を行う者(指定開発促進 して納付させることができ、この納付金を次の国際共同 からその助成額を超えて、収入又は利益の一部を納付金と できる。この指定開発促進機関は、国からの交付金を用 いて開発事業者等に対する補助及び利子補給を行うとと また、通商産業大臣は、開発指針に即して開発事業者

三、通商産業大臣による監督

所要の監督規定を設ける。 する業務規定、事業計画の認可等の通商産業大臣による 施されることを確保するために、指定開発促進機関に対 国際共同開発促進のための措置が、適確かつ公正に実

四、日本航空機製造株式会社に関する規定の削除 日本航空機製造株式会社は、昭和五十八年三月に解散

したため、本法の同会社に関する規定を削除する。

## 委員長報告

過と結果を御報告申し上げます。正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経ただいま議題となりました航空機工業振興法の一部を改

本法律案は、次代を担う航空機等の開発には高度の技術と膨大な資金を要することから、近年、航空機の国際共同開発が世界の趨勢となつてきていること等にかんがみ、航開発の促進」に改め、そのために必要な新しい助成制度をは、従来の補助金方式を改め、新たに設けられる指定開発は、従来の補助金方式を改め、新たに設けられる指定開発に進機関に対し交付金を交付することにより、利子補給等幅広い助成を行うこととするものであります。

る規定は削除することとしております。なお、既に解散している日本航空機製造株式会社に関す

関の組織、内容、助成の方式を補助金から利子補給に変更国際共同開発の現状と見通し、新設される指定開発促進機委員会におきましては、輸送機及びジェットエンジンの

したが、その詳細は会議録に譲ります。した理由、航空機の安全対策などについて質疑が行われま

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どお川理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、指定開発促進機関に対する厳正

以上、御報告申し上げます。な指導、監督を求める附帯決議が行われました。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法

#### 要旨

第四一号)

を特に促進する必要があり、かつ、その開発の成果が事業が行つている諸事業のうち、現在、国からの出資を受けてが行つている諸事業のうち、現在、国からの出資を受けているシグマ事業、信用保証業務のための基金のほか、開発い深刻化しているソフトウェアの質・量両面にわたる需給いる法律案は、わが国の情報化の広汎かつ急速な進展に伴本法律案は、わが国の情報化の広汎かつ急速な進展に伴

正を行おうとするものである。

並う同協会の資本金、利益及び損失の処理、出資者原簿、解い場合の資本金、利益及び損失の処理、出資者原簿、解いの場合の資本金、利益及び損失の処理、出資者原簿、解いの場合の残余財産の業務についても、国から必要な資金の正を行おうとするものである。

# 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、商工 を員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。 まず、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報 して、汎用ブログラム開発の一層の促進を図るため、情報

> の情報化指導に要する人材の確保等について質疑が行われて がする等の措置を講じようとするものであります。 に追加する等の措置を講じようとするものであります。 では、二法律案を一括して議題とし、汎用 委員会においては、二法律案を一括して議題とし、汎用 委員会においては、二法律案を一括して議題とし、汎用 委員会においては、二法律案を一括して議題とし、汎用 の情報化指導に要する人材の確保等について質疑が行われ の情報化が、中小企業指導事業の実 の情報化を図り、電子計算 用による中小企業者の事業活動の円滑化を図り、電子計算

管疑を終わり、討論なく、採決に入り、情報処理の促進 ものと決定いたしました。特別を終わり、討論なく、採決に入り、情報処理の促進 をのと決定し、次に、中小企業 は関する法律の一部を改正する法律案については多数をも を表表した。

ましたが、その詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。

小しようとするものであります。すなわち、電子計算機活

化の進展に伴い、中小企業と大企業との情報化格差等を縮

の一部を改正する法律案は、最近の我が国経済社会の情報

次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法

# 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改

正する法律案(閣法第四二号)

要旨

本法律案は、最近の我が国経済社会の情報化の進展に伴い、中小企業と大企業との情報化格差等を克服するため、電子計算機活用による中小企業者の事業活動の円滑化を図電子計算機活用による中小企業者の事業活動の円滑化を図化施策に必要なブログラムを中小企業と関する中小企業の情報化施策に必要なブログラムを中小企業との情報とい、中小企業の情報を動力。

(中小企業指導法の改正)

### 一、指定

その者に中小企業指導事業のうち、により、当該都道府県に一を限つて指定し(指定法人)、れた法人であること等の要件に該当する者を、その申請都道府県知事は、民法第三十四条の規定により設立さ

行うその経営管理に関し、経営の診断又は指導を行う「一中小企業者の依頼に応じて、電子計算機を利用して

#### 事業

報の提供を行う事業関し、その経営に与える影響等に関する調査並びに情口。電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理に

(特定指導事業) を行わせることができることとする。

# 二、国の補助

(中小企業近代化資金等助成法の改正)を当該都道府県に対し補助することができることとする。るとき、当該法人に対し都道府県が補助する経費の一部国は、都道府県が、指定法人に特定指導事業を行わせ

三、近代化プログラムに係わる助成等

行うことができることとする。加し、国は、当該貸付事業を行う都道府県に対し助成をの近代化に著しく寄与すると認められるブログラムを追中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に中小企業

# 委員長報告

一四二ページ参照

する法律案(閣法第四七号)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正

#### 要旨

本法律案は、化学物質の安全性確保対策の一層の充実が本法律案は、化学物質の安全性確保対策の一層の充実が本法律案は、化学物質のの安全性確保対策の一層の充実が本法律案は、化学物質の要のである。とするものであつて、その主な内容は次のとおりであるととするものであつて、その対別のある化学物質に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそによつては環境に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそによっては環境に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそによっては環境に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそによっては環境に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそによって、新規化学物質の事前調査の充実

- る化学物質を指定化学物質として指定することとする でも行うこととし、このような性状を有する疑いのあ でも行うこととし、このような性状を有するかどうかの判 のの、難分解性及び有害性を有するかどうかの判 は有さな る化学物質について、これまでのP
- 2 事前審査における試験項目の決定など技術的事項に

ついては、国際的動向に十分配慮して決めることとす

# ること。

二、事後管理制度の導入

1 指定化学物質については、製造・輸入数量の届出を 義務付け、その使用状況等からみて必要があると認め 養務付け、その使用状況等からみて必要があると認め を指示することができることとすること。 度の汚染が生じていると認められるものを第二種特定 化学物質として政令指定し、製造及び輸入の予定数量 化学物質として政令指定し、製造及び輸入の予定数量 上の指針の公表、表示の義務付け等の措置を講すると 上の指針の公表、表示の義務付け等の措置を講すると 上の指針の公表、表示の義務付け等の措置を講ずると といったときは、その製造事業者等に有害性の調査

# 委員長報告

ともに、環境汚染の状況によつては、製造予定数量等

の変更も命令しうるようにすること。

す。
商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、

するものであります。 質の事前審査制度の充実、化学物質の事後管理制度の導入 質については、その環境汚染を防止するため、新規化学物 必要性にかんがみ、人の健康を損なうおそれのある化学物 並びに事業者に対する指導及び助言等の措置を講じようと 本法律案は、化学物質の安全性確保対策を一層充実する

は会議録に譲ります。 業の負担増などについて質疑が行われましたが、その詳細 のその後の回収・処理状況、安全性試験のコスト上昇と企 質による環境への影響及び労働災害の防止対策、PCB等 のための総量規制の考え方、半導体工場で使われる化学物 委員会におきましては、化学物質等による環境汚染防止

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまし 質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

以上、御報告申し上げます。

た。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関す

る臨時措置法案(閣法第六〇号)

#### 要旨

るため、特定施設の整備に関する指針、特定施設の整備計 するものであつて、その主な内容は次のとおりである。 設の整備を行う事業者を支援するための措置を講じようと 画の認定に関する事項等について定めるとともに、特定施 健全な発展の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進す 本法律案は、民間事業者の能力の活用により経済社会の

### 一、定義

「特定施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 1 工業技術の研究開発及び企業化の基盤施設
- 2 電気通信業等の技術の開放型研究施設
- 3 情報処理の事業の発達のための複合型施設
- 4 電気通信業等の発達等のための複合型施設
- 5 国際経済交流等の促進のための国際見本市場施設及

# び国際会議場施設

港湾の利用の高度化のための施設

# 一、基本指針

定めなければならない。設の種類ごとに、その基本的方向等を定めた基本指針を主務大臣は、特定施設の整備を促進するため、特定施

# 三、整備計画の認定

の認定を受けることができる。あること等の所定の要件に適合する場合には、主務大臣を作成し、整備計画が基本指針に照らして適切なもので特定施設の整備の事業を行おうとする者は、整備計画

# 四、支援措置

用基金」による債務保証等の支援措置を講ずる。ずるとともに、事業に必要な資金の確保、「産業基盤信を行う事業者に対し、特別償却等の課税の特例措置を講認定を受けた整備計画に従つて特定施設の整備の事業

# 五、特定都市開発地区等の指定等

における開発整備の方針の策定等の所要の規定を設ける。市開発地区及び特定港湾開発地区の指定並びに当該地区特定施設の整備の事業を円滑に推進するため、特定都

## 委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用によ

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

げます。
て、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上て、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上る特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案につきまし

活用することによつて、経済社会の基盤充実に資する新し

本法律案は、民間事業者の資金的、経営的能力を有効に

を講じようとするものであります。

すなわち、研究開発施設、国際会議場施設、港湾利用高度化施設等特定施設の整備に関する指針の策定及び整備計度化施設の整備を促進しようとするものであります。

り可決すべきものと決定いたしました。次いで採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どお川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。

以上、御報告申し上げます。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(閣法第六

#### 四号)

#### 要旨

本法律案は、行政の分野における民間能力の一層の活用本法律案は、行政の分野における民間能力の一層の活用を図るとともに、行政事務の簡素合理化を進めるため、通本法律案は、行政の分野における民間能力の一層の活用

しなくなつたものについて出資金を返還し、経理面での立化・活性化を図るため、政府資金に依存することを要日本電気計器検定所及び中小企業投資育成株式会社の自一、製品安全協会、高圧ガス保安協会、電源開発株式会社、

であります。

芸婦別していることもに、役員選任の自主性の確保、国の監督を緩和するとともに、役員選任の自主性の確保、

業務範囲の見直し・拡大等を行う。

、行政事務に関し民間能力の一層の活用を図るため、製 に管理者、火薬取扱保安責任者及び高圧ガス製造保安責 化を行わせることができることとするとともに、公害防 な行わせることができることとするとともに、公害防 に管理者、火薬取扱保安責任者及び高圧ガス製造保安責 任者等に係る試験事務についても、民間の指定機関にも、所要の監督規制の下で、こ のに、公害防 にで、この能力を が行つている検査検定等の事務について、一定の能力を が行っている検査検定等の事務について、一定の能力を が行っている検査検定等の事務について、一定の能力を が行っている検査検定等の事務についても、民間の指用を図るため、製 にであることができることとする。

# 委員長報告

査の経過と結果を御報告申し上げます。部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審ただいま議題となりました消費生活用製品安全法等の一

化、活性化及び行政事務の簡素合理化を図ろうとするもの本法律案は、行政改革の一環として、特殊法人等の自立

気計器検定所に対する政府の出資金の返還並びにこれらのすなわち、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電

措置を講じようとするものであります。 役員の選任等、業務の運営に対する規制の整理合理化等の 法人、電源開発株式会社及び中小企業投資育成株式会社の

実施できるように措置しようとするものであります。 及び公害防止管理者等に係る試験事務を指定機関等により また、同時に、製品安全協会等が行う検査検定等の業務

質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。 後の電力需給見通し、製品安全協会等の特殊法人の民間法 人化、中小企業投資育成株式会社の活動実績などについて 委員会におきましては、電源開発株式会社の活性化、今

川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。 質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

おり可決すべきものと決定いたしました。 次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案ど

以上、御報告申し上げます。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案(閣法第八五号)

#### 要旨

本法律案は、いわゆる現物まがい取引契約の締結、履行

内容は次のとおりである。 とのないよう規制を行おうとするものであつて、その主な を公正にし、契約に係わる一般消費者が被害をこうむるこ

#### 、目的

の利益の保護を図ることを目的とする。 けることのある損害の防止を図ることによつて、預託者 預託等取引契約の締結、履行を公正にし、預託者が受

### 一、定義

- 1 託する契約及び②政令で指定する施設の利用に関する は一定期間後の買い取りを条件として、特定商品を預 権利(施設利用権)について①と同様の契約をいう 商品)を一定期間預かり、利益の提供を約する契約又 (以下、「契約」という。)。 預託等取引契約とは、①政令で指定する商品 (特定
- 2 を受けること又は施設利用権を管理することを業とす る者をいう (以下、「業者」という。)。 預託等取引業者とは、契約に基づき特定商品の預託
- 預託者とは、業者と契約を締結した者をいう。

# 三、書面の交付

3

業者は、契約の締結前及び締結時に、契約の内容等を

明らかにする書面を交付しなければならない。

# 四、不当な行為等の禁止

などの行為をしてはならない。除によつて生ずる債務の履行を拒否し、不当に遅延する動を交えてはならず、又、契約に基づく債務、契約の解業者又は勧誘者は、契約の締結等に際して、威迫的言

# 五、業務停止命令

止を命ずることができる。は、一年以内の期間を定めて、業務の全部又は一部の停主務大臣は、業者が本法の特定の規定に違反するとき

# 六、クーリング・オフ

- 、。 この場合、業者は損害賠償等を請求することができな日から十四日以内ならば契約を解除することができ、1 預託者は、契約締結時に交付される書面を受領した
- し、請求できない。 用権の価額の一五%を超える額の支払いを預託者に対解除できる。この場合、業者は、特定商品又は施設利2 預託者は、十四日経過後は、将来に向かつて契約を
- 3 以上の規定に反する特約で預託者に不利なものは無

効とする。

## 七、その他

なお、本法律案については、衆議院において、契約がクか、本法の特定の規定に違反した場合の罰則を定めている。

われた。十五から百分の十に引き下げる等、三点にわたる修正が行情又は違約金の請求額について、その割合の上限を百分の順又は違約金の請求額について、その割合の上限を百分の上リング・オフ期間経過後解除された場合における損害賠

## 委員長報告

過と結果を御報告申し上げます。に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経ただいま議題となりました特定商品等の預託等取引契約

ります。

一受けることのないよう所要の規制を行おうとするものであ
でその履行を公正にし、契約に係わる一般消費者が被害を
本法律案は、いわゆる「現物まがい取引契約」の締結及

すなわち、預託等取引業者に対する規制として、契約締

るなどの保護を加えようとするものであります。は、契約締結時から十四日以内のクーリング・オフを認め当な行為の禁止等の義務を課するとともに、顧客に対して結に際しての書面交付、勧誘等における威迫的言動など不

修正が行われております。 額の百分の十五から百分の十に引き下げる等三点にわたる 償又は違約金の額について、その割合の上限を商品等の価 ング・オフ期間経過後解除された場合に請求される損害賠 なお、本法律案は、衆議院におきまして、契約がクーリ

細は会議録に譲ります。 一個は会議録に譲ります。 一個は会議録に譲ります。 一個は会議録に譲ります。 一個であるなど慎重に審査を進めましたが、その詳しまでの必要性等について質疑を行うとともに参考人から、では、の必要性、物品等を指定するに当たつての機会が、できましては、資産形成取引に係わるトラブルを

た。川理事より本法律案に反対である旨の意見が述べられまし川理事より本法律案に反対である旨の意見が述べられまし質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

付案どおり可決すべきものと決定いたしました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて衆議院送

) io なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議が行われ

ました。

以上、御報告申し上げます。

内閣提出法律案(七件)

87	86	79	48	39	21	20	番号
する法律案船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正	特定外航船舶解撤促進臨時措置法案	一部を改正する法律の一部を改正する法律案ー部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の	港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	特定都市鉄道整備促進特別措置法案	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	き特別措置に関する法律案ために昭和六十一年度において緊急に講ずべために昭和六十一年度において緊急に講ずべ日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善の	件
"	衆	参	"	"	"	衆	院議先
四、	四	三二五	三言	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	= =	六、二、二 二二 二	月提日出
<u> </u>		<u> </u>	# <u>E</u>		=		付委
(子) 一	五三三	三	(予) 可	予壹	 	六一、	員参 託会
	可	可	1	μŢ		可六、	議委 員 議
	决三	) 四 決八		) 決三	決宅	<u> </u>	決会
	可	可	ήJ —	可	可	可点	議本院
	丧 决 <u>三</u>	決二	決九	決三	决六	決三	決議
땓	四、一	( ) 三三三	三宝	= ; ;	対策通 特安三 委全三	六、一、四、一	付委員 衆 託会
継	피	可	пJ	可	可	可六、	議委
続	五 決九	·	吧 決八	· 决元	三 決 決	· 决宝	員 議 決会
審	可	#	ήſ	п∫	可	可类	議本
査	英 決 三	決三	決二	決	決芸	可二、五、六、	会院
						家本会議趣旨説明 家本会議趣旨説明 一、四、一	備考

# 本院議員提出法律案(一件)

1	番号	
置法の一部を改正する法律案日本国有鉄道経営再建促進特別措	件	
外小	月	提
(六) 柳		出
三三名君	日	者
<b>二</b>	付	予
, ====================================	月	備
<del>-</del>	出出	送 衆
	月月	^
	日	提
六、芫宝	付委 員 託会	参
未	議委員決会	議
了	議本会決議	院
二、三七	付委 員 託会	衆
	<b>議委</b> 員 決会	議
	議本 会 決議	院
	備	
	考	

法第二〇号)一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(閣日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十

#### 要旨

本案は、昭和六十一年度において、日本国有鉄道の経営本案は、昭和六十一年度において、日本国有鉄道の経営の経過を関する事業の再建の推進に関する臨時措置法第三条に規定する事業の再建の推進に関する臨時措置法第三条に規定するは次のとおりである。

二、政府は、現在一般会計が国鉄に貸し付けている一定の係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務の額に相当する額の長期資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとすること。

一般会計に承継させることとし、一般会計はその特定債別がの額に相当する額の長期資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとすること。

認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、三、国鉄職員の著しく過剰な状態を緊急に解消するため、約をすることができること。無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長について特無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長について特

カ月分相当額の特別給付金を支給すること。その者に対し俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十

こと。 金の支給に必要な資金の確保について特別の配慮をする五、国は、退職する職員の就職のあつせん等及び特別給付

## 委員長報告

急に講ずべき措置として、国鉄の長期債務に係る負担の軽年度において、その経営する事業の運営の改善のために緊おける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本法律案は、国鉄の経営の現状にかんがみ、昭和六十一本法律案は、国鉄の経営する事業において緊急に講ずの運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業

減及び国鉄職員の退職の促進を図ろうとするものであります。その主な内容は、第一に、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るため、政府は、資金運用部が国鉄に貸し付けている資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務五兆円余を一般会計に承継させることとし、一を対るほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付とするほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付とするほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付とするほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付とするほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付をで受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に対し、基準内賃金の十ヵ月分相当額の特別給付金を支着に対し、基準内賃金の計細は会議録により御承知願いま演及び国鉄職員の退職の促進を図ろうとするものであります。

ものと決定いたしました。
特の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべき対の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきが、日本共産党橋本委員より反対の意見が述べられ、採質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党安

決議とすることに決定いたしました。

・文が、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由民主、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由民主党・国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国

以上、御報告申し上げます。

# 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

#### 要旨

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかん本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかん本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんのである。

## 委員長報告

ただいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改

正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経

過及び結果を御報告申し上げます。

引き続き昭和六十一年度以降五ヵ年間において踏切道の改がみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかん

良措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願い

ます。

... 一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまして疑を終え、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会

た。

以上、御報告申し上げます。

# 特定都市鉄道整備促進特別措置法案(閣法第三九号)

#### 要旨

う鉄道事業者及び鉄道利用者の負担を長期にわたり平準化特定都市鉄道整備積立金制度の創設その他工事の実施に伴応して、都市鉄道の輸送力の計画的な増強を促進するため、本法案は、大都市圏における鉄道の輸送需要の増大に対

の主な内容は次のとおりである。するための特別の措置を定めようとするものであつて、そ

るものとする。という)を作成し、運輸大臣の認定を受けることができとする特定都市鉄道整備事業計画(以下「整備事業計画」「、鉄道事業者は、期間十年以内の複々線化工事等を内容

ければならないものとする。ともに、取り戻した当該積立金は工事費の支出に充てなという)として運輸大臣が指定する法人に積み立てるとという)として運輸大臣が指定する法人に積み立てるとという)と、計画の期間内に旅客運送収入の一事業者」という)は、計画の期間内に旅客運送収入の一二、整備事業計画の認定を受けた鉄道事業者(以下「認定

よう配慮するものとする。その資金が運賃を通じて鉄道利用者の負担が緩和される当該積立金が旅客運送収入により確保できるよう、また、び同期間終了後に係る運賃について認可を行うときは、三、運輸大臣は、認定事業者の整備事業計画の計画期間及

ずるものとする。
備金として樍み立てた場合は、税制上の特別の措置を講四、二の積立金の額に相当する金額を特定都市鉄道整備準

し所要の規定を設けるものとする。
五、その他整備事業計画の認定の取り消し、施行日等に関

### 委員長報告

について御報告申し上げます。置法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果をだいま議題となりました特定都市鉄道整備促進特別措

について認可を行うときは、当該積立金が旅客運送収入に がして、都市鉄道の輸送力の計画的な増強を促進するため、 がの特別の措置を講じようとするもので、その主なる内容は、 学者は、計画期間内において、旅客運送収入の一定割合の 業者は、計画期間内において、旅客運送収入の一定割合の を額を非課税として指定法人に積み立てるとともに、取り戻 した当該積立金は工事費の支出に充てなければならないこと。 第三に、運輸大臣は、工事の実施に伴う鉄道事業者の した当該積立金は工事費の支出に充てなければならないこと。 本法案は、大都市圏における鉄道の輸送需要の増大に対

れ配慮すること等であります。 運賃を通じて鉄道利用者の負担が緩和されるようにそれぞより確保されるよう、また、計画期間終了後にその資金が

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

しました。 法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた 質疑を終わり、別に討論もなく、次いで採決の結果、本

委員会の決議とすることに決定いたしました。 で記可・実施に際しては、利用の実態等に十分配慮し、鉄連合の四会派共同提案に係るいわゆる上乗せ運賃について国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民国民会議、大法案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由

以上、御報告申し上げます。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

#### 要旨

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引

な港湾整備五カ年計画を策定しようとするものである。き続き促進するため、昭和六十一年度を初年度とする新た

### 委員長報告

経過及び結果を御報告申し上げます。改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査のただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引 本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引

しました。
案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小

以上、御報告申し上げます。

法律の一部を改正する法律案(閣法第七九号)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する

#### 要旨

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止の内容は次のとおりである。

の所要の改正を行うこととする。正規定に先立つて施行するため第五条を第二条とする等一、第五条の改正規定の内容を第二条から第四条までの改

日から三年間船舶内に保存しなければならないこととす一、船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした

質の排出等があつた場合の通報に関する改正規定の施行三、ばら積み以外の方法で貨物として輸送される有害な物

期日を変更することとする。

## 委員長報告

を御報告申し上げます。案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の実施時期の一部変更及び同議定書の一部改正に伴い、同議定書を定の内容を第二条から第四条までの改正規定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施定の内容を第二条から第四条までの改正規定に先立つて施定の大きること。第二に、船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間船舶内に保存しなければならないこととすること。第三に、ばら積み以外の方法では物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の貨物として輸送される有害な物質の排出等があつた場合の

通報に関する改正規定の施行期日を変更することとするこ

とであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願い

ます。

しました。 は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた 質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案

以上、御報告申し上げます。

# 特定外航船舶解撤促進臨時措置法案(閣法第八六号)

#### 要旨

である。本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に

もに、特定海運事業者は、解撤促進基本指針に定めると撤促進基本指針を定めなければならないものとするとと一、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を促進するための解

ればならないものとすること。ころに従つて、特定外航船舶の解撤を行うよう努めなけ

債務の保証業務を行うものとすること。

定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借り入れに係る
三、産業基盤信用基金は、認定を受けた解撤計画に係る特
二、特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤計画を作成し、

ものとすること。 舶の船員について、雇用安定措置を講ずるよう努力する四、特定海運事業者及び国は、解撤が行われる特定外航船

ができるものとすること。 毎運事業者に対し、解撤を行うべき旨の勧告をすること 五、運輸大臣は、特定外航船舶の解撤を行つていない特定

六、本法律は、三年間の限時法とするものとすること。

# 委員長報告

結果を御報告申し上げます。置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及びただいま議題となりました特定外航船舶解撤促進臨時措

本法案は、外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化に

臣は、特定外航船舶の解撤を促進するための基本指針を定講じようとするもので、その主な内容は、第一に、運輸大ている特定外航船舶の解撤を促進するための措置を臨時にかんがみ、船腹量が過剰となり、かつ、老朽・不経済化し

は、基本指針に定めるところに従つて、特定外航船舶の解めなければならないものとするとともに、特定海運事業者

に、特定海運事業者は、特定外航船舶の解撤計画を作成し、撤を行うよう努めなければならないものとすること。第二

三に、産業基盤信用基金は、認定を受けた解撤計画に係る運輸大臣の認定を受けることができるものとすること。第

特定外航船舶の解撤のため必要な資金等の借り入れに係る

事業者及び国は、解撤が行われる特定外航船舶の船員につ債務の保証業務を行うものとすること。第四に、特定海運

いて、雇用安定措置を講ずるよう努力するものとすること

等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願い

ます。

多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまし本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法案は質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党橋

た。

以上、御報告申し上げます。

番 65 51 36 35 34 49 号 | 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法 郵便年金法の一部を改正する法律案 郵便法等の一 郵便貯金法の一 電波法の一部を改正する法律案 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 件 部を改正する法律案 部を改正する法律案 名 衆 参 " 衆 " ″ 院議先 合、三大 月 提 三、五五 금듯 三 三六 出 日 付委 員 三六 **多**芸 € 元 多芸 多芸 参 託会 可二 可 미 可 可 可 議委 員 議 英 決 三 三 決 <u>三</u> 決三 쩓 四 決 八 決 宝 決 へ 決会 可二 可 可 可 口 可 議本 院 会 决六 决二 决 三 决穴 决二 Ŧ. 決 远 決議 付委 た、 ニ、 六 員 争完 六 兲 三 六、 衆 託会 可二、三、 可 可 町 可 可 議委 員 議 決 萱 决兴 四 뗃 丰 決 九 決 三 決 六 決 六 決会 可六 可 미 議本 可 可 可 院 슾 四 決 三 ₹ 兴 洪 莹 决 二 哂 決入 決入 決議 決へ 備

# 内閣提出法律案(六件)

考

# 国会の承認を求めるの件(一件)

1	番号	
認を求めるの件放送法第三十七条第二項の規定に基づき	件 4	
承		
<b>衆</b> 	院議	先
<b>二</b>	月	提
<u>=</u>	日	出
二 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	付委 員 託会	参
承二、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三	議委 員 決会	議
承二、三六認	議本 会 決議	院
六 一 三 四	付委 員 託会	衆
承二、三一园	議委 員 決会	議
承二、三宝	議本 会 決議	院
	備	Í
	考	

# NHK決算 (一件)

明書 対照表及び損益計算書並びにこ対照表及び損益計算書並びにこ	(4	=
れに関する説	*	<b>.</b>
	携	1
	<u>H</u>	1
<b>一</b>	月月	
三六	E	Ī
六、一	付委	
· 元	員	参
元	託会	
	政女	議
	決会	
	議本	院
	会	阮
	決議 付委	_
一气	員	-
一 <del>-</del>	託会	衆
	議委	
	員	議
	決会 議本	
	会 会	院
	決議	
	備	Ĭ
	考	<del>;</del>

# 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

要旨

充実等を図るため、保険金額の加入限度額の管理方法を改本法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の

めるとともに、保険金額を増額するための契約変更をする

ことができることとする等の改正を行おうとするものであ

つて、その主な内容は次のとおりである。

現在、保険金額の加入限度額は、被保険者一人につき、、保険金額の加入限度額管理方法の改正

ては政令で定めることとする。
には政令で定めることとすることにより、実質的な加入限度額の引き上げを図ととすることにより、実質的な加入限度額の引き上げを図ととすることにより、実質的な加入限度額の引き上げを図るほか、被保険者の年齢に応じて加入限度額の引き上げを図るにととし、これらの具体的な加入保険金額に算入しないこのは対象をでは政令で定めることとする。

二、簡易生命保険契約の変更

ることとする。保険金額を増額するための契約変更をすることができ

## 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を倒報告いたします。 の向上に資するため、保険金額の加入限度額の引き上げを図る の向上に資するため、保険金額の加入限度額の管理方法を の向上に資するため、保険金額の加入限度額の管理方法を さともに 保険金額を増額するため、保険契約の変更をすることができることとする保険法の一部を改正する法律案は、簡易生 をともに 保険金額を増額するため、保険契約の変更をすることができることとする等の改正を行おうとするもので あります。

件等の諸問題について質疑が行われました。

一次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、野便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、郵便年金次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、郵便年金次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金次に、

に決しました。 に決しました。 に決しました。 に決しました。 に決しました。 に決しました。 に決しました。 に決しました。 に決しました。

質疑を終わり、討論なく、両法律案について順次採決の

以上、御報告申し上げます。

# 郵便年金法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

#### 要旨

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、

### 委員長報告

一六二ページ参照

# 電波法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

#### 要旨

臣の行う無線設備の型式検定の機器の範囲について所要ののための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、郵政大本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全

できる無線局の範囲の拡大を図ろうとするものであつて、際化の進展にかんがみ、外国人等に免許を付与することが措置を講じようとするものであり、また、我が国内外の国

その主な内容は次のとおりである。

ないこととする。
行う型式検定に合格したものでなければ施設してはなら指示無線標識及び双方向無線電話について、郵政大臣の一、船舶に施設する救命艇用無線電信、生存艇用非常位置

ようその範囲を拡大する。開設する無線局についても免許を付与することができるとして、新たに陸上移動中継局、無線呼出局等の陸上に二、外国人等が開設する無線局について、相互主義を前提

## 委員長報告

御報告いたします。 案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律

郵政大臣の行う無線設備の型式検定の範囲について所要ののための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全

tr。 とができる無線局の範囲を拡大しようとするものでありまがみ、相互主義に基づいて、外国人等にも免許を与えるこ整備を行うとともに、社会経済活動の国際化の進展にかん

方等について質疑が行われました。間放送の多局化構想、アマチュア無線局の免許制度のあり、委員会におきましては、通信機器をめぐる日米摩擦、民

一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまし質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

以上、御報告いたします。

た。

# 郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

#### 要旨

り、その主な内容は次のとおりである。化の進展等に伴い関係規定の整備を図ろうとするものであの経営の自立化を図るとともに、郵便貯金業務の総合機械の経営の選任が自主的に行われるようにする等により、そ本法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化のため、そ

置くこととする。
一、郵便貯金振興会の役員である理事長及び監事の選任に一、郵便貯金振興会に、その運営に関する重要事項を審議二、郵便貯金振興会の役員である理事長及び監事の選任に

任を行う等所要の規定の整備を行うこととする。三、郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項の省令委

四、施行期日

公布の日から三月を経過した日から施行する。振興会の役員の選任、評議員会の設置等に関する規定は、本法律は、公布の日から施行する。ただし、郵便貯金

### 委員長報告

果を御報告いたします。
法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結
ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する

の一環として郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金事業の効率化その役員の選任が自主的に行われるようにする等により、本法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化を図るため、

の省令委任を行うこと等関係規定の整備を図ろうとするも

のであります。

疑が行われました。

「この充実強化、OA化に伴う健康管理対策等について質がスの充実強化、OA化に伴う健康管理対策等について質う預金者保護、郵便貯金会館の拡充方策、オンラインサーク額貯蓄利子非課税制度の堅持、公定歩合の引き下げに伴少額貯蓄利子非課税制度の堅持、公定歩合の引き下げに伴奏員会におきましては、郵貯資金の自主運用の必要性、

委員より反対の旨の意見が述べられました。質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党山中

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原

るため、市場金利による資金運用制度の創設に努めることなお、本案に対し、片山理事より、金融自由化に対応す

以上、御報告いたします。

委員会の決議とすることに決定いたしました。

等五項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもつて本

# 郵便法等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

#### 要旨

本法律案は、郵便事業の利用者に対するサービュの向上本法律案は、郵便事業の利用者に対する損害賠償の必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改必要があるので、郵便法その他関係法律に対する損害賠償の必要があるので、郵便法その他関係法律に対する損害賠償のである。

# 、郵便法の一部改正

で実損額を賠償することとする。 書賠償制度はないが、これを、省令で定める限度額内理行法では、書留としない小包郵便物についての損い 小包郵便物に対する損害賠償の実施

口 料金受取人払い制度の改善

金受取人払いの取り扱いができることとする等制度を小包郵便物及び特殊取扱とする郵便物についても料

拡大する。

二、簡易郵便局法の一部改正

簡易郵便局への委託事務の範囲に、厚生年金保険の給

三、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法付の支払い事務及び交通反則金等の受入事務を加える。

律の一部改正

販売できることとする。とともに、販売所において、郵便の利用上必要な物品をとともに、販売所において、郵便の利用上必要な物品を題名を「郵便切手類販売所等に関する法律」に改める

### 委員長報告

します。して、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたただいま議題となりました法律案及び承認案件につきま

加えること及び郵便切手類売りさばき所において郵便の利局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払い事務等を金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便め、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料現状にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るたまず、郵便法等の一部を改正する法律案は、郵便事業のまず、郵便法等の一部を改正する法律案は、郵便事業の

を行おうとするものであります。要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改正用上必要な物品を販売することができることとする等の必

委員会におきましては、郵便事業の需要喚起等増収施策、 のあり方などの諸問題について質疑が行われました。 のあり方などの諸問題について質疑が行われました。 質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全 会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま 会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま した。

るものであります。
事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとす求めるの件は、日本放送協会の昭和六十一年度収支予算、求めるの件は、日本放送協会の昭和六十一年度収支予算、

ち、九十九億二千万円を資本収入に繰り入れ、残余の八十ては、事業収入、事業支出とも三千四百十四億五千万円での場の地の地ででは、事業収入、事業支出とも三千四百十四億五千万円でをの概要を申し上げますと、まず、収支予算につきまし

四億円は翌年度以降の財政安定化財源としてその使用を繰

り延べることといたしております。

動の積極化、事業運営の効率化などに置いております。 推進、視聴者意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活 ジオ放送網の拡充、衛星放送等ニューメディアの実用化の また、事業計画におきましては、その重点をテレビ・ラ

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意

見が付されております。

強化などの諸問題について質疑が行われました。 政基盤の確立対策、衛星放送の活用方策、国際放送の拡充 委員会におきましては、放送に対する信頼性の確保、 財

をもつて承認すべきものと決定いたしました。 質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致

の堅持、視聴者の負担増の抑制等五項目から成る附帯決議 なお、本件に対し、片山甚市理事より、放送の不偏不党

することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

案が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議と

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

(閣法第六

五号)

#### 要旨

切な実施を図るため、再送信の同意に関して郵政大臣の裁 次のとおりである。 定の制度を設けようとするものであつて、その主な内容は 本法律案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適

一、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者間における 裁定の制度を設けることとする。 再送信の同意に関し、協議が調わない等の場合の措置と して、郵政大臣のあつせんの制度に代えて、郵政大臣の

一、郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をしようとする こととする。 ときは、政令で定める審議会に諮問しなければならない

# 委員長報告

部を改正する法律案につきまして、逓信委員会における審 査の経過と結果を御報告いたします。 ただいま議題となりました有線テレビジョン放送法の一

本法律案は、テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適がな実施を図るため、再送信の同意に関し、当事者間で協切な実施を図るため、再送信の同意に関し、当事者間で協力ない等の場合の措置として、郵政大臣のあつせん 議が調わない等の場合の措置として、郵政大臣のあつせん は、政令で定める審議会に諮問しなければならないことと は、政令で定める審議会に諮問しなければならないことと は、政令で定める審議会に諮問しなければならないことと するものであります。

問題について質疑が行われました。メディアにおける有線テレビジョン放送の位置付け等の諸メディアにおける有線テレビジョン放送の位置付け等の諸委員会におきましては、裁定制度の行使のあり方、放送

することに決定いたしました。 紫が提出され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議と なお、本法律案に対し、片山甚市理事より、長期的展望 に基づく放送政策の早期策定等の三項目からなる附帯決議 に基づく放送政策の早期策定等の三項目からなる附帯決議 質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数を

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(閣承認第一号)

# 委員長報告

一六六ページ参照

内閣提出法律案(九件)

#### 番 37 45 2 44 43 38 24 13 号 法律案都市公園等整備緊急措置法の一 東 案 必要な特別措置に関する法律案国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために の一部を改正する法律案交通安全施設等整備事業に関 下 $\mathbb{H}$ 東京湾横断 特昭 北開発株式会社法を廃止する法律案 本下 :例等に関する法律の一部を改正する法律案:和五十九年度における道路整備費の財源の 水道整備緊急措置法 件 水 道事業団法の一部を改正する法律案 道路の建設に関する特別措置法案 の一部を改正する法律 する緊急措置 部を改正する 名 法 衆 ″ // 参 衆 " " 院議先 月 提 = == 三六 三 三六 二 H 出 И 付委 六、二、四 員 三六 多壹 多三 三六 (予) 四 争 争 参 芺 託会 可气 ńΪ ர 可 可 可 可 可 議委 員 議 三 決 远 뗃 땓 1/4 三 決 三 . 决 芫 四 決へ 決五 決元 泱 긆 決会 可 可 ρŢ 可 미 可 可 可 議本 院 会 決立 三 決 元 ØΨ 'nή ΜÁ 決二 決元 決元 決 決議 対策 策 等 安 二 四 付委 六、一完 員 =; $\stackrel{=}{\stackrel{=}{\stackrel{=}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}}{\stackrel{=}{\stackrel{=}{\stackrel{=}}{$ 13,13 多点 芸元 予 衆 託会 可气 μŢ 可 可 可 пŢ 可 可 議委 貫 議 三 決 三 · 决 六 · 决*六* 땓 · 法 关 29 · 注 法 決三 決会 泱 远 ijŢ 可二、六三、 可 可 μŢ 口 可 可 議本 院 숲 决气 決 宝 ᄱ 뗃 き 決 ii 決三 決 \_\_ 泱 — 決 \_\_ 決議 **衆本会議趣旨説明** 六二、三五 備 考

19	番 号		
住宅保障法案	件		
	2	, 1	
外井 会 上	月	提	
(八、五 泉 君	日)	出者	
六二、五、三	付月日	備	
=	日出月日		
今、 (予) 三	日 付委 員 託会	提参	
	議委 員 決会	議	
	議本 会 決議	院	
六一、五、二三	付委 員 託辛	衆	
継続	議委 員 決会	議	
審	議本 院		
査	決議備		
	考		

衆議院議員提出法律案(一件)

101 9 国 会	番号		
都市緑化促進法案	件		
	名	1	
外藤 原 房	月	提出	
五 雄 四名君	EI (	者	
014	付月	予備送	
	出月	安へ	
	日	提	
五九、五、四	付委員 託会	参	
未	<b>議委</b> 員 決会	議	
       	議本会議	院	
	付委 員 託会	衆	
	議委 員 決会	議	
	議本 会 院 決議		
	備		

考

本院議員提出法律案(一件)

52	番号	
新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案	件	
衆	院議先	
<b>六</b>	月	提
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	日	出
二、三、五	付委 員 託会	参
可二、五、五、次八、	議委 員 決会	議
可六、五、九、九、九、九、十二、九、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、十二、	議本 会 決議	院
二二二	付委 員 託会	衆
可	議委 員 決会	
可容、四字	議本 会 決議	毙
	備	
	7	,

法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する

#### 要旨

年度の道路整備費の財源に充てようとするものである。十九年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回つ本法律案は、道路事業の一層の促進を図るため、昭和五

# 委員長報告

御報告申し上げます。 案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律をだいま議題となりました昭和五十九年度における道路

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願い年度の道路整備費の財源に充てようとするものであります。たことによつて生じた決算調整額を、繰り上げて昭和六十十九年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回つ本法律案は、道路事業の一層の促進を図るため、昭和五

と決定いたしました。
、大の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきもの決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきもの代表して上田委員より反対の意見が述べられ、続いて、採質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を

以上、御報告申し上げます。

る法律案(閣法第一三号)交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正す

#### 要旨

本法律案は、最近における交通事故の発生等の状況にか本法律案は、最近における交通安全施設等整備る計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備る計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業に関す

- に関する計画を作成すること。降五ヵ年間において実施すべき交通安全施設等整備事業一、国家公安委員会及び建設大臣等は、昭和六十一年度以
- 二、道路管理者が指定区間外の一般国道、都道府県道及び

負担又は補助の対象とすること。 する一定の道路の附属物の設置に要する費用を、新たに 市町村道について、交通安全施設等整備事業として実施

## 委員長報告

一七四ページ参照

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案(閣法第二四号)

#### 要旨

用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定 め、その建設を促進しようとするもので、主な内容は次の とおりである。 本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活

、東京湾横断道路の建設及び管理

路について、道路整備特別措置法の許可を受けた後、東 いその業務を行わなければならないこと。 社(以下、「会社」という。)と建設協定を締結し、これに従 京湾横断道路の建設及び管理を主たる目的とする株式会 日本道路公団(以下、「公団」という。)は、東京湾横断道

# 二、建設協定の内容

- 外のもの(以下、「建設工事」という。)を行うこと。 の準備行為のうち基本調査及び設計、用地の取得等以 会社は、東京湾横断道路の新設に関する工事及びそ
- $\Box$ 間に分割して会社に支払うこと。 公団は、建設工事に要する費用を、供用開始後長期
- 曰 団と締結する協定に従い行うこと。 会社は、供用開始後、維持、修繕等の管理を別に公

# 三、国の助成等

- に対し、無利子貸付を行うことができること。 政府は、公団と締結した協定に従い事業を行う会社 公団及び地方公共団体は、会社に出資することがで
- きること。 とができるとともに、割引の方法により社債を発行で 会社は、商法による制限を超えて社債を募集するこ
- (ZU) 社の債務を保証することができること。 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において会

きること。

### 四、監督

資金計画及び事業計画の届出、社債の募集、長期借入

公団の監督について所要の規定を設けること。金の借り入れの認可、財務に関する監督命令等会社及び

## 委員長報告

経過と結果を御報告申し上げます。る特別措置法案につきまして、建設委員会における審査のただいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関す

本法律案は、民間の能力及び資金を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定め、その建設を促進しようとするものでありますが、その主な内容は、第一に、日本道路公団は、東京湾横断道路の建設及団は、東京湾横断道路の建設、管理について、建設工事は会社が行い、付容とする協定を締結し、これに従いその業務を行わなければならないこと。第二に、政府は、公団と締結した協定に従い事業を行うことができるとともに、割引債の発行等を認定では、事業を行うことができるとともに、割引債の発行等を認定を締結し、これに従いその業務を行わなければならないこと。第二に、政府は、公団と締結した協定に従い事業を行う会社に対し、無利子の貸し付け、債務の保証等を行うことができるとともに、割引債の発行等を認めること等であります。

が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いま大蔵委員会、運輸委員会との連合審査を行う等慎重な審査

す。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、自由民主党・自 に、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決 れ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決 はり賛成、日本共産党の上田委員より反対の意見が述べら はいきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。
国民連合の共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数を
国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第

三七号)

#### 要旨

するため、新たに昭和六十一年度を初年度とする都市公園本法律案は、都市公園等の整備を緊急かつ計画的に促進

委員会におきましては、現地調査、参考人の意見聴取、ること等であります。

等整備五ヵ年計画を策定しようとするものである。

# 委員長報告

まず、都市公園等整備五ヵ年計画を策定しようとするもので 現行の計画に引き続き、新たに昭和六十一年度を初年度と 寒は、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律 まず、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律 する都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律 あります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願いま

会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全す。

した。

たしました。

なお、本法律案に対し、増田理事より、各派共同提案にたしました。

次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一次に、交通安全施設等整備事業として実施する一定の設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること。第二に、道路市大十一年度以降五ヵ年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること。第二に、道路であり事業に関する計画を作成すること。第二に、道路であり事業に関する当時であります。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全す。委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願いま

会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま

以上、御報告申し上げます。

した。

に関する法律案(閣法第三八号)国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置

### 安旨

りである。
ついて定めようとするものであつて、主な内容は次のとお覧会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置に本法律案は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博

とができるものとする。とができるものとする。こ、郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充て二、郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充て合ため、寄附金付郵便業書等(記念切手)を発行することができるものとする。

とみなすものとする。
法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員

## 委員長報告

上げます。
て、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申しび運営のために必要な特別措置に関する法律案につきましが運営のために必要な特別措置に関する法律案につきましただいま議題となりました国際花と緑の博覧会の準備及

本法律案は、昭和六十五年に大阪府下において開催されることとなつております函院花と緑の博覧会協会に出向したに対し、資金調達、人材確保等について特別措置を講じよいできること。第二に、郵政省は、博覧会の準備及び運営に資するため、財団法人国際花と緑の博覧会協会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に必要な資金に表ができること。第三に、住宅・都市整備公団は、博覧会協会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に出向した貸することができること。第四に、博覧会協会に出向した貸することができること。第四に、博覧会協会に出向した貸することができること。第四に、博覧会協会に出向した貸することができること。第四に、博覧会協会に出向した貸することができること。第四に、博覧会協会に出向したります。

ること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願いま

す。

した。
会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全

以上、御報告申し上げます。

# 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

#### 要旨

務に追加し、下水汚泥の処理の推進を図ろうとするもので本法律案は、下水汚泥等の処理を日本下水道事業団の業

あつて、その主な内容は次のとおりである。

をまつて終末処理場における下水の処理過程において生ー、事業団の業務の範囲に、二以上の地方公共団体の要請

行することができること。二、事業団は、建設大臣の認可を受けて、下水道債券を発

じる汚泥等の処理を行うことを加えること。

三、事業団の長期借入金に係る債務保証の範囲を拡大する

とともに下水道債券についても政府が債務保証をするこ

とができること。

四、事業団は、毎事業年度、下水道債券の償還計画をたて

て建設大臣の認可を受けなければならないこと。

を補助することができること。
五、政府は、事業団に対し、一の業務に要する費用の一部

## 委員長報告

一七七ページ参照

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四四

号

#### 要旨

ようとするものである。

六十一年度を初年度とする下水道整備五ヵ年計画を策定しに資するため、現行の五ヵ年計画に引き続き、新たに昭和都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して

### 委員長報告

新たに昭和六十一年度を初年度とする下水道整備五ヵ年計を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、まず、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、まず、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委

要の規定の整備を行おうとするものであります。水道債券の発行、政府の債務保証、国庫補助等について所、水道債券の発行、政府の債務保証、国庫補助等について所下水汚泥等の処理を推進するため、広域的な下水汚泥等の次に、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案は、

画を策定しようとするものであります。

会議録により御承知願います。 治体の関係等について質疑が行われましたが、その詳細は新五ヵ年計画の関係、事業団の行う汚泥処理業務と地方自整備の現状と第五次計画の実績、下水道整備の長期目標と委員会におきましては、両案を一括して審査し、下水道

備緊急措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、質疑を終了し、討論もなく、順次採決の結果、下水道整

しました。をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたをもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたまた、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案は多数

会の決議とすることに決定いたしました。案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員なお、両案について、いずれも青木理事より各派共同提

以上、御報告申し上げます。

# 東北開発株式会社法を廃止する法律案(閣法第四五号)

#### 要旨

りである。 発株式会社を民営化するもので、その主な内容は次のとお本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開

りである。

債券については、東北開発株式会社法の規定が、なおそ二、本法律施行前に東北開発株式会社が発行した東北開発ー、東北開発株式会社法は、廃止すること。

の効力を有すること。

## 委員長報告

び結果を御報告申し上げます。る法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及ただいま議題となりました東北開発株式会社法を廃止す

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願いまする等所要の措置を講ずるものであります。発株式会社を民営化するため、東北開発株式会社法を廃止本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として東北開

会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全

す。

とに決定いたしました。 案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とするこに積極的に寄与するよう指導すること等五項目の附帯決議係る、新会社の経営の自立と安定を図り、東北地方の発展係る、新会社の経営の自立と安定を図り、東北地方の発展のお、本法律案に対し、青木理事より、各派共同提案に

以上、御報告申し上げます。

# 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

#### 要旨

するものであつて、主な内容は次のとおりである。模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようと宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住

# 一、施設立地の多様化

業を施行することができるものとする。
に、準工業地域を含む区域について新住宅市街地開発事務施設を新たに事業地内に立地できるものとするととも良好な居住環境と調和する事務所、事業所等の特定業

# 二、住区の規模要件の緩和

和するものとする。が居住することができる地区とし、住区の規模要件を緩が居住することができる地区とし、住区の規模要件を緩住区をおおむね六千人から一万人まで(現行約一万人)

# 三、建築義務期間の延長

て三年以内に延長するものとする。宅地の譲受人の建築義務期間を二年以内から原則とし

## 委員長報告

経過及び結果を御報告申し上げます。改正する法律案につきまして、建設委員会における審査のただいま議題となりました新住宅市街地開発法の一部を

本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住宅市街地開発事業について、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等の措置を講じようとはこととすることとするととするととするととするととするととすることとするととすることとすることとすることとすることとすることとすることができることとすること。第二に、住区の規模要件を緩和し、住区内に立地できることとするととすることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができる。第三に、宅地の譲受人の建築義務期間をおおむね六千人から一万人までが居住することができるをおおむね六千人から一万人までが居住することができるをおおむね六千人から一万人までが居住することができるをおおむね六千人から一万人までが居住すること等であり、新住本法律案は、健全な住宅市街地の開発を図るため、新住

委員会における質疑の詳細は、会議録により御承知願い

代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

のて本委員会の決議とすることに決定いたしました。係る三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をも

なお、本法律案に対し、工藤理事より、各派共同提案に

以上、御報告申し上げます。

# 予算 (五件)

昭和六十年度特別会計補正予算 (特第1号)(閣予第二号) 昭和六十年度一般会計補正予算 (第1号)(閣予第一号)

# 委員長報告

算(第1号)、同特別会計(特第1号)の委員会における ただいま議題となりました昭和六十年度一般会計補正予

i	番号	1	2	3	4	5
-	(4	1号) 昭和六十年度一般会記	第1号) 昭和六十年度特別会計補正予算	昭和六十一年度一般人	昭和六十一年度特別会計予算	昭和六十一年度政府関係機関予算
	名	般会計補正予算(第	計補正予算(特	一般会計予算 	云言予算	<b>8条機関予算</b>
	摄		 			
	<b>出</b>	苎	,			
	日日	六1、11回		1.7	\( \)	- 1
	付委	<del>二</del> 、		<del> </del>		1
参	員 託会	(子) 可	(子) 可	(予)	(予)	予言可
-14.	議委	可苎	可	可	可	ĒĴ
議	員 決会		決五	哭 決四	吗 決四	
院	議本 会	沙宝 可	可	可	可	可
	決議	決芸	決芸	決四	吗 決四	
	付委 員	<del>六</del>	;			
衆	員 託会	大一、二四	司		一、一	
議	議委 員	可二、一		可	可	可
	決会	決三	二 決三	<b>ミ</b> 決ハ	三 決 <i>八</i>	ج 決ハ
院	議本 会	可六、	μŢ	ñĴ	可	可
	決議	可 六 : 二 : 決	決三	三 次へ	次ハ	<del>ラ</del>
i	備		1			
	考		1			

審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

図ることといたしております。
「一句」の補正は、災害復旧費、給与改善費及び義務的経費の追加等、当初予算作成後に生じました事由に基づき、緊
の追加等、当初予算作成後に生じました事由に基づき、緊
の自加等、当初予算作成後に生じました事由に基づき、緊

の純追加額は七千二百三十二億円となります。修正減額が三千三百十三億円行われておりますので、歳出一般会計の歳出追加額は一兆五百四十五億円、他方、

おります。

、歳入の増加額は歳出の純増加額と同額といたして
正八十億円、前年度剰余金受け入れ二千五十四億円等を見
正八十億円の減収を見込み、他方、公債収入七千五
、で四千五十億円の減収を見込み、他方、公債収入七千五

九億円となります。 入歳出にそれぞれ純増加額を加えた五十三兆二千二百二十二の結果、補正後の一般会計予算総額は、当初予算の歳

れております。連して、厚生保険特別会計等十三の特別会計の補正が行わ連して、厚生保険特別会計等十三の特別会計の補正が行わまた、特別会計予算の補正は、一般会計予算の補正に関

報告申し上げます。 報告申し上げます。 報告申し上げます。 一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送 一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送 一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送

は予算執行の過程で、員数、単価等に狂いが生じたものでは予算の確定では厳しい歳出削減の努力をしたが、不用額額を一般財源に充てるのは、公債償還に充当するとの財政により生じた市町村国保の赤字は、政府の加入者見込みのにより生じた市町村国保の赤字は、政府の加入者見込みの間違いによるもので、全額補てんは当然ではないか」との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣質があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣質があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣は、「厳中で当初予算は編成しており、補正段階での追加需要を考え取り崩し額を決定したものである。当初予算の査定では厳しい歳出削減の努力をしたが、不用額等が補正財源として恒常化している。当社が表別では、近年、予備費の大幅な取り崩まず、補正予算に関し、「近年、予備費の大幅な取り崩まず、補正予算に関し、「近年、予備費の大幅な取り崩ます、補正の対域を表別が、

等を含め、ぎりぎりの努力によつてつくり出したものである。剰余金については、公債償還に積み立てる基本方針はる。剰余金については、公債償還に積み立てる基本方針はい。しかし、補正予算では追加需要が多額に上る一方、税収が減つて特例公債の追加発行を余儀なくされたので、その追加を小幅にとどめるために臨時異例の措置として、すべての純剰余金を一般財源に充当することとし、特例法案を提出している。厚生省の調査によれば、国保への影響額は二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としてはは二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国として、すい。しかし、補正予算では追加需要が多額に上る一方、税収が減つて特例公債の追加発行を余儀なくされたので、その追加を小幅にとどめるために臨時異例の措置として、する。利金を提出している。厚生省の調査によれば、国保への影響額は二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としてはは二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としてはは二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としてはは二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としてはは二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としては、1十十十億円を補正予算を表する。

加引き下げは考えていない。現在の円高は市場の自律的動断の上で決めたもので、現在その効果を見守つており、追との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び澄田日本との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び澄田日本との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び澄田日本との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び澄田日本との質疑があり、これに対し、「月に続き公定歩合をさらにており、内外情勢を考慮し、「月に続き公定歩合をさらに入る。

は各国とも回避することで一致しており、その懸念はない」きによるものでドル買い介入は考えていない。ドルの急落

をこうこうでして、こぶ、こう 手田は 1歳最にこうに 引なお、質疑は国鉄再建、分割・民営問題を初め、広範多旨の答弁がありました。

員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、承知願いたいと存じます。

いたしました。はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定討論を終局し、採決の結果、昭和六十年度補正予算二案

旨、それぞれ意見を述べられました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十一年度特別会計予算(閣予第四号)昭和六十一年度一般会計予算(閣予第三号)

昭和六十一年度政府関係機関予算(閣予第五号)

## 委員長報告

ます。 算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げただいま議題となりました昭和六十一年度予算三案の予

使ヒュー・コータッツィ君外五名の参考人から意見聴取を 競出の徹底した節減合理化と歳入面の見直しにより、公債 歳出の徹底した節減合理化と歳入面の見直しにより、公債 歳出の徹底した節減合理化と歳入面の見直しにより、公債 最近でで、これを省略させていただきます。 子算三案は、一月二十四日国会に提出され、一月三十一 日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付 を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を待つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を持つて三月十日から審議に入りました。自来、本日まで を持つて三月十日から本議に入りました。自来、本日まで を持つて三月十日から本議に入りました。自来、本日まで を持つて三月十日から本議に入りました。自来、本日まで を持つて三月十日から本議に入りました。自来、本日まで を持つて三月十日から本議に入りました。自来、本日まで のは、中国により、公債を持ちました。 のは、日本により、公債とは、日本により、日本により、公債とは、日本により、公債とは、日本により、日本により、公債とは、日本により、日本によ

申し上げます。

以下、質疑の主なるもの若干につき、その要旨を御報告を行うなど、終始慎重かつ熱心な審査を行つてまいりました。接助・円高問題の集中審議を、四月二、三の両日委嘱審査行いました。三月二十日公聴会を開き、四月一日対外経済

ました。
まず、経済問題に関する質疑として、予算編成後、円高まず、経済問題に関する質疑として、予算編成後、円高まず、経済問題に関する質疑として、予算編成後、円高まず、経済問題に関する質疑として、予算編成後、円高まで、発済の活性化に役立つのではないか。経済摩擦を克服した。

業の設備投資意欲が強く、住宅投資や消費も底がたい状況必ずしも成長を低下させるとは限らない。景気は、非製造質所得が増大し、年度後半には内需拡大が期待できるので、高は当初、経済にデフレをもたらすが、物価の安定から実これに対し、中曽根総理大臣及び関係各大臣より、「円

立てるつもりである」旨の答弁がありました。
さらに生活関連プロジェクトも拾い上げて民需の拡大に役等の民活掘り起こしを行い、法案として提出しているが、今回、全国規模で技術開発・企業化施設整備りがちだが、今回、全国規模で技術開発・企業化施設整備りがちだが、今回、全国規模で技術開発・企業化施設整備りがちだが、今回、全国規模で技術開発・企業化施設整備をらに生活関連プロジェクトも拾い上げて民需の拡大に役さらに生活関連プロジェクトも拾い上げて民需の拡大に役立てるつもりである」旨の答弁がありました。

> をい」旨の答弁がありました。 を済に役立ち、かつ消費者にも利益が還元されるよう措置したい」旨の答弁がありました。 を済に役立ち、かつ消費者にも利益が還元されるよう措置したい」旨の答弁がありました。 を済に役立ち、かつ消費者にも利益が還元されるよう措置したい」旨の答弁がありました。 を済に役立ち、かつ消費者にも利益が還元されるよう措置したい」旨の答弁がありました。 を済に役立ち、かつ消費者にも利益が還元されるよう措置した。

算編成の原則に反し、既に補正を想定する欠陥予算ではないを大いが、予想される年間経費を当初予算に盛り込むとの予らいたい。六十一年度予算に公務員給与改善費が計上されてることは財政、経済にゆがみを残すので弾力的な政策運営に転換すべきではないか。六十五年度財政再建の公約を堅持するとすれば、赤字公債脱却の手順と方策を定量的に示してもをがたい。六十一年度予算に公務員給与改善費が計上されてものいないが、予想される年間経費を当初予算に盛り込むとの予算には対して、「中曽根内閣発足以降の財政・税制に関する質疑として、「中曽根内閣発足以降の財政・税制に関する質疑として、「中曽根内閣発足以降の

除に改める考えはないか」等の質疑がありました。是正するため、サラリーマンの給与所得控除制度を実額控低下し、歳入欠陥になるおそれはないか。 税金の不公平感をか。また、円高や原油値下がりにより名目GNP成長率が

況に応じて適切に措置しており、今回一%を計上しなかつ 制度改革、NTT株の売却等の施策を考慮しつつ、国民の したがつて、 削減額を具体的に算定することとなつて策定は困難である。 めの定量化した計画は、これまで政府が国会に提出してき る。六十五年度赤字公債を脱却する具体的な手順とそのた 財政改革を進めることが適切な政策選択であると考えてい 後対GNP比国債残高を減らすとの二段階の目標を掲げて 質を続けると財政体系にゆがみを生じ、一たび柔軟な対応 ていくことにしたい。給与改善費はそのときどきの財政状 合意を見定めながら、可能な限り定量に近づける努力をし た「財政展望」の税収の見直し作業を初め、増税額や歳出 なる。政府は、六十五年度までに赤字公債を脱却し、その を許せば歳出圧力等で今までの努力が水泡に帰することに 十五年度赤字公債脱却は容易ではないが、赤字依存体 これに対し、中曽根総理大臣及び竹下大蔵大臣より、「六 「財政の中期展望」等をもとに、要調整額や

> あり、またできる範囲内のものと考えている。経済の名目成 きないが、そのときの財政事情で十分に対応するつもりで している」旨の答弁がありました。 ある。税制調査会では、給与所得控除について新たに実額 得は大半、年末調整で処理されることが不満を残す一因で い上に、事業所得等が申告納税になつているのに、給与所 承知している。給与所得控除の性格、仕組みがわかりにく 積み上げであり、これに大きな狂いが生ずることはない。 税実績や政府経済見通しの諸指標を基礎に個別税目ごとの に算定しているわけではなく、予算編成時点で知り得る課 変動する。しかし、六十一年度税収は名目成長率から単純 長率が一%変動した場合、機械的計算では税収が四千億円 は当たらない。政府としては今年度の人事院勧告を予測で 点を総合的に議論しており、適切な答申が出ることを期待 控除を導入し、現行の概算控除との選択制をとる際の問題 サラリーマンが税制に不満や不公平感を持つていることは たことで人事院勧告を尊重しないとか欠陥予算とかの批判

本的考え方を聞きたい。分割後、地域によつては、収支均・民営の国鉄改革に国民は不安を感じているが、政府の基国鉄問題に関する質疑として、「政府が進めている分割

をただしたい」等の質疑がありました。
先して大量に雇用すべきではないか。長期債務の処理方針けてなだらかに行うべきではないか。また、国の機関が率起こるのではないか。余剰人員問題の処理は三年間ぐらいか衡が図れず、大幅な運賃値上げと地方交通線の切り捨てが

> に国の責任で処理する」旨の答弁がありました。 に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価に、まず国鉄用地の処分、新幹線リース会社の資産再評価としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部門としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部門としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部門としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部門としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部門としてできる限り速やかに処理する方針である。公的部門としてできる限りを

社会保障に関する質疑として、「福祉予算をシーリングを避けるための社会保障特別会計構想や年金目的税の創設について政府の考えを聞きたい。国立病院・療養所の梳逸について政府の考えを聞きたい。国立病院・療養所の統逸を避けるための社会保障特別会計構想や年金目的税の創設をと、 を選けるための社会保障特別会計構想や年金目的税の創設を選担の強化を行うのは弱者へのしわ寄せで認められない。 する質疑がありました。

「社会保障費 が高齢化や年金の成熟化により自然増が避けこれに対し、中曽根総理大臣及び今井厚生大臣等より、

編成は、人口の高齢化、疾病構造の変化、医学の急速な進 関が指導的役割を果たせるよう質的強化を図ろうとするも 硬直化等なお検討すべき課題が多く、社会保障特別会計と 税負担に対する国民の理解、さらに目的税特有の財政上の 既に拠出した人とそうでない人との公平性や、新規巨額な するには、世代間の公平、医療保険制度間の均等負担、さ 臨床研究、教育研修に重点を移していきたいと考えている。 のである。地域の一般医療は極力他の経営主体にゆだねる 歩等により、高齢化、多様化した医療内容に国立の医療機 の関連を含め、幅広く検討したい。国立病院・療養所の再 も関連する問題なのでよく検討してみたい。年金目的税は、 る。しかし、特別会計の対象範囲、財源等国の財政全体に 確にするとの構想は示唆に富み、極めて有効な考え方であ られないので、一般会計と分離して負担と給付の関係を明 高齢化社会を迎えて老人医療費の増加は避けられないが、 ない負担をお願いしており、全体として真にやむを得ない せが必要である。今回は老人の所得水準等を勘案し無理の らに老人自身の負担と給付のバランス等の施策の組み合わ 二十一世紀でも安心して老後を託せる老人保健制度を確立 一方、国立の医療機関はより広域を対象に高度の専門医療、

措置である」旨の答弁がありました。

は廃絶の国際世論に逆行し、宇宙の平和利用をうたつた国を決議にも反するので、やめるべきではないか。中期防衛会決議にも反するので、やめるべきではないか。中期防衛会決議にも反するので、やめるべきではないか。中期防衛中が進した情報を米国に提供するだけのものとなつて、集団が集した情報を米国に提供するだけのものとなつて、集団が集した情報を米国に提供するだけのものとなって、集団が集団を開題に関する質疑として、「SDI研究への参加は、

がありました。 これらは集団自衛権には該当するものではない」旨の答弁

か」等の質疑がありました。で賄われていることの認識に欠ける点があつたのではないた、これまでの我が国の経済援助のあり方は、国民の血税り、真相究明のため企業名等を公表すべきではないか。ま問題が論議され、「日本の企業が蓄財に関与した疑いがあ問題が論議され、「日本の企業が蓄財に関与した疑いがあって、リビンの政変に伴い、マルコス前大統領の不正蓄財

行つており、可能な限り国会の真相究明に協力したい。経本は民生の安定と福祉の向上を目的に経済援助を行つてきたが、フィリピン問題の情報が事実とすれば甚だ遺憾であり、真相究明に努力するとともに、援助のあり方も改める受けとめているが、当事者でない政府が企業名を語であることにしたい。いわゆるマルコス文書の受注企業名の記述については、それなりの重みを持つものとき企業名の記述については、それなりの重みを持つものと決企業名の記述については、それなりの重みを持つものと決の基本利害、日比関係全般に係る問題等、公表文書を含め、政府は慎重の上にも慎重に検討している段階であり、政府は関係の上にも慎重に検討している段階であり、関時点では契約当事者でない政府が企業名を確認できる立場にない。しかし、交換公文の取り決めは外務大臣等より、「日本は民生の安定と福祉の向上を目的に経済援助を行つてきる立場に対している段階であり、「日本は民生の安定と福祉の向上を目的に経済援助を行つてき場に対している段階であり、「日本は民生の安定と福祉の向上を目的に経済援助を行つてきる立め、政府と関係を関係を表している。

含めた評価体制を拡充強化していきたい」旨の答弁がありでの援助のあり方全体を見直すことにし、さらに第三者をおり、援助が不当に使用されることはないと思う。しかし、また評価調査をも実施するなど、きちょうめんに処理して済援助について、我が国は慎重な事前審査、調査を行い、済援助について、我が国は慎重な事前審査、調査を行い、

の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑はこのほか広範多岐にわたつて行われましたが、

そ

ました。

なお、審査の過程で、予算の空白を回避するため政府は 暫定予算を提出すべきであるとの提起があり、理事会において検討を重ね、さらに政府を代表し後藤田内閣官房長官より、「本年度においては諸般の事情を勘案し暫定予算の と受けて、理事会としては、来年度以降は国民生活に影響を受けて、理事会としては、来年度以降は解析の予算審議が円滑に進 を受けて、理事会としては、来年度以降は国民生活に影響を与えないよう配慮して財政法第三十条の規定により対処するよう努力する」旨の回答を与えないよう配慮して財政法第三十条の規定に基づいて を与えないよう配慮して財政法第三十条の規定に基づいて を与えないよう配慮して財政法第三十条の規定に基づいて

見が一致し、委員会の承認をいただきました。

本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、

定いたしました。いずれも賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決いずれも賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決討論を終局し、採決の結果、昭和六十一年度予算三案は

以上、御報告申し上げます。

予備費等承諾を求めるの件(一二件)

増額調書(その1)基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経時の五十八年度特別会計予算総則第十一条

費に

//

国第 会百

一三

**м** 

五三

乓

諾西

三二四

四 諾三

25,151 諾

承

承

承

諾

承

び昭

芨

//

国第

会百

二 三 三 三

四(1)三

諾 三

£į.

諾麗

三三:100

諸三

承

諾

承

承

承

び昭

件

|各省各庁所管使用調書(その1)| |和五十八年度一般会計予備費使用総調書

及

(衆)

国第五 会百

六、

ZŲ

 $\equiv$ 

承气

諾

承 二、

#i,

Ŧį.

諾麗

台、三二三

承六

諾二

**7**4

承

諾

--三 -三 元

び昭

|各省各庁所管使用調書(その2)| |和五十九年度一般会計予備費使用総調

書

及

衆

六0、11二三回

台、三二百

争)

三,這

継

続

審

査

增基昭

//

国第

会百二回

四三

<u>兵</u> 三

Ŧį.

諾远

뜨

承

諾

承

諾三

承

諾

承

び昭

)各省各庁所管使用調書(その2)『和五十八年度特別会計予備費使用総調書

及

″

国第

会工二三回二

四(1)

諾三

Fî.

諾瓦

三二元

諾二

諾三

承

承

承

承

び昭

|各省各庁所管使用調書(その2)| |和五十八年度一般会計予備費使用

総調

書

芨

"

国第

会百二回

四三

*∃i*,

<del>7</del>1,

諾瓦

三三元

諾二

四 諾三

承

承

承

諾

承

2	, 1	
院副	<b>先</b>	
月日	提出	
付委 員 会 議委	参	
負 決 議 本 会	議院	
決議 付 員 会	衆	
議委 員 決会	議	(1/2)
議本 会 決議	院	1 1 1
<b>備</b>	ħ	
<b>*</b>	÷	

(衆)
は提出時の先議院

٠			
×	-		
۶	٠.	÷	
£	2	×	
×	٧,		
E	=	=	

五十八年度政府関係機八年度国税収納金整理五十八年度特別会計歳昭和五十八年度一般会	件	=
関決算書 資金受払計算書、昭和 五十 計歳入歳出決算、昭和五十 計成入歳出決算、昭和 五十	*	1
第	摄	1
第百二回国会)	H	1
国工国	月	
会三	E	1
\$\frac{1}{5}	付委	
ニ	員	参
西	託会	
議六、	成女員	議
決六	決会	
決六	議本	院
決三	会	DC
	決議 付委	
<u> </u>	り安員	-
	託会	衆
継	議委	
続	員	議
NOT.	决会	
審	議本	院
査	会決議	
百年 大回 大回 大回 大田	備	Ħ
報	#	5

決算その他(六件)

備考欄記載事項
項は本院につ
いてのもの

額調書(その1)でく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基	各省各庁所管使用調書(その1)昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び	各省各庁所管使用調書(その1)昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び	増額調書(その2) 基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に	び各省各庁所管使用調書(その2)昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及
"	"	"		衆
三宝	二宝	六一、二3 宝	二二元	六〇二二二屆
子点	子 谎	(子)	(予)	(予)
,				
	二二元	六一、二つ岩	] : 1.7 <b>[</b> 2]	(0/1-1/1)回
継	継	継	継	継
	続	続	続	続
審	審	審	審	審
査	查	査	在	査

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額 使用調書(その1)(第百一回国会提出)

総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その1)(第百一回国

会提出)

使用調書(その2)(第百二回国会提出) 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

	查	審	継続	三六						175人	書昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算
	查	審	継続					Λ.	- i i	六、コス	算書昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計
大藏大臣報告	査	審	継続	£i			1	=	1	111	五十九年度政府関係機関決算書、昭和九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和
[i] [ <b>玉</b>	査	審		一	決芸	議	決云	議	] · i · j · j · j · j · j · j · j · j · j	(第百二回国会)	書昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算
継二回	査	審	継続	太0、三三國	決三	議六、五	五 決元	議六、	台(1:1) 园	(第百二回国会)	算書昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計
 	会決議	決会 議本	議委員	員 託会	決議 付委	<b>議</b> 本 会	負 決会	託会	付委 員 託会	<b>提</b>	件
Ī	院 ——	R÷	議	衆		院	議		参	<u>;</u>	

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

使用調書(その1)(第百一回国会提出)

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額 使用調書 (その1)(第百一回国会提出)

総調書及び各省各庁所管経費増額調書 (その1)(第百一回国

会提出)

使用調書(その2)(第百二回国会提出) 昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

書昭和五十九年度国有財産無償貸付状況総計算	算書昭和五十九年度国有財産増減及び現在額総計	五十九年度政府関係機関決算書、昭和九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和	書昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算	算書昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計	4	
	<b>六</b> 、ご六	1171回	(第百二回国会)	(第百二回国会)	<b>提</b>	<b>!</b>
		∵ <del>1</del> ′≡		衣O´1:`1遍	付委 員 託会	参
			議共六	議 六、五二、 決	議委 員 決会	議
			<b>議</b> 決	議六、五三	議本 会 決議	院
三		# <u>;</u>	三二元	六0、三二回	付委 員 託会	衆
継続	継続	継続	継続	継続	議委 員 決会	議
審查	審查	審查	審查	審查	議本 会 決議	院
H.	H.	大藏大臣報告	五 石 元 回 国 会	五百二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	備考	

# 使用調書(その2)(第百二回国会提出)

会提出)総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第百二回国総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(第百二回国昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額

## 委員長報告

ついて御報告申し上げます。につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果ににつきまして、決算委員会における審査の経過及び結果に費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外五件をだいま議題となりました昭和五十八年度一般会計予備

国民健康保険事業に対する国庫負担金等の不足を補うため、おいるため提出されたものでありまして、その内容は、昭和五十八年度中において、使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主なた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主なに退職手当、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金、に退職手当、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金、に退職手当、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金、に退職手当、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金等の不足を補うため、といるに対している。

委員会におきましては、これら六件を一括して昭和五十

に必要な経費などであります。

八年度決算外二件と共に審査いたしましたが、質疑の内容につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。につきましては、会議録によつて御承知願いたいと存じます。信疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、昭和五十八年度特別会計予権費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、同備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、同のでありまづく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書をの意見が述べられました。

「その2)以上三件については賛成、他の三件には反対するとの意見が述べられました。

「お論を終局し、採決の結果、予備費関係六件につきまして、多数をもつて承諾を与えるべきものと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

提出)
計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書(第百二回国会会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別

国会提出)昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百二回昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百二回

昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百二回国

#### 会提出)

## 委員長報告

いて御報告申し上げます。つきまして、決算委員会における審査の経過及び結果につただいま議題となりました昭和五十八年度決算外二件に

内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、決算審査の充実、審査のため委員会を開くこと十七回、別に述べるような

録によって御承知願います。
ついて熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議及び冠婚葬祭互助会の解約をめぐる問題など行財政全般に及び冠婚葬祭互助会の解約をめぐる問題など行財政全般に会計検査院法改正、財政再建、行政改革、外交・防衛、教会計検査院法改正、財政再建、行政改革、外交・防衛、教

昭和六十一年五月十六日、質疑を終了し、討論に入りま

した。

議決案の第一は、本件決算の是認、

第二は、

内閣に対す

討論では、日本社会党を代表して梶原理事、公明党・国る六項目の警告であります。

告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

一世事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案には賛成である旨の意思が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して帰本委員が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して帰本委員が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して帰本委民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して帰本委民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して帰本委民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して帰本委民会議を代表して服部理事、公明党・国民会議を代表して限原理事、公明党・国民会議を代表して限原理事、公明党・国民会議を代表して限原理事、公明党・国民会議を代表して限原理事、公明党・国民会議を代表して限原理事、公明党・国民会議を代表して限原理事、公明党・国民会議を代表して限度理事、公明党・国民会議を代表して限度理事、公明党・国民会議を代表して限定の意見が述べられました。

警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議もって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数を

決された次第であります。

昭和五十八年度決算にかかわる内閣に対する警告は次の

とおりであります。

(1) 最近、日本道路公団横浜管理事務所及び海洋科学技術として、厳しく非難されなければならない行為が発また、公務員等が、いわゆる国鉄ゲリラ事件に見られるような破壊行為に参加して逮捕されるなど、公務に携わる者として、厳しく非難されなければならない行為が発生し、といることは極めて遺憾である。

るとともに、関係機関に対しても指導を強化すべきであうな事件の再発を防止するため、厳正な綱紀の粛正を図政府は、公務員等に対する国民の信頼を損なうこのよ

は遺憾である。いないとの指摘が決算審査の過程において行われたことなものとなつているが、援助の目的が十分に達せられて②「わが国の政府開発援助は、年々増加し、その額は膨大

定に資するため、適正かつ有効に使用されるように援助とにかんがみ、同援助が相手国国民の生活向上と民生安政府は、政府開発援助の原資が国民の税金等であるこ

の実施手続及び評価体制の改善を図るべきである。

(3) 一部の精神病院において、同意入院患者の保護義務者の選定に必要な手続を踏んでいないまま入院させていた事例、あるいは病院内における調査請求制度の周知方が事例などがあつたことは、精神病院において、同意入院患者の保護義務者

政府は、同意入院制度の見直しをはじめとして精神衛政府は、同意入院制度の見直しをはじめとして精神衛

(4) 農林水産省の国営かんがい排水事業の中には、設定された工期をたびたび変更し、着工以来長期間を経過してれた工期をたびたび変更し、着工以来長期間を経過してる総償還額が増嵩している事業の完了後受益農家が負担する。

り巻く社会経済情勢に著しい変化を生じること、受益者所期の工期を大幅に超過することは、その間に農業を取政府は、同事業が相当の年月を要するものとはいえ、

力をすべきである。
事業の遅延による過大な負担を及ぼさないよう格段の努の事業を一層促進し、その早期完了に努め、受益農家に財政資金の効果の速やかな発現を図る観点から、継続中財をすべきである。

政府は、この種事態の再発防止のため、実効ある綱紀の所は、この種事態の再発防止のため、実効ある綱紀が発生したことは遺憾である。 はいないよう厳正を期すとともに、設備共同廃棄事業にとのないよう厳正を期すとともに、設備共同廃棄事業にとのないよう厳正を期すとともに、設備共同廃棄事業にをのて積算したため、契約額が過大になり国損を招く主薬に発して積算したため、契約額が過大になり国損を招く主薬に発して積算したため、契約額が過大になり国損を招く事業にが発生したことは遺憾である。

**積算体制の全面的見直しのほか、職員の教育、訓練の充政府は、このような単純な積算誤りを防止するため、** 

実等を図り、官庁営繕工事の予算執行に厳正を期すべき

である。

ります。

いずれも多数をもつて異議がないと議決された次第であ

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、

以上、御報告申し上げます。

本院議員提出法律案
<u></u>
件

番

号

件

名

角

日

付 月 備

H

提 本

出月日 院

付委

託会

議委 員 議

决会

議本

決議

付委 員 衆

託会 議委 員 議

決会

議本

決議

備

考

院 会

蒷

提

出

者

予

送

^

参

院 슾

8

を改正する法律案<br />
事務費の交付に関する法律の一部国会における各会派に対する立法

委議

完<sub>員</sub>

**一**長営

四

夳、

뗃

六一、四、

(予)

可즉

決 四

可六

決四

可壳

泱 \_

四

呵

四

院

運 껃

9

る法律案 日当に関する法律の一部を改正す 議院に出頭する証人等の旅費及び

委議

員

**一長営** 

뗃

四

予)

可

可

뗃

뗃

四

泱 四

可

쩓

決 —

泱 四

院

異運

10

法律の一部を改正する法律案国会議員の秘書の給料等に関する

委議

員

一長営

뗃

四

(予)

可

뗻

뗃

四

泱 四

泱 四

可

뗃

决 —

可

**`**運

院

衆議院議員提出法律案(三件)

10	番 号	
国会法の一部を改正する法律案	件	
外 七 名	(月日)	提出者
六、五、三	付月日	予備送
六、五、四	出 月 日	衆へ提
!	付委 員 託会	参
	議委 員 決会	議
可二、五四	議本 会 決議	院
二、 (予)	付委 員 託会	衆
可空、五三	議委 員 決会	議
可一、五、五、五、	議本 会 決議	院
	備	
L	i	

参議院規則の一部を改正する	<b>件</b> -		
る規則案	1	Ži,	
外遠 を 七 安 君 君	E		
   	<b>'</b>	提	
= 	日	出	
	付	委	
/ / _	託	員 会	
	議	委	
/	決	負会	
可六	議	本	
決三	   決 	会議	
	()	ii	
		z. O	

# 国会法の一部を改正する法律案(参第一〇号)

#### 要旨

のとおりである。
調査会を設けようとするものであつて、その主な内容は次に国政の基本的事項に関し長期的かつ総合的な調査を行うに国政の基本的事項に関し長期的かつ総合的な調査を行う

参議院の議決でこれを定めること。的な調査を行うため、調査会を設けることができること、のな調査を行うため、調査会を設けることができること、のな調査を行うため、調査会を設けることができること、一、参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合

する間、その任にあるものとすること及び調査会長は、二、調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続

の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用すること。三、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国務大臣

調査会においてその委員がこれを互選すること。

#### 趣旨説明

四

本法律は、第百五回国会の召集の日から施行すること。

院にふさわしい審議を行う機関として、新たに国政の基本本案は、先般の参議院改革協議会の答申に基づき、参議案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律

的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行う調査会を設

けようとするものであります。

本案は、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明やつておりません。

以下、本案の内容について申し上げます。

きることとし、この調査会は、参議院議員の半数の任期満的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることがでまず第一に、参議院は、国政の基本的事項に関し、長期

なお、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院

了の日まで存続することとしております。

第二に、調査会の委員は、議院において選任し、調査会の議決でこれを定めることとしております。

調査会においてその委員がこれを互選することとしておりが存続する間、その任にあるものとし、また、調査会長は、

務大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用する第三に、調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国

こととしております。

からこれを施行することとしておりますほか、関係法律になお、附則において、本改正は第百五回国会の召集の日

ついて所要の整備を行うこととしております。

何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げます。以上が、本案の趣旨及びその内容でございます。

の一部を改正する法律案(衆第八号)国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律

#### 要旨

本案の内容は、次のとおりである。

立法事務費の月額六十万円を六十五万円に改める。

2 本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一

日から適用する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、御報

告申し上げます。

まず、国会における各会派に対する立法事務費の交付に

上げようとするものであります。 法事務費の月額を、議員一人につき現行より五万円を引き関する法律の一部を改正する法律案は、本年四月から、立

び日当を支給しようとするものであります。参考人に対し、委員会に出頭した参考人と同様に、旅費及律の一部を改正する法律案は、政治倫理審査会に出頭した次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法

るものであります。
二十五年以上の秘書に永年勤続特別手当を支給しようとす勤続特別手当の支給率を改善するとともに、新たに、勤続勤続特別手当の支給率を改善するとともに、新たに、勤続正する法律案は、本年四月から、議員の秘書に支給される次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改

以上、御報告申し上げます。可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました。以上三案は、委員会におきまして審査の結果、いずれも

改正する法律案(衆第九号)議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を

本案の内容は、次のとおりである。

- 当を支給することとする。
  1 政治倫理審査会に出頭した参考人に対し、旅費及び日
- 2 本法律は、公布の日から施行する。

### 委員長報告

前掲委員長報告参照

案(衆第一○号)国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

#### 要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 日から適用する。
  2 本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一

#### 委員長報告

## 一九九ページ参照

# 参議院規則の一部を改正する規則案

#### 趣旨説明

規則案について、提案の趣旨を御説明いたします。 会に関し、所要の規定の整備を行おうとするものでありま 本案は、今般の国会法の一部改正に伴い、参議院の調査 ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する

議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において設 以下、その内容を申し上げます。 まず第一に、調査会の設置時期について、調査会は、参

に、これを開くことができることとしております。 と、この場合、調査会長は、勧告の趣旨及び内容を記載し 項に関し、法律案の委員会提出を勧告することができるこ 置するものとしております。 第三に、法律案提出の勧告について、調査会は、調査事 第二に、調査会の公聴会は、調査のため必要があるとき

> ます。 としておりますほか、行為規範及び参議院政治倫理審査会 日、すなわち、第百五回国会の召集の日から施行すること 参考人、委員派遣等所要の規定を準用することとしており 調査会の組織、運営等について、委員会の理事、小委員会、 有する職員の配置について、それぞれ規定を置くとともに、 れを適当の委員会に送付することとしております。 た文書を議長に提出しなければならないこと、議長は、 なお、附則において、本改正は国会法の一部改正施行の 以上のほか、調査報告書、議院への報告、専門的知識を ح

規程について所要の整備を行うこととしております。 何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げます。 以上が本案の趣旨及びその内容でございます。

## ○科学技術特別委員会

## 内閣提出法律案 (二件)

l01 8 国 会	101 7 国 会		9	番 号	
海洋開発委員会設置法案	海洋開発基本法案		る法律の一部を改正する法律案燃料物質及び原子炉の規制に関す原子力基本法及び核原料物質、核	件	
外 (四)三) (四)三)	外 二 名 田		外 三 名	(月 日)	提出者
			六、五、三	付 月 日	予備送
				出 月	衆へ
				日	提
三三二 未	60′三′元		六一、 五、九 未	付 員 会 養	参
				負 決会	議
7	了	·	了	議本 会 決議	院
			科学技術(予)	付委 員 託会	衆
				<b>議委</b> 員 決会	議
				議本 会 決議	院
				備	
				考	

74	59	# <del>5</del>	
研究交流促進法案	関する法律の一部を改正する法律案核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に	件	
"	衆	院譲	先
	<del>~</del>	月	提
0111	六、	日	出
四宝宝	六一、 五、 九	付委 員 託会	
可  共 決	可	議委員決会	議
可  共  決	可、兵二	議本 会 決議	院
科学 投 代 九	科学技術	付委 員 託会	衆
可哭決	可 <u>二、</u> 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	議委 員 決会	議
可四二次三次三次三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	可六、	議本 会 決議	Bč
参本会議趣	衆本会議	決議備	

本院議員提出法律案(三件)

## 衆議院議員提出法律案(一件)

13	<b>番</b>	1	
る法律の一部を改正する法律案燃料物質及び原子炉の規制に関原子力基本法及び核原料物質、	件		
す核			
外関	月	提	
○ ○ ○ ○ ○ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ に こ に に に に に に に に に に に に に		出	
四 正 名君	<u>B</u>	者	
<b>六</b>	付月	予備	
鬥八	日	送	
	出月	本院	
	日日	へ提	
二 ○ ○ 子)	付委 員 託会	参	
	議委 員 決会	議	
	(本 会 決議	院	
科学技術	付委 員 託会	衆	
	議委員決会	議	
······································	議本会	院	
<b>撤</b>	決議		
会許可回八	考		

# 部を改正する法律案(閣法第五九号)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一

#### 要旨

改正に伴う規定の整備を行おうとするものであり、その主きの確保を図りつつこれを計画的に進めるため、廃棄物埋全の確保を図りつつこれを計画的に進めるため、廃棄物埋建搬の確認等の規制を円滑に実施するため、指定検査機関連搬の確認等の規制を円滑に実施するため、廃棄物埋金の確保を図りつつこれを計画的に進めるため、廃棄物埋金に済に伴う規制を関係を設け、原子力の研究、開発及び利用の進展に対応

な内容は次のとおりである。

、放射性廃棄物の廃棄の事業に関する規定の新設

## 一 廃棄の事業の許可等

の許可を受けなければならないこと。事業」を行おうとする者は、それぞれ内閣総理大臣処分がされるまでの間管理する等の「廃棄物管理の処分がされるまでの間管理する等の「廃棄物管理のない。放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分する。

なければならないこと。 全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重して行わ全審査を行うとともに、原子力委員会及び原子力安2 内閣総理大臣は許可を行うに際しては、慎重な安

## /--` 廃棄物埋設に関する確認等

廃棄物埋設施設が技術上の基準に適合することについ て内閣総理大臣の確認を受けなければならないこと。 廃棄物埋設事業者は、埋設しようとする廃棄物及び

## (三) 設計及び工事の方法の認可等

内閣総理大臣の認可を受け、かつ、使用前に内閣総理 の工事に着手する前に、設計及び工事の方法について 大臣の検査に合格しなければならないこと。 廃棄物管理事業者は、政令で定める廃棄物管理施設

#### (29) その他

子力事業者と位置づけ、廃棄の事業に係る原子力損害 賠償責任を一元的に負わせること。 廃棄事業者を原子力損害の賠償に関する法律上の原

二、原子力施設に関する検査等の規定の整備

国の指定する確認機関が行えるようにすること。 る確認の業務のうち定型的な業務についても、同様に、 核燃料物質等の運搬の際の確認、放射性廃棄物に関す 国の指定する検査機関が行えるようにするとともに、 溶接の方法及び検査等 原子力施設の検査業務のうち、溶接検査について、

保、低レベル放射性廃棄物の陸地処分の安全性、高レベル

委員会におきましては、電気事業者等の発生者責任の担

放射性廃棄物の処理処分技術の開発、海外への再処理委託

#### $(\underline{\phantom{a}})$ その他

ついて所要の規定を整備すること。 指定機関の指定基準及び指定機関に対する監督等に

### 委員長報告

ます。 術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げ ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技

の整備を行おうとするものであります。 整備を図り、また、原子力施設の検査、核燃料物質の運搬 物の廃棄に関し、十分な安全確保を図りつつ、これを計画 査等を行わせることができるようにするなど、所要の規定 の確認等の規制を円滑に実施するため、指定機関に溶接検 て許可制度を設けるなど、その規制に関し、所要の規定の 的に進めるため、廃棄物埋設及び廃棄物管理の事業につい て生ずる核燃料物質または核燃料物質によつて汚染された 本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展に伴つ

われましたが、その詳細は会議録に譲ります。意見聴取を二度行うなど、長時間にわたる熱心な審議が行われ、さらに、学識経験者及び地元関係者による参考人の地問題及び原子炉の安全確保対策等広範にわたり質疑が行地問題及び原子炉の安全確保対策等広範にわたり質疑が行い代う返還廃棄物対策、青森県の核燃料サイクル施設の立

意見が述べられました。

・国民連合を代表して山田委員からそれぞれ賛成する旨の

・村理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事、民社党

た村理事、公明党・国民会議を代表して塩出理事、民社党

で大表して稲村理事、日本共産党を代表して佐藤委員からそ

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を

以上、御報告申し上げます。

# 研究交流促進法案(閣法第七四号)

#### 要旨

りである。
本法律案は、我が国の科学技術に関する試験研究の効率

#### 一、定義

- で政令で定めるものをいう。 に係るものを除く。)に関する試験研究を行う国の機関(1) 「試験研究機関等」とは、科学技術(人文科学のみ
- 二、外国人の研究公務員への任用官のうち研究を行う者として政令で定める者をいう。に教育職(国立大学の教員を除く。)、医療職又は自衛② 「研究公務員」とは、研究職(補助者を除く。)並び
- ようにすること。
  究公務員(防衛庁の職員を除く。)に外国人を任用できる究公務員(防衛庁の職員を除く。)に外国人を任用できる就験研究機関等の専ら研究に従事するハイレベルの研
- 三、研究集会への参加

研究公務員に職務専念義務の免除による学会等への出

席の道を開くこと。

四、研究公務員に関する国家公務員等退職手当法の特例

り研究組合、民間企業等の研究に従事させる場合の退職共同の研究開発の促進のため、研究公務員を休職によ

手当上の不利益をなくすこと。

共同の研究開発の促進のため、受託研究に係る特許権五、国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与

等研究成果の取り扱いを改善すること。

について、相互に無償又は廉価による使用を認めること外国政府等との共同研究の成果から生まれた特許権等六、国際共同研究に係る特許発明等の実施

ができるようにすること。

七、国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄

請求権を相互に放棄できるようにすること。外国政府等との共同研究の実施に伴い生ずる損害賠償

八、国有施設の使用

の推進が特に有益であると認められる試験研究を行う者験研究機関等が行つている研究と密接な関連を有し、そ研究交流の促進を図るため特に必要がある場合で、試

ができるようにすること。に対し、試験研究機関等の施設を廉価で使用させること

九、配慮事項

を払うものとすること。
並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮
立ては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務
国は、国の研究に関し国際的な交流を促進するに当た

### 委員長報告

告申し上げます。
て、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報て、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報ただいま議題となりました研究交流促進法案につきまし

うとするものであります。国における科学技術に関する試験研究の効率的推進を図ろを促進するために、必要な措置を講じることにより、我が本法律案は、科学技術に関する国と国以外の者との交流

研究公務員の人材確保策等、広範にわたり、熱心な質疑が民間企業等と国の試験研究機関との研究交流のあり方及び由、軍事目的の研究とのかかわり方、SDI研究との関連、委員会におきましては、本法律案に防衛庁職員を含めた理

行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

れぞれ賛成する旨の意見が述べられました。 代表して稲村理事、日本共産党を代表して塩出理事から、そ代表して稲村理事、日本共産党を代表して佐藤委員から、質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

内閣提出法律案(一件)

22	番号		
実   公職選挙法の一部	件		
部を改正する法律	名		
査に関す 会に関す 会に関す	月	提出	
二、五二 別委員長 関する調 選挙法改	日)	者	
宫、	付	予	
五、二	月	備	
五二七		送	
二、二	出月	本院	
三	日日	へ提	
六、	付委		
五二	員	参	
	託会		
可六、一	議委員	議	
英 決 三	決会		
可六	議本	<b>p</b> ->-	
五	会	院	
决三	決議		
	付委 員		
	託会	衆	
	議委		
	員	議	
	決会		
可点	議本会	院	
决 完	決議		
	備		
	考		

衆議院議員提出法律案(一件)

16	番号	- 1	
法律の一部を改正する法律案国会議員の選挙等の執行経費の基準に関	件		
関 す る			
**************************************	院諭	先	
<b>츳</b>	月	提	
극 五	日	出	
∴ 、 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六	付委 員 託会		
可六、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三	議委員	議	
<del>决 七</del> 可 六、三、三、 次 <del>次</del> 次 二、 三、 一 次 次 二 次 次 二 次 次 二 0 次 3 分 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元	決議本会議	院	
査 特 委 法改正調 公職選挙	付委 員 託会	衆	
可六、三、	議委員決会	議	
决 式 、	議本 会 決議	1	
	G	Ħ	
	į	考	

# 正する法律案(閣法第一六号)国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改

#### 要旨

おりである。即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとの経費で地方公共団体に交付するものの現行基準を実情に本案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担す

を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。一、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管

## 委員長報告

び結果を御報告いたします。を改正する法律案について、委員会における審査の経過及国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部

以上、御報告申し上げます。

# 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二二号)

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、衆議院議員の定数是正
- すべき議員の数は、次のとおりとする。 当分の間、衆議院議員の次の各選挙区において選挙

## 1 定数を増員すべき選挙区

北海道第 区 六人 (現行 五人

埼玉県第 三区 四人 (現行 三人

同 第 四区 四人 (現行 三人

千葉県第 区 五人 (現行 四人

東京都第十一区 同 第 四区 五人 四人 (現行 (現行 三人

神奈川県第三区 四人 (現行 三人 四人

大阪府第 三区 五人 (現行 四人

2 定数を減員すべき選挙区

秋田県第 <u>二</u>区 三人 (現行 四人

山形県第 三区 三人 (現行 四人

新潟県第 三区 三人 (現行 四人

第 四区  $\frac{-}{\lambda}$ (現行 三人

同

兵庫県第 五区 (現行 三人 石川県第

三区

二人

(現行

三人

鹿児島県第三区 二人 (現行 三人

(三) 行 議員の選挙区については、和歌山県海草郡の区域 当分の間、隣接選挙区との境界を変更すべき衆議院 和歌山県第一区)は和歌山県第二区に属するもの (現

> 三区)との格差は、二・九九倍となるものである。 たりの人口の最高(神奈川県第四区)と最低(長野県第 二区に属するものとする。 以上の措置により、衆議院議員の選挙区別議員一人当 分郡挾間町の区域 第一区)は愛媛県第三区に属するものとし、大分県大 とし、愛媛県伊予市及び伊予郡の区域 (現行 大分県第一区)は大分県第 (現行 愛媛県

一、施行期日

以後初めて公示される総選挙から施行するものとする。 この法律は、公布の日から起算して三十日に当たる日

### 委員長報告

ける審査の経過及び結果を御報告いたします。 公職選挙法の一部を改正する法律案について委員会にお

界変更を行うことを内容とするものであります。 当たりの人口の著しい格差を是正し、三倍未満とするため 数は一人増員して五百十二人とすること、また、議員一人 の減員を行い、三選挙区の区域について隣接選挙区との境 八選挙区において各一名増員し、七選挙区において各一名 本法律案は、当面の暫定措置として、衆議院議員の総定

しております。当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものと当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するものとなお、法律の施行日は、公布の日から起算して三十日に

調査特別委員長三原朝雄君より趣旨説明を聴取したのち、委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する

質疑を行いました。

質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するので質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するので質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するので質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するので質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するので質疑の過程では、総定数一名増は行政改革に反するので

委員会においても、この点の改正は遺憾であるとの指摘

あたりたい」旨の決意の表明がありました。
ことで努力してきた経緯をふまえ、議員総定数の見直しにいては、抜本改正を行う際、定数の増員は行わないというり、「今回の改正は暫定措置であるので、御指摘の点につがあつたところでありますが、これに対しては、提案者よがあつたところでありますが、これに対しては、提案者よ

て提案趣旨の説明が行われました。質疑を終局し、次いで、日本共産党提出の修正案につい

対論に入りましたところ、日本社会党を代表して、上野村論に入りましたところ、日本社会党を代表して山中委員より修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して金が修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して金が修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して、上野り修正案に賛成、原案に反対、日本社会党を代表して、上野り修正案に賛成、原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

り可決すべきものと決定いたしました。少数により否決され、本法律案は、多数をもつて原案どお討論を終わり、採決を行いましたところ、修正案は賛成

以上、御報告いたします。

# ○補助金等に関する特別委員会

## 内閣提出法律案(一件)

	Τ _				
4	1	番号			
国の補助金等の臨時特例等に関する法律	件				
<b>案</b> 					
· 衆 	院諭	先			
<b></b>	月	提			
	日	出			
六二、	付委員				
一六	託会	参			
可六	議委	2 <b>4</b>			
	員 決会	議			
可六、	議本会	院			
<u> </u>	決議 付委				
	負	衆			
蔵 (修二、)	託会議委				
	員	議			
四 正六 修六、	決会				
16 六、四、三 正	議本 会 決議	院			
<b>参</b>	備				
《本会議趣旨説明 《本会議趣旨説明 》 《本会議趣旨説明	考				

# 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(閣法第四号)

#### 要旨

本法律案は、最近の財政状況、社会経済情勢の推移及び

金等に関する臨時特例等の措置を定めようとするもので、累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、国の補助

その主な内容は次のとおりである。

一、補助率等の引き下げ(四十四法律)

ける地方公共団体に対する国の負担又は補助の割合を引昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度にお

き下げる。

の執行、財政運営に支障のないよう財政金融上の措置をなお、この対象となる地方公共団体に対し、事務事業

講ずる。

二、一般財源化(二法律)

地方公共団体の事務事業として同化定着している補助

金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への

振りかえを行う。

昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度にお三、特別会計への国庫負担金等の繰り入れの特例(三法律)

ととする。
事務費についての一般会計からの繰り入れは行わないこ特例を定めるとともに、地震再保険、自賠責再保険に係るいて、厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰り入れの

れている。十一年四月一日」を「公布の日」とするなどの修正が行わ十一年四月一日」を「公布の日」とするなどの修正が行わなお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六

### 委員長報告

まする臨時特例等の措置を定めたものであります。 でおける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。 というな、 ではいる審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。 でおける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。 でおける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。 でだいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に

公共団体の運営に支障を生じないよう財政金融上の措置をは補助の割合を引き下げるとともに、その対象となる地方度までの各年度における地方公共団体に対する国の負担又その内容は、第一に、昭和六十一年度から昭和六十三年

ます。

四十九項目、四十八本の法律に係る改正を行うものでありの一般財源措置に振りかえること。第三に昭和六十一年度の一般財源措置に振りかえること。第三に昭和六十一年度は定式がる。第三に昭和六十一年度があること。第二に地方公共団体の事務又は事業として同ます。

七日に衆議院から送付されました。本法律案は去る一月二十四日、国会に提出され、四月十

策定等の質疑がありました。担の見直し、年金事業への国庫負担繰入停止と返済計画の定期間中に見合う財源補てん策、国と地方自治体の役割分だによる地方自治体への負担転嫁と住民福祉への影響、暫下げた補助率の暫定期間経過後の取り扱い、補助率引き下下げた補助率の暫定期間経過後の取り扱い、補助率引き下

ました。

定による国民健康保険の赤字補てん等について質疑がありの情による国民健康保険の赤字補でん等について質疑がありいでである。

一次信脱却の可能性、財政支出の後年度先送り、補正予算の次信脱却の可能性、財政支出の後年度先送り、補正予算の次に財政問題に関する質疑として、昭和六十五年度赤字

の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。その他、質疑は広範多岐にわたつて行われましたが、そ

反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

「大力の旨、それぞれ意見を述べられました。

され、多数をもつて当委員会の決議とすることに決定いたクラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案が提出本社会党、公明党・国民会議、民社党・自由国民会議、日案どおり可決すべきものと決定いたしました。 討論を終局し、採決の結果、本法律案は、賛成多数で原

以上、御報告申し上げます。

しました。

○委員会付託に至らなかつたもの

内閣提出法律案(一三件)

	69	57	56	55	54	53	25	10	番号	
	鉄道事業法案	措置法案 措置法案 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道	日本国有鉄道清算事業団法案	新幹線鉄道保有機構法案	に関する法律案に関する法律案	日本国有鉄道改革法案	老人保健法等の一部を改正する法律案	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する	件	
	"	"	"	"	"	"	"	衆	院議先	<u>:</u> —
	른	=	폭	Ę	득	=	=	<u>수</u> 극	月提	
F	兲 	三	=	≡.	=	=	一一	<u> </u>	日出	 }
									付 託議 決	
									議本 会 決議	દે
	運	運	運	運	運	運	社 会	内六	付委	
	兵 輸力	毛 輸丸	兵 輸九	五 輸九	兵 輸九	兵 輸丸	社会労働	閣人	員 託会	₹ .
	継	継	継	継	継	継	継	継	議委	
	続	続	続	続	続	続	続	続	負 議 決会	
	審	審	審	審	審	審	審	審	議本 会 院	č
	査	査	査	査	査	査	査	査	決議	
	衆 本 会 議 趣 旨 説 明 九						衆本会議趣旨説明四二	衆本会議趣旨説明六、四、八	備考	

78	75	72	71	70		番 号 
う事務の整理及び合理化に関する法律案地方公共団体の執行機関が国の機関として行	法律案国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する	地方自治法の一部を改正する法律案	案 が納付金に関する法律の一部を改正する法律 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及	日本国有鉄道改革法等施行法案		<b>牛</b>
"	"	"	"	衆	院諭	養先
				<b>本一、三二</b>	月	提
芸	III'110	三元	른 그	른	日	出
					付委 員 託会	参
					議委 員 決会	議
					議本会決議	院
内四、	社会労働	地方行政	地方行政	運二、五、私	付委 員 託会	衆
継	継	未	継	継	議委	عدد
続	続		続	続	<b>員</b> 決会	議
審	審		審	審	議本会	院
查	査	了	査	査	決議	
	衆本会議趣旨説明四六	衆本会議趣旨説明	衆本会議趣旨説明 五三	衆本会議趣旨説明六、五、九	備	

23	17	16	15		番号
止等に関する法律案ためのスパイクタイヤの使用の禁環境汚染及び道路損耗を防止する	用対策特別措置法案日本鉄道株式会社希望退職者等雇	債務の処理に関する法律案日本国有鉄道の解散及び特定長期	日本鉄道株式会社法案	4	‡ 3
外戸田	外嶋	外嶋	外嶋	月	提
○五菊	崎八二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	崎 八 (2) 譲	会崎	,,	出
五 雄 〇 <b>名</b> 君	三 名君	(G) 譲 三名君	(六) 四三五	旦	者
			<b>二</b>	付	予
五、一九	乓	<b>五</b>	乓	月	備
九	九	九	九	出出	送 本
				月	院へ
				日	提
				付委 員 託会	参
				議委	
:				員	議
				決議 会議	院
環	運	運	運六	付委	
五	再	五	垂	員	衆
境九	輸丸	輸九	輸九	託会	
継	継	継	継	議委員	議
続	続	続	続	決会	哦
審	審	審	審	議本	院
査	査	査	査	会 決 <b>議</b>	,,,
_ <del></del>	_=			備	 i
	····	<b>趣旨説明</b>		考	

#### (4) 本会議決議

2	1	番号
の経営改善に関するな森林・林業・林産業の	関する決議案ソ連邦チェルノブイ	件
決議案の活性化と国有林野事業	イル原子力発電所の事故に	名
外成	外馬	提
相八善	場六	出
+	富	者
名君	名君 六1、兵八	<b>提</b> 出 月
		付 <b>委</b> 員 託会
		議 <b>委</b> 員 決会
μĺ	可六	議本
五 決	五 決 九	会 決議
		備
		考

議第一号)ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議(決

ている。生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与え生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与え去る四月下旬、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所で発

点について適切な措置を講ずべきである。 よつて、政府は速やかに関係諸国と協力しつつ、次の諸

右決議する。

一、事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開及び

提供をソ連邦に求めること。

二、国際原子力機関を中心とし、事故の原因究明、情報分

合の国際的対応のあり方について討議し、早期実現を図析等に努めるとともに、本件のような事故が発生した場

ること。

査体制を充実強化するなど放射能対策に万全を期するこ事故の教訓を十分反映させること。また、環境放射能調三、国内の原子力発電所における安全の確保と安全規制に

# 森林・林業・林産業の活性化と国有林野事業の経営改善に関

### する決議(決議第二号)

民の要請は急速に高まつている。国土保全等森林の有する公益的機能の維持増進に対する国国土保全等森林の有する公益的機能の維持増進に対する国緑の維持・培養、水資源の確保、大気の浄化、保健休養、

多角的機能の高度発揮に支障をきたしている。
の生産活動が停滞し、水資源の確保をはじめ森林の有する
がの輸入、林業諸経費の増嵩、山村の過疎化、林業労働力
はの輸入、林業諸経費の増嵩、山村の過疎化、林業労働力

ることが急務となつている。果たしてきたが、財務事情が悪化し、その改善方策を講ず公益的機能の発揮、農山村地域振興への寄与等その使命を国有林野事業は、長い間、林産物の計画的・持続的供給、

また、最近の国際環境の変化は、森林・林業・林産業に

悪影響を及ぼすことも懸念される。

つあり、この状態がつづくならば将来において地球的規模さらに、近年、森林・緑資源が世界的に急速に減少しつ

を図るとともに、森林資源の維持・造成について国際協力で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人

右決議する。

の一層の拡充を図るべきである。

## 三、請願の審議経過

### ⑴ 請願件数表

	経対	沖	選	災	科	予	建	運	商	農	社	文	大	外	法	地	内	委	
計	済ィ	縄	挙	害	学		:			林	会					方		員	
āl	援 <sup>リ</sup> ピ	北	制	対	技				:	水	労					行		具	
	助ン	方	度	策	術	算	設	輸	I	産	働	教	蔵	務	務	政	閣	会	委
																		付	
			_				三		==0	_	九八	一二七	三五	九三	111	· 九	二九二	託	
	三	五	六		六	五.	EO	五.	$\circ$	四	八	七	六		八	九二			
_																		採	員
三七五		_	0			0	0	二六	五	  八	五五五	九	0	0	四	0	一六七	択	
								,				, ,		)			)	不	
																		採	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	択	会
-																		未	
九五六		_					==0	一八九	1 11	一六	八三	<u> </u>	三五	九三	]:]	九	三五	了	
六	Ξ	四	六	_	六	<u>Б</u> .	0	九	<i>1</i> 1.	六	=	八	六	=	四	<u> </u>	<u>Ti.</u>		<b>-</b>
																		採	本会
二七五	0		0	0		0		그	五.	八	五五五	九	0	0	四	0	六七	択	議
提出総数は三三三三件、取下げ二件																	内閣に送付するを要しないもの二		出

○内閣委員会 一六七件

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願(第一一号外七

シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願(第四五号外

台湾出身元日本軍人軍属補償のための立法措置に関する請

(第一八二号)(内閣に送付するを要しないもの)

台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(第三○六号

外三()件)

石川県の寒冷地手当改善に関する請願(第六六六号外一一

件

新潟県朝日村の寒冷地手当改善に関する請願(第一〇八八

号外三件)

新潟県下田村の寒冷地手当改善に関する請願(第一〇八九

号外三件)

長野県木祖村の寒冷地手当改善に関する請願 (第一○九○

号

長野県楢川村の寒冷地手当改善に関する請願(第一〇九一

号)

栃木県の寒冷地手当改善に関する請願(第一一〇一号)

長野県諏訪郡富士見町の寒冷地手当改善に関する請願 (第

一一七号)

兵庫県宍粟郡千種町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する

請願 (第一一一八号)

兵庫県宍粟郡波賀町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する

請願(第一一一九号)

岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願 (第一一九四号)

元軍人軍属恩給欠格者に対する恩給の支給等に関する請願

(第一二四九号)

兵庫県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三一一号)

台湾出身元日本兵等に対する補償及び救済制度の早期確立

に関する請願(第一四一七号)

傷病恩給等の改善に関する請願 (第一四一八号外二五件)

富山県宇奈月町の寒冷地手当是正に関する請願(第一五○

七号)

台湾人元日本軍人軍属に関する請願 (第三一六五号)

(内閣に送付するを要しないもの)

私学助成制度の充実強化に関する請願

現行学校給食制度の維持に関する請願

(第一四二〇号)

(第一四二一号)

○法務委員会

四件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する

請願(第一三〇五号外三件)

○文教委員会

九件

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第二七号)

学校給食制度の根幹堅持に関する請願(第二八号)

公立の小学校及び中学校における事務職員、学校栄養職員 の人件費等の義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

(第五七号)

私学助成の充実に関する請願(第五八号)

私学助成の大幅拡充に関する請願(第一一二号)

過大規模学校の分離促進に関する請願(第一一三号)

国庫負担制度維持に関する請願(第一一四号) 学校事務職員及び学校栄養職員について現行の義務教育費

○社会労働委員会

一五五件

保育所制度の充実に関する請願 (第一号外二八件)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一九三号外二

八件)

国立腎センター設立に関する請願(第六〇二号外一一件)

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第

一六八八号外二三件)

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

(第

一六八九号外二二件)

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願 (第

一六九〇号外二三件)

小規模障害者作業所の助成に関する請願 (第二三四一号外

一 ()件)

高齢者福祉の充実に関する請願(第三○八四号外一件)

精神障害者福祉法の制定に関する請願(第三一七九号)

九号)	運転代行	──運輸委員会	中小企業の円点(第一一九号)	中小企業	○商工委員会	森林•林	農用地開	(第三六号)村〈いら初』	公 公 公 公 公 公 公 公  <br< th=""><th>○農林水産委員会</th></br<>	○農林水産委員会
韓国漁船の取締り強化等に関する請願(第一四二三号)	九号) 運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願(第三九	二六件	中小企業の円高不況対策に関する請願(第二四七号外三件)(第一一九号)	中小企業・下請企業に対する円高緊急対策に関する請願	五件	森林・林業の活性化に関する請願(第二二二七号外三件)	農用地開発公団の存続に関する請願(第二二二六号外二件)	号) 被害文労牛另抗量治の近月其的処長にはごそ言原	公へいセ皮雪対策寺別告置去り適用朗艮正旻こ掲げる青頂公へいセ皮雪対策寺別告置去り適用朗艮正旻こ掲げる青頂	員会
								オプ食工処理仏質に多言願(多一三三字)	七方頂上反還足隹こ掲する青頭(第一三三号)	○沖縄及び北方問題に関する特別委員会
										一 件

## 四、委員会別国政調査概要

#### 〇内閣委員会

昭和六十一年 一月二十一日 金曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件及び総理府関係の施策に関する

件について後藤田内閣官房長官から、

総務庁の基本方針に関する件について江﨑総務庁長官から、

防衛庁の基本方針に関する件について加藤防衛庁長官からそれぞれ説明を聴いた。

○地方行政委員会

昭和六十一年 六日 木曜日

た。

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について小沢国務大臣から所信を聴い

一日 水曜日

四月

地方行財政、消防行政、 た。 昭和六十一年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴い 警察行政等の基本施策に関する件について小沢国務大臣及び政府委員に

対し質疑を行つた。

			!		
三月二十七日 木曜日	三月二十五日 火曜日	昭和六十一年	〇 法 務 委 員 会	四月二十二日 火曜日	四月  三日 木曜日
国税庁、文部省、警察庁、自治省、通商産業省、会計検査院及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。院送付)と一括議題)について鈴木法務大臣、政府委員、最高裁判所、法務省、労働省、外務省、法務行政の基本方針に関する件(裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議	を行つた。 院送付)と一括議題)について鈴木法務大臣、政府委員、警察庁及び最高裁判所当局に対し質疑法務行政の基本方針に関する件(裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議	派遣委員から報告を聴いた。 法務行政の基本方針について鈴木法務大臣から所信を聴いた。		委員から補足説明を聴いた。    昭和六十一年度の地方財政計画に関する件について小沢自治大臣から概要説明を聴いた後、政府	源エネルギー庁、厚生省、国土庁、文部省及び文化庁当局に対し質疑を行つた。地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について小沢自治大臣、政府委員、資

四月二十四日 木曜日	警察庁、労働省、厚生省、自治省及び総務庁当局に対し質疑を行つた。会汚職事件と国会議員の職務権限等に関する件等について鈴木法務大臣、政府委員、最高裁判所、件、簡易裁判所の制度見直し等に関する件、ウタリ保護施策等に関する件及び日本撚糸工業連合する件、新左翼に対する右翼民族派団体の実力行動に関する件、夫婦別氏制導入問題等に関する死刑確定者に対する信書発受及び接見の制限に関する件、裁判官の憲法感覚と厚木基地訴訟に関
〇 大 蔵 委 員 会	
昭和六十一年 一一一 金曜日	派遣委員から報告を聴いた。財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴いた。
三月 七日 金曜日	澄田智君に対し質疑を行つた。

昭和六十一年	昭和六十一年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。  文教行政の基本施策に関する件について海部文部大臣から所信を聴いた。
三月 二十日 木曜日	局に対し質疑を行つた。 文教行政の基本施策に関する件について海部文部大臣、政府委員、厚生省、防衛庁及び郵政省当
三月二十七日 木曜日	本道雄君に対し質疑を行つた。
	君及び日本青少年研究所長千石保君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。記長中小路清雄君、町田市立忠生中学校長長谷川義縁君、荒川区立荒川第四中学校教諭能重真作いじめ問題等に関する件について参考人全日本中学校長会会長鈴木誠太郎君、日本教職員組合書
五月 八日 木曜日	本道雄君及び同審議会会長代理石川忠雄君に対し質疑を行つた。 臨時教育審議会の教育改革に関する第二次答申に関する件について参考人臨時教育審議会会長岡

局に対し質疑を行つた。厚生行政の基本施策に関する件について今井厚生大臣、を行つた。
労働行政の基本施策に関する件について林労働大臣、
臣から所信及び説明を聴いた。    労働行政の基本施策に関する件及び昭和六十一大臣から所信及び説明を聴いた。
厚生行政の基本施策に関する件及び昭和六十一年度厚生省関係予算に関する件について今井厚生

二月 二十日 木曜日昭和六十一年

た。

昭和六十一年度の農林水産行政の基本施策に関する件について羽田農林水産大臣から所信を聴い

〇農林水産委員会

五月 八日 木曜日	四月 十七日 木曜日	三月二十五日 火曜日	三月 二十日 木曜日
後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた	北洋漁業対策に関する決議を行つた。日ソ漁業交渉の経過について羽田農林水産大臣から報告を聴いた。	に対し質疑を行つた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	土庁及び厚生省当局に対し質疑を行つた。 昭和六十一年度の農林水産行政の基本施策に関する件について羽田農林水産大臣、政府委員、国

#### ○商工委員会

四和六十一年 金曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について渡辺通商産業大臣から所信を聴いた。

経済計画等の基本施策に関する件について平泉経済企画庁長官から所信を聴いた。

昭和六十年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について高橋公正取引委員会委員長

から説明を聴いた。

五月二十二日 木曜日	五月 二十日 火曜日	三月 二十日 木曜日
円高対策に関する決議を行つた。	等について渡辺通商産業大臣、平泉経済企画庁長官、政府委員、建設省、国土庁、科学技術庁及理問題に関する件、大規模小売店舗出店調整に関する件、フィリピンからの木材輸入に関する件発に関する件、国内炭政策に関する件、原子力発電所の安全性に関する件、LST(揚陸艦)修門高対策に関する件、中小企業対策に関する件、地方経済の振興に関する件、住宅と市街地再開	庁、水産庁、防衛庁、大蔵省、労働省及び経済企画庁当局に対し質疑を行つた。大臣、平泉経済企画庁長官、高橋公正取引委員会委員長、政府委員、外務省、農林水産省、食糧通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について渡辺通商産業

昭和六十一年

六日

木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

昭和六十一年度運輸省及び日本国有鉄道の予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

運輸行政の基本施策に関する件について三塚運輸大臣から所信を聴いた。

○運輸委員会

大曜日 郵政行政の基本施策に関する件、春闘賃上げに対する郵政省の基本姿勢に関する件、預貯金金利郵政行政の基本施策に関する件について佐藤郵政大臣から所信を聴いた。 火曜日 派遣委員から報告を聴いた。	昭和六十一年二十五日
	○逓信委員会
国有鉄道、運輸省及び労働省当局に対し質疑を行つた。	三月二十日

監理審議会の在り方に関する件、オンライン・ネットワークの安全性・信頼性対策に関する件等

関する件、NTTの営業活動姿勢に関する件、電気通信事業への新規参入状況に関する件、電波

摩擦問題に関する件、NTTの資材調達問題に関する件、郵政省非常勤職員の労働条件の改善に

テクノロジー㈱のSDI第三次調査団への参加問題に関する件、電気通信分野における日米貿易

充強化方策に関する件、テレビ放送番組の質的向上方策に関する件、NTTエレクトロニクス・

建設委員会

経営企画本部長高橋節治君、同社常務取締役山口開生君、

同社電話企画本部副本部長小川伸夫君

について佐藤郵政大臣、政府委員、大蔵省、外務省当局、参考人日本電信電話株式会社取締役・

及び同社取締役・通信機器事業部長山本千治君に対し質疑を行つた。

昭和六十一年 六目 木曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について山崎国土庁長官、古賀北

海道開発庁長官及び江藤建設大臣から所信を聴いた。

○国民生活・経済に関する調査特別委員会

昭和六十一年 木曜日

(生活条件整備検討小委員会)

(技術革新に伴う産業・雇用 二月二十八日 金曜日

> 設省及び国土庁当局から説明を聴いた後、政府委員、建設省及び国土庁当局に対し質疑を行つたる。 大都市圏における緑地、オープンスペース、街並み及び景観の保全・形成について政府委員、建

證券経済研究所所長山本秀之君から意見を聴いた後、両君に対し質疑を行つた。 新素材産業の展望及び研究開発の課題について東京大学工学部教授柳田博明君及び株式会社第一

	構造検討小委員打合会)
_	 -

四月 日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

総合経済対策等に関する件について平泉経済企画庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、 同長

官、政府委員、大蔵省、農林水産省、資源エネルギー庁、中小企業庁、建設省、 郵政省当局及び参考人日本銀行副総裁三重野康君に対し質疑を行つた。 通商産業省、

玉

土庁、労働省、

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

四月二十五日 金曜日 (技術革新に伴う産業・雇用

四月二十三日

水曜日

構造検討小委員会

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員

長梶木又三君から、

高齢化社会に関する件について高齢化社会検討小委員長糸久八重子君から、

生活条件整備に関する件について生活条件整備検討小委員長海江田鶴造君からそれぞれ報告を聴

いた。

(高齢化社会検討小委員会) 四月二十五日 金曜日

高齢化社会に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

四月二十三日 水曜日	(安全保障問題小委員会) 三月 五日 水曜日	(外交問題小委員会) 二月 十四日 金曜日	(国際経済問題小委員会) 二月 十二日 水曜日昭和六十一年	○外交・総合安全保障に関する	五月 十四日 水曜日	(生活条件整備検討小委員会)四月二十五日 金曜日
外交・総合安全保障に関する件について中曽根内閣総理大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。	安全保障問題に関する件について意見の交換を行つた。	外交問題に関する件について意見の交換を行つた。	省及び経済企画庁当局に対し質疑を行つた後、意見の交換を行つた。経済摩擦に関する件について外務省、大蔵省及び経済企画庁当局から説明を聴き、外務省、大蔵	に関する調査特別委員会	国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。	生活条件整備に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

科学技術振興のための基本施策に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、河	四月 十一日 金曜日
科学技術振興のための基本施策に関する件について河野科学技術庁長官から所信を聴いた。	昭和六十一年 七日 金曜日
	〇科学技術特別委員会
国際経済問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。	(国際経済問題小委員会) 五月 十四日 水曜日
外交問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。	(外交問題小委員会) 五月 十四日 水曜日
安全保障問題に関する件について調査報告書を提出することを決定した。	(安全保障問題小委員会) 五月 十四日 水曜日
外交・総合安全保障に関する調査報告書を提出することを決定した。 国際経済問題に関する件について国際経済問題小委員長大木正吾君からそれぞれ報告を聴いた。外交問題に関する件について外交問題小委員長大木浩君から、 安全保障問題に関する件について安全保障問題小委員長安孫子藤吉君から、	五月 十四日 水曜日

	三月 五日 水曜日 四和六十一年	○環境特別委員会	五月 七日 水曜日	
た。	派遣委員から報告を聴いた。		ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議を行つた。いた後、同長官、政府委員、資源エネルギー庁及び外務省当局に対し質疑を行つた。ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する件について河野科学技術庁長官から報告を聴	長園山重道君に対し質疑を行つた。野科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、総務庁当局及び参考人宇宙開発事業団副理事

三月二十八日

金曜日

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について森環境庁長官、政府委員、農林水産省、総

公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

務庁、通商産業省及び警察庁当局に対し質疑を行つた。

	五月 十四日 水曜日
省、気象庁及び科学技術庁当局に対し質疑を行つた。	公害及び環境保全対策に関する件について森環境庁長官、政府委員、林野庁、厚生省、通商産業

〇災害対策特別委員会

	四月二十三日 水曜日	三月二十八日 金曜日		昭和六十一年 七日 金曜日
国土庁長官、政府委員、消防庁、林野庁、建設省及び気象庁当局に対し質疑を行つた。樹災害対策に関する件、防災マップに関する件、火山観測体制の強化に関する件等について山崎	峰温泉菊水館火災に関する件、奥日光男体山の崩壊防止対策に関する件、熊本県の寒波による果	昭和六十一年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。災害対策の基本施策に関する件について山崎国土庁長官から所信を聴いた。	自治省、消防庁及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。同件、雪害対策に関する件等について政府委員、林野庁、建設省、科学技術庁、厚生省、気象庁、	新潟県能生町の雪崩災害等に関する件について山崎国土庁長官及び政府委員から報告を聴いた後、

# ○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

第八次石炭政策に関する決議を行つた。	水 曜 日	十 一 日	五月二十一日	
た。 員、外務省、労働省当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事植松邦彦君に対し質疑を行つ員、外務省、労働省当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事植松邦彦君に対し質疑を行つエネルギー対策の基本施策に関する件について渡辺通商産業大臣、河野科学技術庁長官、政府委	金 曜 日	九 日	五 月	
から説明を聴いた。   昭和六十一年度エネルギー対策関係予算について政府委員、運輸省、文部省及び農林水産省当局信を聴いた。   エネルギー対策の基本施策に関する件について渡辺通商産業大臣及び河野科学技術庁長官から所				
派遣委員から報告を聴いた。	火 曜 日	五日	昭和六十一年	
特別委員会	対 策 特	1	エネルギ	0
賀沖縄開発庁長官から所信を聴いた。昭和六十一年度沖縄及び北方問題に関しての施策について安倍外務大臣、江﨑総務庁長官及び古	木 曜 日	三日	昭和六十一月年	———— 昭

五月 十六日 金曜日	四月二十四日 木曜日
谷和秀君に対し質疑を行つた。  長、会計検査院、総務庁、外務省当局、参考人海外経済協力基金総裁細見卓君及び同基金理事態フィリピンに対する経済援助等に関する件について安倍外務大臣、平泉経済企画庁長官、政府委熊谷和秀君及び国際協力事業団総裁有田圭輔君に対し質疑を行つた。	会計検査院長、政府委員、会計検査院当局、参考人海外経済協力基金総裁細見卓君、同基金理事フィリピンに対する経済援助等に関する件について安倍外務大臣、平泉経済企画庁長官、大久保

#### (付) I 参議院役員一覧

名	L Č			員	ł	3	集	日		会	期	中	逞	<u> </u>	T:		
諱	Ę			長	木	村	睦	男君									
豆田	[]	議		長	阿真	具根		登君									
	内			閣	亀	長	友	義君									
	地	方	行	政	増	岡	康	治君									
	法			務		宮	文	造君									
ربيد,	外			務	最	上		進君	<u> </u> 1								
常	大			蔵	Ш	本	富	雄君	1								
H	文			教	林		寛	子君									
任	社	会	労	働	岩	崎	純	三君									
=	農	林	水	産	成	相	善善	十君					-		-		
委	商			工	下	条	進-	一郎君									
	運			輸	鶴	岡		洋君									
員	逓			信	大	森		昭君									
E	建			設	小	Щ		平君									
長	予			算	安	田	隆	明君									
	決			算	丸	谷	金	保君									
	議	院	運	営	遠	藤		要君				-	-			-	
	懲			罰	森	田	重	郎君	-								
	国	民	生	活	Щ	田		譲君	;								
特	外	交 •	安	、保	植	木	光	教君	†								
13	科	学	技	術	馬	場		富君									
別	環			境	矢E	日部		理君									
	災	害	対	策	志	苫		裕君									
委	選	挙	制	度	原		文具	兵衛君	:								
員	神	縄・	· 1	: 方	夏	目	忠	雄君									
	エ	ネル	レキ	·	沢	田		精君									
長	フ	1 !	ノヒ	゜ン			 • ⊐n ¤	 #1	田中	正巳	君	( 6	5 1.	4.	1	1)	
	補	IJ	カ	金	61.	4. 1	1 設體	1.	嶋崎	均	君	( (	5 1.	4.	1 5	5)	
事	<b>₹</b>	务 ;	総	長	加菔	秦木	理	勝君									

<sup>※</sup> 補助金等に関する特別委員会は 61.5.7 消滅

#### (付) Ⅱ 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 61.5.22 現在)

△ Æ	議員数	①昭61	1.7.7 任其	胡満了	②昭6	1.7. 9 任其	7. 9 任期満了			
会 派	献貝奴	全 国	地方	計	比 例	選挙	計			
自由民主党・自由国民会議	138(7)	19(2)	49(1)	68(3)	20(4)	50	70(4)			
日 本 社 会 穷	至 42(3)	8(1)	13	21(1)	9(1)	12(1)	21(2)			
公 明 党 · 国 民 会 ii	27(2)	9	4	13	8(2)	6	14(2)			
日 本 共 産 党	14(5)	3(1)	4(2)	7(3)	5(2)	2	7(2)			
民社党·国民連合	14(1)	4	3	7	4	3(1)	7(1)			
新政クラ	3	0	1	1	1	1	2			
二院クラブ・革新共闘	3	1	0	1	1	1	2			
サラリーマン新ら	至 2	0	0	0	2	0	2			
各派に属しない議員	4(1)	2(1)	1	3(1)	0	1	1			
欠	5	4	1	5	0	0	0			
合 計	252(19)	50(5)	76(3)	126(8)	50(9)	76(2)	126(11)			

※ ()内は婦人議員数